

自己点検・評価報告書

2024年8月19日

中央大学大学院法務研究科

第1分野	運営と自己改革	
1-1	法曹像の周知	5
1-2	特徴の追求	10
1-3	自己改革	14
1-4	法科大学院の自主性・独立性	25
1-5	情報公開	27
1-6	学生への約束の履行	30
1-7	法曹養成連携協定の実施状況	32
第2分野	入学者選抜	
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	38
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	46
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	52
第3分野	教育体制	
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	56
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	60
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	63
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	65
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	67
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	69
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	72
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	75
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	83
第5分野	カリキュラム	
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	87
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	93
5-3	科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉	98
5-4	科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉	100
5-5	履修（1）〈履修選択指導等〉	102
5-6	履修（2）〈履修登録の上限〉	107
第6分野	授業	
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	109
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	112

6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	118
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	121
6-4	国際性の涵養	126
第7分野 学習環境及び人的支援体制		
7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	130
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	132
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	134
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	136
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	140
7-6	教育・学習支援体制	143
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	147
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	152
第8分野 成績評価・修了認定		
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	155
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	162
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	165
第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）		
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉	167
別紙1		別冊
別紙2		178
6-1-2 授業（2）1（1）授業の実施，（2）到達目標との関係		
■憲法分野		178
■行政法分野		181
■民法分野		184
■商法分野		187
■民事訴訟法分野		190
■刑法分野		194
■刑事訴訟法分野		198

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

中央大学(以下「本学」という。)の歴史は、1885年に増島六一郎をはじめとする18名の少壮法律家が創設した「英吉利(イギリス)法律学校」に始まる。英吉利法律学校設置時の広告には、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神が示されており、そこには、法の叡智を学び、これを社会に生起する具体的事件の解決のために用いて、人々に奉仕する修練の体得こそが肝要とする精神の原点を見てとることができる。この「実学の精神」は今日まで脈々と受け継がれ、本学は、135年を超える歴史の中で数多くの人材を法曹界に輩出してきた。

その上で、中央大学大学院学則第3条の2第2項においては、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を使命としている。

これらを踏まえて創設された中央大学法科大学院(以下「本法科大学院」という。)では、教育研究上の目的を「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」(中央大学専門職大学院学則第4条第1号)と定めるとともに、本学の伝統と実績を継承し、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神を貫くべく、次の4つを「教育理念」として示している。

- ① 市井にあまねく法律サービスをいきわたらせるため、市民が必要としている身近なホームドクター的な法曹を養成する。そのため、ホームドクター的な法曹に期待される、市民の日常生活に関わる法分野における幅広い法律知識、問題解決能力を養うとともに、豊かな人間性及び高い倫理観を涵養する。
- ② 高度化・多様化した現代社会のニーズに応える専門法曹を養成する。かかる法曹に必要とされる、国際ビジネス法、知的財産法、企業倒産法、先端技術関係法、国際関係法、公共政策決定、組織犯罪規制などの専門的な法分野における新しい知識、分析能力及び問題解決能力を涵養する。
- ③ 日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し、発展させる創造的思考力をもつ法曹を養成する。
- ④ 国民のニーズに十分応え得るレベルにまでわが国の法曹を質的・量的に拡充するため(司法制度改革の目標)、前述のような優れた資質を備えた法曹を多数輩出するよう努力する。法曹輩出の伝統を有する本学にとって、このような司法制度改革の目標達成に貢献することは社会的使命でもある。

このように本法科大学院においては、養成する法曹像として、幅広い法律知識と問題解決能力を有し、豊かな人間性と高い倫理観を備えることで、高度化・多

様化した現代社会のニーズに応え得る法曹を掲げている。

この4つの教育理念に基づき、本法科大学院は、その「養成する法曹像」のモデルを6つ提示している。すなわち、①市民生活密着型ホーム・ローヤー、②ビジネス・ローヤー、③渉外・国際関係法ローヤー、④先端科学技術ローヤー、⑤公共政策ローヤー、⑥刑事法ローヤーである。

養成する法曹像として具体的なモデルを提示することは、個々の学生がより明確な目的意識を形成し、自主自律的に学修する契機として機能している。そして、本法科大学院においては、様々な取り組みを通じて個々の学生の目標実現に向けて強力なサポートを展開している。

以上のとおり、本法科大学院の教育研究上の目的及び教育理念は、本学の理念・目的を踏まえたものであり、その内容は専門職大学院設置基準第2条第1項に定める「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」という専門職学位課程の目的にも則ったものである。

(2) 法曹像の周知

本法科大学院の教育研究上の目的については、中央大学専門職大学院学則第4条第1号において「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と定めている。また、この「法曹養成」をより具体化したものとして、6つの分野の「養成する法曹像」を明示しており、これは「中央大学大学院法務研究科（法科大学院）設置認可申請書」にも記され、設立当初から目的として掲げている。本法科大学院の教育研究上の目的については、具体化された「養成する法曹像」として、「CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK」（以下「ガイドブック」という。）に毎年掲載して学内外に配付しているほか、本学公式Webサイトにも掲載している。なお、「養成する法曹像」については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において「養成する人材像」としても明記している。

また、在学生へ配付する履修要項において、「養成する法曹像」に即した6つの科目履修プラン（以下「履修モデル」という。）を示すほか、本学公式Webサイトとガイドブック等には6つの法曹像それぞれの分野で活躍している修了生法曹を紹介し、養成する人材像を具体的にイメージできるようにするとともに、法科大学院進学希望者へのキャリア意識を高めることも企図している。また、毎年度初めのオリエンテーション、キャリアガイダンスにおいても6つの法曹像を示し、本法科大学院主催の在学生及び修了生へ向けた法曹実務家講演会等においても多様な法曹を招いて実施することにより「養成する法曹像」についての理解を促進している。

教職員に対しては、非常勤教員を含め毎年度発行される履修要項やガイドブックを配付して周知しているほか、FD研究集会等で、さらに理解を深めている。

さらに、3つのポリシー（アドミッション、カリキュラム及びディプロマの各ポリシー）におけるディプロマ・ポリシーでも、養成する人材像として、これらの法曹像を明記し、本法科大学院Webサイト及び履修要項に掲載し、周知を図っている。

加えて、本法科大学院のロゴマークは、本学のロゴマークをモチーフとして、いわゆる六法（Constitution、Civil law、Criminal law、Commercial law、Civil procedure、Criminal procedure）の英語頭文字でもあるCを6つ組み合わせ

考案された。これは、本学の新しい歩みと六法（法の支配）の広がり、本法科大学院が養成をめざす6つの法曹像を重ねてイメージしたものであり、以来、このマークをシンボルとして学内外に発信することで、「養成する法曹像」の周知を図っている。

養成する法曹像の周知状況を測る一つの指標のうち、新入生ガイダンス時に実施している新入生アンケートの結果では、2023年度入学生の53.38%が、2024年度入学生の53.10%が本法科大学院の養成しようとしている法曹像について知っているという回答している。

ア 教員への周知、理解

教員（専任や兼任、兼任を含む）・事務職員等に対しては、毎年度発行されるガイドブック、履修要項をそれぞれ教員個々に配付しており、また、FD研究会等によって周知を行うことで、理解を図っている。

イ 学生への周知、理解

学生に対しては、履修要項を配付するとともに、毎年度初めのオリエンテーション、キャリアガイダンスにおいて、その都度6つの法曹像を周知している。また、実務家講演会等においては、特定の領域に偏することなく多様な法曹を招いてこれを実施することにより、「養成する法曹像」についての理解を促進している。また、履修要項には、6つの法曹像に即した履修モデルを掲載している。さらに、ロゴマークを本法科大学院内に掲示することによっても、日常的に理解の促進を図っている。とりわけ、各学生自習室のドアや掲示板に6つの法曹像を掲示していることから、通学する日は、ほぼ毎日、視覚的に擦り込まれている状況である。

加えて、本法科大学院においては、裁判所、検察庁からの派遣教員を中心に、教員のイニシアティブのもと、裁判所、検察庁、証券取引等監視委員会、公正取引委員会等への見学会を開催してきたが、このことも6つの法曹像について具体的なイメージを想起させるものとなっている。なお、この見学会はコロナ禍によりいったん中断を余儀なくされたが、コロナ禍が落ち着いたため、再開に向けて検討を行っている。

ウ 社会への周知

入学志願者を含む社会全体に対しては、各種広告、ガイドブック（無料配付）及び本法科大学院 Web サイトにて周知を図っている。また、ガイドブック及び本法科大学院 Web サイトでは、多様な方面で活躍する修了生法曹に対するインタビューのほか、6つの法曹像に即した履修モデルも掲載している。

一方、本法科大学院への入学を検討している者に対しては、これらの方法に加え、本法科大学院又は外部機関主催の入学説明会において周知を図り、また、入学者選抜合格後については、入学申込を行った入学予定者に対して入学前説明会を開催して周知を図るとともに、入学直後のオリエンテーション時に実施している「新入生アンケート」により、その認知度を把握している。

このように、本法科大学院では、これまでどおり、教育理念において示す養成する法曹像について、6つの法曹像という具体的なモデルを提示し、それぞれに

対応する多様な展開・先端科目を豊富に設置するなど、入学後のミスマッチを極力なくす諸方策を講じている。その結果、2023 年度入学者においては、本法科大学院への入学に満足している者の割合が 90.35%、2024 年度入学者においては、本法科大学院への入学に満足している者の割合が 93.24%と、継続して満足度が高い結果となった。

(3) 特に力を入れている取り組み

6つの法曹像を踏まえ、多様な進路選択を意識させる方策として、例えばオリエンテーション期間に学年ごとのキャリアガイダンスを行い、法科大学院のキャリア支援に特化した専属のキャリア・コンサルタントから、それぞれの時期に応じたキャリア支援及び就職活動の説明を行ってきたが、さらに2023年度からは、入学直後のオリエンテーション期間中に「キャリアガイダンス・パート2」として、「私たちはこういう人を求めています」というテーマの下、大手法律事務所、中堅法律事務所、裁判所、検察庁からそれぞれゲストを招き、進路選択への意識啓発を図っている。また、これ以外にも、各種セミナー、講演会などの企画を通じて、本法科大学院修了後における進路の多様性を伝えることで、6つの法曹像の理解に努めている。

修了生の実際の進路先としては、裁判官、検察官、法律事務所弁護士（司法過疎地の弁護士等特徴的なものも含む）、国家公務員、企業法務部など多様であり、これらの取り組みは一定の成果をあげている。

(4) その他

本法科大学院を修了し、多様な方面で活躍する修了生法曹に対するインタビュー動画を本法科大学院 Web サイトに掲載しているほか、本学の附属学校（中学校、高等学校）が実施する法教育や模擬裁判等への協力への要望に応じること等を通じて、本法科大学院の理念・目的を社会に浸透させるための活動を積極的に展開している。

さらに、本学公式 Web サイト「Chuo Online」（読売新聞「YOMIURI ONLINE」と連動）においても、本法科大学院教員をはじめ、多様な方面で活躍する修了生法曹からの寄稿記事を紹介し、理念・目的の周知に努めている。

2 点検・評価

本法科大学院の「教育理念」及び「養成する法曹像」は、法科大学院の制度設計の過程における各種の議論や外国における法曹養成制度の状況を十分に参酌しつつ、本学の伝統を踏まえて設定された明確なものである。それは、一定数以上の学生を擁する法科大学院にふさわしい総合性と専門性をあわせもつ適切な内容になっており、また、理論教育と実務教育をともに重視し、両者を架橋する姿勢に立脚するものである。

このような教育目標に対応し、カリキュラムでも、法律基本科目の充実（56 単位必修）、実務基礎科目の最大限の重視（10 単位必修）、基礎法学・外国法・隣接科目の充実（4 単位必修）、展開・先端科目の多様性の確保（12 単位必修）等について配慮するとともに、ガイドブック、本法科大学院 Web サイト及び履修要項において、6つの法曹像ごとの「履修モデル」を提示し、学生が各自のめざす法曹像を明確化することで、これに即した履修を自律的に進めることを促進

している。

「養成する法曹像」の周知状況に関して、学内に対しては、ガイドブック、本法科大学院 Web サイト、履修要項及び全学生が利用する各学生自習室への掲示等を通じて、専任教職員、非常勤教員及び学生もその内容を十分に認識している。そのため、入学後に、自分の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はいない。

対外的には、入学志願者を含む社会全体に対しては、各種広告、無料配付のガイドブック及び本法科大学院 Web サイト等で周知を図っている。また、本法科大学院への入学を検討している者に対しては、本法科大学院又は外部機関が主催する入学説明会において、さらに入学予定者に対しては入学前説明会において、それぞれ周知を図っている。なお、ガイドブックについては、当該情報へのアクセスが容易となるよう、本法科大学院 Web サイトにデジタルパンフレットを掲載している。

これらの工夫によって、本法科大学院の「養成する法曹像」は、本法科大学院の関係者等に周知・理解されていると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

開校から 20 年を迎え、法曹養成制度や法科大学院を取り巻く状況も変化していること等に鑑み、本法科大学院では、養成する法曹像に修正を加える必要の有無について、研究科長をはじめとする執行部（研究科長、研究科長補佐 3 名の合計 4 名）が中心となって継続的に検討を行っている。

また、2022 年度法科大学院入学者から開始された法曹コースを有する法学部等との 5 年一貫教育、法科大学院の在学中受験という制度変更に向けた協定を 2020 年度に締結するとともに、その制度改正に向けた教育課程の見直しを行った。

また、本法科大学院教授会のもとに、法曹養成連携協定に基づく大学との連携を強化するための常設の委員会として連携委員会を設置している。

このような状況の下で、今後の法曹志望者及び法科大学院進学希望者の動向に対応して、広報活動はもとより、日々の活動の中で今後も地道に周知徹底を図ることが必要である。法曹となることの意義及び本法科大学院における教育内容を学部学生や高校生等に対して積極的に伝えることや、社会の「法化」を実現するために、法曹の職域の拡大を通じて、本法科大学院修了生が将来の多様な進路を目指すことができるよう、学修指導、キャリア支援及び動機付けの機会（多様な実務家による講演会等）をより一層充実させることなどを引き続き推進していく予定である。

1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」を体現するものとして創設された本法科大学院には、以下の3つの特徴がある。

第1の特徴は、「個性と多様性の尊重」である。多様な背景をもつ学生たちが互いの個性を尊重しつつ学びあい、高めあうことは、多様な人材を積極的に受け入れて発展してきた本学創立以来のDNAであり、本法科大学院はこれをしっかりと受け継いでいる。

第2の特徴は、「ハートフル・メソッドによる質の高い法曹教育」である。ここでいうハートフル・メソッドとは、個々の学生の多様な個性を尊重しつつ、法曹として求められる高いスキル・マインドと豊かな人間性を涵養するために、本法科大学院が展開する教育活動並びにきめ細かな学修支援のことである。これらは、本学の学風である「質実剛健」「家族的情味」を、現代において体現する特徴といえる。

第3の特徴は、「伝統に基づく強力な法曹ネットワーク」である。本学OB・OG法曹による強力なネットワークは、ハートフル・メソッドの1要素として掲げている事項であるが、本法科大学院の教育活動を強力に支え、各種の取り組みを特徴づけているものであることから、単独の特徴として掲げるものである。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

上記(1)に掲げた特徴を追求するために、以下の取り組みや工夫を行っている。

ア 個性と多様性の尊重

①学生の受け入れにおける取り組み(多様な学生の受け入れ)

多様な学生の確保については、法学未修者の入学者選抜において、社会性、成熟性、コミュニケーション能力などの法曹としての資質を有する人を求めるとの入学者選抜方針を立てている(アドミッション・ポリシーを参照)。また、2023年度入学者選抜より実施している5年一貫型選抜試験においては、「地方専願枠」を設けて、地方大学において法曹を志す者を積極的に受け入れる仕組みを整えている(詳細については、「第2分野2-1入学者選抜」を参照)。

また、多様な背景をもつ学生の積極的な受け入れにつなげるべく、高等学校や地方の大学、女子大学等への訪問をはじめとする学生募集活動にも力を入れている。

②教育活動における取り組み

多様なリーガル・キャリアの形成に向け、教育課程においても様々な工夫を行っている。主に展開・先端科目において、様々な分野のリーガル・スペシャリストの養成に必要な科目を豊富に開設している。前述したように、ガイドブック、本法科大学院 Web サイト及び履修要項には6つの法曹像それぞれに対応する履

修モデルを提示し、各自のめざす法曹像に即した履修の仕方をより理解しやすく示している。加えて、「リーガル・クリニック」の授業においては、この6つの法曹像に対応した実践的な授業を提供している。

展開・先端科目についても、その教育課程において、多彩な科目を展開している。各分野の法律科目だけでなく、複数の分野を横断した科目、企業活動を対象にファイナンスや税務の知識を涵養する科目、より高度な研究を希望するニーズに対応した科目等を豊富に設置し、学生の多様なリーガル・キャリアに応じた履修が可能となっている。

その中でも、「4群特講Ⅰ（地域と法）」は複数の地方大学との連携により実施する特徴的な科目である（詳細については、「6-1-2（2）」を参照）。この科目では、それぞれの地域固有の法的課題を取り上げたテーマを取り扱う授業を、ICTを活用した遠隔授業にて実施しており、学内外から高い評価を得ていると同時に、地方で活躍する法曹養成にも寄与している。

このほか、法曹リカレント教育も本法科大学院の重要な社会的使命と考え、一般財団法人新日本法規財団から寄附金を頂戴し、その寄附金を財源とした、税務等に関する短期セミナーを実施し、前述のICTを活用した遠隔授業システムを通じてその内容を連携する地方大学にも配信する取り組みを行っている。これも、多様な教育スタッフを有する本法科大学院ならではの特徴であり、強みでもある。

③多様なリーガル・キャリア

就職支援にあたっては、本法科大学院専用の就職支援窓口を設けて専属スタッフ（キャリア・コンサルタント）を配置し、本法科大学院修了生向けの求人開拓及び本法科大学院修了生（及び在学生）への求人情報の提供を行うほか、多様な進路（裁判官、検察官、弁護士、国家公務員及び企業法務部）に即したセミナーや講演会、法科大学院修了生（及び在学生）向け採用説明会等を企画・開催し、社会の各方面で活躍する多様な法曹の輩出に注力している。

イ ハートフル・メソッドによる質の高い法曹教育

① 充実したカリキュラムと高い教育力

質の高い法曹教育は、教育研究に十分な実績をもつ研究者教員に加え、実務をリードする実務家教員及び兼担・兼任教員によって提供されている。

カリキュラムは、「基礎から応用へ」という積み上げ方式を重視しつつ、理論と実務の架橋にも十分配慮した構成となっている。とりわけ、全国各地において多方面で活躍する本学OB・OG法曹の協力を得て全国の法律事務所、企業法務部等で行われる2週間の「エクスターンシップ」は、生きた法律学を学ぶよい機会となっており、質・量ともに極めて充実している。

また、教育活動の展開にあたっては、法科大学院全体としての取り組みはもとより、科目単位や分野単位のFD活動を積極的に展開し、教育内容や授業方法の組織的な改善・向上に努めている（詳細については、「第4分野」を参照）。したがって、本法科大学院における授業内容は、質・量ともに全国最高レベルのものであるといえる。

② 万全の学修支援

本法科大学院では、専任教員によるクラスアドバイザー制度をはじめ、実務講師によるフォローアップ演習の実施やクラスサポーター制度の導入に加え、学修成果分析会を通じた学生の状況把握と指導への活用等、入学定員 200 名の大規模ロースクールにもかかわらず、個々の学生に正面から向き合った、きめ細かな学修支援を行っている（詳細については、「第 6 分野」及び「第 7 分野」を参照）。このような学生と教員・実務講師との関係性の結果、法曹として不可欠なマインドである豊かな人間性と高い倫理感の涵養につながっている。

ウ 伝統に基づく強力な法曹ネットワーク

中央大学は、135 年を超える歴史の中で、数多くの法曹を輩出してきた伝統を有する。これを背景に、本学出身の法曹から組織されたOB・OG組織である「中央大学法曹会」は、全国に 5,000 名を超える会員を擁し、本法科大学院における実務基礎科目や展開・先端科目の担当教員（兼任教員）の派遣、本法科大学院学生のエクスターンシップの受け入れ、成績優秀者への奨学金（中央大学法曹会奨学金）の原資提供など、物心両面から学生に対する様々な支援を行うことで、本法科大学院における教育活動を強力に支えている。

また、本法科大学院を修了した若手弁護士を「実務講師」として多数招聘しており、フォローアップ演習の実施やクラスサポーター、学修相談員としての活動等、身近な先輩としての立場から日々の学修支援を行う体制を構築している（詳細については、「第 6 分野」及び「第 7 分野」を参照）。

（3）取り組みの効果の検証

これらの取り組みの効果の検証については、関連委員会（入試・広報委員会、教務委員会、FD委員会など）が担当し、その検証結果は、本法科大学院の執行部会議（研究科長及び研究科長補佐により構成）、運営委員会（執行部及び教授会が互選する者により構成）を経て、教授会に報告され、種々の改善・改革へとフィードバックされている。

これに加え、本法科大学院においては、毎年度、自己点検評価委員会が取りまとめた自己点検評価報告書の内容について、外部の有識者によって構成されるアドバイザーボードの意見を徴することを通じて、本法科大学院の活動全般を毎年検証する仕組みを備えている（詳細については、「第 1 分野 1 - 3」を参照）。

（4）特に力を入れている取り組み

I C Tを活用した遠隔授業の実施については、学生の多様なリーガル・キャリアの展開という点においても、また、地方大学・法科大学院との連携による充実した教育内容の提供という点においても有効な取り組みであり、本法科大学院全体で推進している。

また、学修支援として、各方面で活躍する弁護士、検察官又は裁判官による講演会及び官公庁見学会などを開催・実施し、これらを通じて、学生の学修意欲喚起や学修内容と実務との関わりを意識させる取り組みを展開している。

（5）その他

これらの特徴に基づく諸活動は、充実した教育環境によって支えられている。

2023年4月に新築移転した駿河台キャンパスでは、専門職大学院図書室や個人のPCを活用したBYOD（Bring Your Own Device）環境、自主ゼミを実施することができる教室、各フロアにおける談話スペース、レストランを整備している。また、各学期の期初には、本法科大学院内において中央大学生協による教科書等の販売スペースを設けている。加えて、本学法学部と一貫したサービスを提供するため、本法科大学院から至近距離にある茗荷谷キャンパスに保健センター及び学生相談室を整備している。さらに、設備面だけでなく、事務組織として設置されている法科大学院事務課は、学生に対しては履修や学籍・成績管理、入学者選抜、奨学金やキャリア支援、修了生組織の窓口等の学修・学生生活全般に係る支援を行い、また、教員に対しては授業実施、研究科としての管理運営、研究支援等、幅広い分野の支援をワンストップで担っており、本法科大学院の特徴の伸長・追求にあたり、きわめて有効に機能している。

2 点検・評価

本法科大学院は、①個性と多様性の尊重、②ハートフル・メソッドによる質の高い法曹教育、③伝統に基づく強力な法曹ネットワークという3つを特徴として掲げており、それぞれの特徴の追求に向けた取り組みをそれぞれの活動を所管する委員会を中心に組織的に展開している。これらの特徴は、いずれも、英吉利法律学校以来の長い歴史と伝統に裏付けされたものであり、法曹に求められるマインド・スキルの涵養、本法科大学院の掲げる6つの法曹像にかなった人材養成において、大きな成果を上げてきた。

取り組みの内容やその成果については、それぞれの活動を所管する委員会において不断に検証し、さらなる改善・充実に努めている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特徴の追求に向けた取り組みについては、学生の受け入れ、教育活動、キャリア支援等、本法科大学院における諸活動全般と密接な関わりを有している。取り組みの成果については、学生に係るデータ等をもとに絶えず検証を行い、充実を図っていくほか、本法科大学院 Web サイト等を通じてより積極的に発信していく。

他方、全国的な法曹志願者減少の影響を受け、本法科大学院においても入学定員を開設当初の300人から、段階的に減員を行い、2025年度入学生からは160名に変更することを予定している。このことは、多様な背景をもつ学生の受け入れや、豊富かつ多彩な開講科目の維持といった観点は維持しつつ、学生ひとりひとりと正面から向き合い、きめ細かな教育・支援を追求できる機会であると認識している。

また、「法曹コース3+2」の導入、駿河台キャンパスへの新築移転、司法試験在学中受験制度のスタートは、本法科大学院の今後の方向性を考える上で決定的に重要な契機であると認識し、これまでのあらゆる制度の見直しを行うべく、様々なデータを検証しながら、必要な改定作業に取り組んでいる。

1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等(入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。)を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院では、法曹養成教育の状況等を検証し、その検証結果を踏まえ、その社会的使命を果たすべく、研究科の内部において点検及び自己改革を行う組織と外部から意見を求める組織とを設けている。

まず、本法科大学院では、中央大学専門職大学院学則(以下「学則」という。)第6条第1項に基づき、弛まぬ自己改革を目的として、教授会の下に自己点検評価委員会を設けている。また、その他にも、自己改革を目的として設定され、恒常的にこれに取り組む組織として、FD委員会、入試・広報委員会、教務委員会及び人事計画委員会等の常設委員会があり、そこでの検討結果は最終的に教授会に上程されることで有機的に連携し、必要があれば関係部署にフィードバックし、改善・改革に努めている。このうち、自己点検評価委員会は、2024年5月1日現在、専任教員13名により構成され、本法科大学院における①運営と自己改革、②入学者選抜、③教育体制、④教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み、⑤カリキュラム、⑥授業、⑦学修環境及び人的支援体制、⑧成績評価・修了判定、⑨法曹に必要なマインド・スキルの養成などに関する点検・評価を毎年行い、その内容を教授会に報告して、関連する各種委員会(執行機関)の活動の発展・改善を促すとともに、点検・評価の結果を「自己点検評価報告書」として取りまとめる役割を担うものである。

また、本法科大学院は、学則第7条に基づき、「法科大学院アドバイザリーボード」を設置して、毎年、このアドバイザリーボードに自己点検評価報告書を提出し、その評価と助言を受けている。アドバイザリーボードは、外部の有識者5名(弁護士3名、公認会計士1名及び企業関係者1名)によって構成され、本法科大学院の自己点検評価報告書及びその他必要資料をチェックし、本法科大学院の教育・運営全般について、改善のための忌憚のない意見や助言を提供することをその役割とするものである。本法科大学院は、このアドバイザリーボードによ

る評価結果を自己点検評価報告書に反映させた上で、本法科大学院 Web サイトにおいて広く社会に公表している。

このほか、全学的な自己点検・評価システムが構築されており、本法科大学院も法務研究科組織別評価委員会を組織して、全学の枠組みのもと、法科大学院の活動を対象に点検・評価を実施するとともに、諸活動の分野ごとに設置される分野系評価委員会に委員を参画させている。全学の自己点検・評価活動においては、学外の有識者から構成される外部評価委員会による外部評価も行われており、評価結果は教授会において報告され、毎年度の自己点検・評価活動に反映している。

(2) 組織・体制の活動状況

ア 法科大学院における活動状況

① 自己点検評価委員会

主として、各分野の自己点検評価を取りまとめ、これを点検の上、自己点検評価報告書の作成を行っている。自己点検評価報告書は、毎年度4月から作業を開始し6月を目途に完成することとしている。具体的には自己点検評価報告書の各項目の原案を、原則として研究科長、FD委員会、教務委員会、入試・広報委員会、奨学委員会等の各種常設委員会の責任者、さらに各科目群の取りまとめ役の教員が、それぞれに関連する活動状況に即して点検・評価しつつ執筆し、自己点検評価委員会でこれらをさらに点検のうえ、自己点検評価報告書として取りまとめている。

② FD委員会

FD委員会は、FD活動の企画推進を行っている。具体的には、研究科長補佐の1名を委員長とし、法科大学院事務課教務グループ内に教育研究活動を支援するため教育研究支援担当を設置して教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。

FD委員会の組織と所管事項を定める内規に基づき、2024年度は、実務家教員を含む、各科目・分野にわたる専任教員13名が委員を務めている（公法系1名、民事系5名、刑事系2名、基礎法学・外国法・隣接科目系2名、展開・先端系3名。うち研究者教員12名、実務家教員1名）。なお、2023年度は持ち回りでの開催を含めて8回開催した。

本法科大学院では、本学の他学部・研究科も含めた司法試験合格者に対して合格者祝賀会を毎年開催しており（コロナ禍の影響により2020年度は中止）、その際に司法試験合格者アンケートを実施してきた。2023年度からは、実施方法や設問を見直し、在学中受験にも対応したものとして実施した。アンケート集計にあたっては在学中の関連科目の成績との相関をふまえた分析も行い、2023年度については、学修成果分析会を開催した。

FD委員会では、その他に授業内容及び教授方法の具体的改善・向上を図る側面から、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価している。

具体的には、授業評価アンケートを実施して、授業の実態や科目内容の適切性についてチェックを行い、とりわけ科目の満足度については、分野ごとにグラフ化して法律基本科目部会にも共有され、分野別FD活動への活用も促している。なお、個別教員との調整等が必要と思われる事項については、FD委員長等が当

該教員と連絡をとり授業改善に努めている。

また、本法科大学院における教育活動の質的向上を目的に、全ての教員を対象として、FD研究集会を開催している。具体的には、本法科大学院における問題意識や共通認識について本法科大学院教員と共有すべき事項や学生からのアンケートにより高評価を得ている又は工夫を凝らした教育手法を取り入れている教員の授業実践等をテーマとして取り上げ、講演や意見交換等を行っている。

質的向上の観点からは、教員相互の授業参観を毎期実施している。参観後に参観者が報告書を作成して授業担当者にフィードバックすることによって、今後の授業改善・工夫等に繋げていくとともに、参観者にとっても、他教員の授業から、自身の授業の改善点等を見出す仕組みとなっている。また、提出された報告書については、FD委員会で検証を行っている。このように、FD委員会を中心に、授業内容及び教育手法の改善・向上を図っており、適切な質保証の体制を構築できているといえる。

以上のとおり、本法科大学院においては、定性的データ、定量的データともに十分に把握し、所管委員会にて分析を行っている。また、学位授与方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定に向けては、現在、FD委員会を中心に、指標設定に向けて検討を行っている段階であるが、2023年度においては、成績評価と紐づけた分析を行った。

③ 入試・広報委員会

入試・広報委員会は、入学者選抜の基本方針の原案策定及び広報活動に関する企画立案を担っている。具体的には、研究科長補佐の1名を委員長とし、基本的には年に4回程度、定期的に委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に委員会を開催し、さらなる改善に資するべく見直し及び検討を継続的に行っている。

本法科大学院の入学者選抜については、これまで必要に応じて中央大学入学センターが立案する本学における総合的な入学者選抜に関する基本政策を反映させることができるよう定められ、入学センターの常設機関として、法務研究科一般入試委員会を置き、入学センター所長・情報環境整備センター所長・保健センター所長・事務局長をはじめ関係部署の長が構成員となって、法科大学院の入学者選抜の準備・実施・システム開発に関する事項について審議を行っていた。

しかしながら、2022年4月より、本法科大学院の固有の教育研究活動に応じた実施体制とするため、学内の規程改正を行い、法務研究科一般入試委員会を廃止し、法務研究科長と教授会互選委員からなる法務研究科入試・広報委員会によって、入学者選抜に関する計画から入学者選抜の基本方針の策定から準備・実施までを行う体制とした。

本法科大学院では、研究科長、研究科長補佐及び法務研究科入試・広報委員会において、毎年度の入学者選抜の結果を検証し、次年度に向けた学生募集方法及び入学者選抜の基準・選抜手続等の見直しを行い、必要に応じて教授会の審議に付している。なお、検証に際しては、歩留まり率や未手続者の進路結果も含めた入学者選抜の結果や試験問題、入学者説明会等における志願者からの反応等の入学者選抜に関連する根拠のほか、入学後にも、新入生アンケートの集計結果、入学後の学修歴や各法律科目の成績の分析結果等の根拠から、学生の受け入れの適切性について点検している。加えて、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」で定めた指標への到達度、またアドバイザーボード

や認証評価等の第三者評価からの指摘内容等も客観的な評価を根拠として活用している。

④ 教務委員会

教務委員会は、研究科長補佐の1名を委員長とし、必要に応じ委員会を開催して、主に、開講科目、担当者の決定、科目履修、カリキュラム改正、授業運営、学期末試験、成績評価、進級・修了判定制度の導入及び進級・修了基準の改定、実務家講演会等の企画・運営に関して審議・検討をしている。なお、2023年度は持ち回りでの開催を含めて9回開催した。

教務委員会の活動として、教育課程及びその内容、方法の適切性について、定期的に点検・評価をおこなっている。

また、カリキュラム並びに各科目の配当年次や時間割の妥当性について、学生の実際の履修状況や成績、修了後の司法試験の合格状況等をもとに、絶えず検証を行い、科目の開設・廃止、科目名称及び担当者、ICTを活用した授業及び教材の開発に関する事項、カリキュラム及び進級制度に関する事項等々について審議し、教授会へ提案している。具体的なカリキュラム改正に際しては、必要に応じて教育課程における科目群単位の各科目担任者会議やワーキンググループにおいてカリキュラム改正原案を作成し、教務委員会で審議の上、教授会に提案している。直近では、5年一貫法曹養成プログラム（いわゆる「法曹コース3+2」）に対応するため、2020年7月に、連携協定を締結している学部との接続性及び司法試験の在学中受験を意識したカリキュラムの大幅改正を行い、2023年度の司法試験の在学中受験が可能となる2021年度入学の未修1年次生から適用している。

また、2023年度からの司法試験の在学中受験開始に合わせて、学生の段階的な履修状況や学修負担等も確認しながら、これまで認証評価での指摘事項やアドバイザーボードからの意見を参考とし、カリキュラム（授業科目の内容・単位数・開講時期等）の改正を行った（詳細については、「第5分野5-2」を参照）。その際には、本法科大学院の特色である実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群及び先端・展開科目群の科目の豊富さに鑑みて、学生の履修選択の幅を十分に確保することを念頭に検討を行った。

⑤ 人事計画委員会

人事計画委員会は、研究科長を委員長とし、毎年1回以上開催して、カリキュラムの実現に必要な教員体制を検討している。直近では、2021年度に策定した「中長期的な人事計画に関する基本方針の策定について」において、2027年度期初の研究科専任教員数及び各科目分野の専任教員数を定めた。人事計画委員会では、その基本方針に基づき、毎年度各科目分野からの計画などを検討し、決定している。

⑥ 将来構想委員会

将来構想委員会は、研究科長を委員長とし、本法科大学院の法曹養成や法科大学院制度全体を見渡して、中長期的な視野から将来構想について検討を行う会議体であり、検討の必要性が認識された際に随時開催している。2016年度において、全国的な法曹志願者の減少、入学者選抜の倍率低下、実入学者の減少、司

法試験合格率の伸び悩みなどに鑑み、入学定員のあり方について検討を行った。その検討結果を踏まえ、教授会の議を経た上で、2018年度より入学者定員を200名に変更し、さらに2025年度より入学定員を160名に変更する予定である。

イ アドバイザリーボードの活動状況

アドバイザリーボードは、本法科大学院の自己点検評価報告書及びその他必要資料のチェック並びにアドバイザリーボード会議での意見交換を通じて、本法科大学院の自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するとともに、専門職大学院学則第7条第2項に定める以下の2つの事項について審議し、学長又は法務研究科長に意見を述べるものとしている。

- ① 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- ② 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況

なお、アドバイザリーボードからの助言等については、教授会の下に設置する常設委員会において、さらなる自己改革に向けて具体的な施策の検討・実施を行う仕組みとなっている。

また、専門職大学院学則第7条第3項の規定に基づき、「中央大学法科大学院アドバイザリーボードに関する内規」として運営に関して必要な事項を定めている。

アドバイザリーボードの構成は、「法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者」であり、法務研究科長が指名する本学教職員の他、過半数は本学教職員以外の者とし、研究科長の意見を聴いて、学長が委嘱することになっている。現在のアドバイザリーボードの外部の有識者は、本学の卒業生である弁護士3名、公認会計士1名及び企業関係者1名の計5名であり、法曹界・産業界の最新の動向や各界の専門家としての忌憚のない意見を積極的に取り入れられるような構成としている。

アドバイザリーボード会議の開催にあたっては、「中央大学法科大学院アドバイザリーボードに関する内規」に基づき、原則として毎年度終了後3ヵ月以内に定例会議を開いている。アドバイザリーボードの会長は、委員の中から互選され、会長が会議を招集し議長となる。会議では、会長による進行の下、自己点検評価委員長が前年度の自己点検評価の結果について報告するとともに、アドバイザリーボードにおいて様々な意見交換、及び審議・助言を受けている。

なお、アドバイザリーボードの会議概要及び評価結果は、当該年度に作成した自己点検評価報告書に付した上で、本学公式Webサイトで広く公表している。

今後のアドバイザリーボードの委員構成についても、法曹界や産業界において経験に富んだ者や、各界の専門家等の深い見識をもった者に依頼し、幅広い視

点から、本法科大学院の教育課程に関して評価・助言を受ける体制を維持していく。

(3) 組織・体制の機能状況

前回(2023年度)認証評価での指摘事項などを勘案し、次の事項について、改善・改革に向けた取り組みを推進している。

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

① 教育体制(カリキュラム、授業、教員体制等)の改善

カリキュラム、授業、教員体制等については、教務委員会等において、改善のための検討を常時行っている。

i) 教育課程(カリキュラム)の見直し(詳細については、「第5分野5-2」を参照)

2023年度カリキュラム改正

- ・「ジェンダーと法」を2単位から1単位へ改正。
- ・「経済刑法」の配当年次を3年次から2・3年次に改正。
- ・3年次配当の法律基本科目群必修科目「総合事案研究」に代えて、起案科目として「1群特講B@要件事実演習」と「4群特講I@民事裁判実務研究」をそれぞれ開講。

ii) 入学者層の変化に対応する教育体制の整備(詳細については「第2分野 入学者選抜2-1」を参照)

近年、法科大学院を取り巻く社会的環境は、厳しさを増している。全国規模での法曹志望者の激減を受け、本法科大学院においても入学者の質の維持と定員充足との均衡を図ることが大きな課題となっていた。

さらに、2022年の本法科大学院修了者における司法試験合格率が30%を割り込む結果となったことを受け、もはや従来行ってきた制度変更を中心とする改善対応では不十分であり、諸活動の抜本的な改革が必要であるとの認識をもつに至った。

その結果、これまでに構築した教育の枠組みをベースとしつつ、この間本法科大学院として継続して進めている法律基本科目の充実と入学者層の変化に応じた授業方法の転換の2つを大きな柱として改革を進めている。

- ・学生の学修到達度を組織的に確認・検討する「学修成果分析会」の制度化(2018年度より本運用)
- ・法学未修者教育全般にわたる改善を検討する「未修者教育プロジェクトチーム」発足、検討を実施し報告書を作成・公表(2018年度)
- ・少人数教育の実施と多方向・双方向の授業実施のため、未修クラスのクラス規模の見直しを実施(2018年度)
- ・FD研究集会の実施方法を再検討し、とりわけ入学者層の変化に対応した授業方法の転換をテーマに二か月に一度の開催を目標として設定(2019年度)
- ・実務講師を活用したクラスサポーター制度を新設。専任教員のクラスアドバイザーと連携した学修支援を充実化(2018年度)
- ・本学国際会計研究科(2018年度廃止・2018年6月15日廃止届出)からの移

籍者を5名加え、会計・ファイナンス系の科目を充実化（2019年度）

- ・1年次から2年次への進級判定のGPA基準値を1.80から2.00へ引き上げ、2年次から3年次への進級判定のGPA基準値を1.65から2.00へ引き上げ（2020年度）
- ・コロナ禍への対応として、ハイブリッド（対面とオンラインとの併用）授業を実施（やむを得ず授業を欠席した学生に対して、当該授業の録画を視聴可能とする措置を実施）（2021年度）

② 入学者選抜における競争倍率の確保

入試・広報委員会を中心に、入学者の質の確保を含めた入学者選抜のあり方について不断の検証及び改善を行っている。

前回の認証評価以降に行われた入学者選抜方法に係る主な改革状況については次のとおりである。

i) 入学選抜

- ・早期入学枠の設置（2019年度）
- ・一般選抜（法学未修者コース）で小論文試験を実施（2019年度）
- ・入学選抜合格者対象入学前プログラムの実施（2019年度）
- ・一般選抜（法曹ポテンシャル入試）の実施（2020年度）
- ・5年一貫型入学試験、開放型入学試験の実施（2021年度）
- ・在学料（学費）の減額（従来の第4種特別給付奨学金給付制度を見直して原資に充当）（2021年度）
- ・法曹養成連携（ii参照）を受けた入試制度の新設に伴う検証結果を踏まえて、特別入試枠入試を発展的に解消（地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠の廃止）（2019年度）
- ・法曹養成連携（ii参照）を受けた入試制度の新設に伴う検証結果を踏まえて、特別入試枠を発展的に解消（早期入学枠の廃止）（2022年度）

ii) 法曹養成連携

- ・法曹養成連携に関する法曹コースを設置予定の大学との協議の開始
(2019年度)
- ・法曹養成連携に関する常設委員会を本法科大学院内に設置（2020年度）
- ・9大学との法曹養成連携協定締結（2020年度）
(鹿児島大学、熊本大学、信州大学、新潟大学、立命館大学、西南学院大学、明治大学、明治学院大学、中央大学)
- ・1大学との法曹養成連携協定締結（2021年度）
(立教大学)
- ・1大学との法曹養成連携協定締結（2023年度）
(学習院大学)

2020年度入学者選抜においては、全国的に法科大学院受験者数が激減する中で、本法科大学院においても前年比127名の減少という結果となった。

他方、広報活動については、2015年度（2016年度入学者向け広報）以降は、全国の当該地域に法科大学院が存在しない大学又は一定の法曹志望者が在籍しながらも法科大学院を有しない大学へ教職員が出向き、説明会を実施している

ほか、駿河台キャンパスで開催する入学説明会については、YouTube ライブにて配信を行っており、地方在住の志願者にも本学の特徴や魅力を直接映像で伝えられるようにしている。このほか、2023 年度（2024 年度入試）からは入試説明会とは別に「キャンパスツアー&相談会」を複数回実施し、受験希望者に実際にキャンパスの見学をしてもらうとともに、教員や司法試験に合格した修了生が直接相談に応じる機会を設けている。

以上の取り組みの結果、近年はそれまで実績が少なかった大学からの受験もみられるようになるなど一定の成果が得られており、2017 年度入学者選抜以降は競争倍率 2 倍以上を確保している。

・過去 5 年間の入学者競争倍率

	受験者数	合格者数	競争倍率
2019 年度	944 人	472 人	2.00 倍
2020 年度	817 人	408 人	2.00 倍
2021 年度	817 人	388 人	2.11 倍
2022 年度	1,041 人	467 人	2.23 倍
2023 年度	1,088 人	506 人	2.15 倍

③ 定員充足率の確保

法曹志願者が減少する中、本法科大学院における教育の質を維持・向上するため、2016 年度からそれまで 270 人（法学既修者 200 人、法学未修者 70 人）であった入学定員を 240 人（法学既修者 180 人、法学未修者 60 人）に削減、さらに 2018 年度からは 200 人（法学既修者 150 人、法学未修者 50 人）に削減した。

入学者選抜にあたっては、本法科大学院の掲げる入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に適合する学力水準を有する者を受け入れることがまず必要である。そのため、本法科大学院では、過去の入学者の追跡データや、入学手続時の歩留まり率等も参考にしながら厳格な合否判定を実施している。

2023 年度入学者選抜においては、より一層厳格な合否判定を行い、合格者数を 506 人とした結果、最終的な入学者数が 124 名で、定員充足率が 62.0%となった。

次年度以降の入学者選抜においては、更なる歩留まり率の向上に向け、本法科大学院の魅力をもより一層理解してもらうことが重要であることから、入試・広報委員会を中心に具体的な方策について検討を進めている。

・過去 5 年間の入学定員充足率

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2019 年度	200 人	112 人	56.0%
2020 年度	200 人	86 人	43.0%
2021 年度	200 人	99 人	56.0%
2022 年度	200 人	132 人	66.0%
2023 年度	200 人	124 人	62.0%
平均	200 人	110.6 人	55.3%

④ 公開された情報に対する評価や改善提案に対応しているか

本法科大学院に関連する改善提案等については、本法科大学院内で速やかに情報を共有するとともに、重要なものについては、アドバイザリーボードの意見を聴取するとともに、執行部会議、運営委員会及び教授会で議論している（なお、FD活動の詳細については、「第4分野」を参照）。

さらに、司法試験合格率の低下傾向に対応すべく、GPAによる進級・修了判定制度及び実務講師によるフォローアップ演習を導入し、個々の学生の基礎力向上と全体の底上げに努めているほか、FD研究集会において学生の成績等について検討・分析する機会を複数回設けるとともに、カリキュラム内容や入学者選抜方法についても、それぞれを所管する委員会を中心に不断の検証を行い、質の向上を目指している。

⑤ 法曹に対する社会の要請の変化をどのようにとらえているか

グローバル化やICTが高度に進展した現代社会は、人・モノ・カネ・情報がグローバルレベルにおいてもローカルレベルにおいても激しく移動する、きわめて変化の速い社会である。社会における価値観も多様化するため、紛争解決にあたって高度な問題解決能力が求められる。

そのような社会的環境において、持続可能な共生社会の創設に向けて求められる法曹とは、法曹としての確かなスキルとマインドに裏打ちされた高い問題解決能力を有すること、さらには、当事者の心に寄り添いながら課題への対応を適切に行うことのできる豊かな人間性と高い倫理観を有する人材であり、このような人材を輩出していくことこそが本法科大学院の使命であると認識している。

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

修了生の進路については、教授会のもとに本法科大学院に特化したリーガル・キャリア・サポート委員会（キャリア・就職支援を担当）を置き、修了生の進路先の把握に努めるとともに、個人面談、就職活動体験記の収集、求人開拓（司法試験の可否を問わず）、各種採用説明会、就職活動対策（自己分析、書類対策及び面接対策）、国家公務員総合職試験対策及び面接指導等を企画・実施している。

本法科大学院開設時から、いわゆる法曹三者に就いた者に関しては、官報や弁護士検索による追跡調査を行うことにより、司法修習終了直後では約90%（最終的にはおおむね95%以上）の進路状況を把握できている。これらについては、リーガル・キャリア・サポート委員会で取りまとめた資料を毎年度司法修習終了直後に教授会で報告し、共有している。非法曹の進路状況については、有効な進路把握手段が見つかっていないこともあり、法曹に比して十分な把握ができていないとはいえないが、リーガル・キャリア・サポート委員会を中心に修了生へ進路先の報告を直接呼び掛けているほか、本法科大学院同窓会やCLSインハウス・ローヤーズ・ネットワーク（司法試験合格後に企業や省庁等の組織に所属している修了生の同窓会組織）を通じて、少しずつ把握されつつある。今後も引き続き、さらに徹底した情報収集に努めていきたい。

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率(全国平均)
2019年度	384人	291人	109人	28.4%	33.6%
2020年度	289人	207人	85人	29.4%	39.2%
2021年度	261人	194人	83人	31.8%	41.5%
2022年度	191人	147人	50人	26.2%	45.5%
2023年度	229人	170人	90人	39.3%	40.7%

(4) 特に力を入れている取り組み

全国的な法曹志望者の激減をはじめとして、法科大学院を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そのような中で、本法科大学院では、一定程度の志願者数を維持できてはいるが、入学者の質の確保は大きな課題となっている。

現状においても言及したとおり、入学者の質の確保に向けては、大きく次の3点に注力している。

①学生の受け入れ

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に適合する学力水準を有する入学者を受け入れることを最重要事項とし、厳格な合否判定を行っている。その結果、定員充足率は緩やかな上昇傾向にあり、競争倍率については、2017年度以降は2倍以上となっている。（3）で述べたように、入学者選抜の方針については不断の検証を行い、改善を推進している。

②カリキュラム

法律基本科目の強化、展開・先端科目の整理、司法試験在学中受験への対応等、状況・課題に合わせたカリキュラム改革を実施している。

③授業方法

F D研究集会において、入学者層の変化に応じた授業方法のあり方、成績評価のあり方、司法試験結果と本法科大学院の授業における学修成果の分析等をテーマとして設定し、授業実践報告に基づいた議論等を活発にすることを通じて、全教員が問題意識を共有するとともに、今後の授業方法のあり方について組織的な改善を図っている。

(5) その他

教員の年齢構成、ジェンダーバランスの改善を積極的に図っている。

2 点検・評価

本法科大学院においては、現代の複雑化する社会に求められる法曹像を踏まえ、種々の自己改革を強力に推し進めながら、法曹に求められるマインド・スキルに基づく高度な問題解決能力に加え、豊かな人間性と高い倫理観を有する法曹の養成に邁進している。

他方、全国的な法曹志望者の減少に伴う入学志願者の減少に対しても、入学定員の削減や法曹一貫教育に伴う入学者選抜における改革等により積極的に取り組んでおり、一定の成果を得ている。

3 自己評定

A

4 改善計画

近年の司法試験合格率の伸び悩みについては、重大かつ喫緊の課題と認識しており、教育課程の改革や授業方法の組織的な改善、入試方法の切り替え等、多方面からの自己改革に取り組んでいる。

現在進めている諸施策については、これが具体的に機能し、本法科大学院における教育体制改善の成果が見えるようにする必要がある。そのためには、それぞれの施策を所管する委員会において、各種データ等をもとに不断の検証を行うとともに、教授会の下で委員会相互の連携を十分図り、法科大学院全体として取り組んでいくことが求められる。

また、今後は、ディプロマ・ポリシーと学生数、さらに在学中受験の開始に向けて行ったカリキュラムや授業内容・授業方法等の改革に関する検証とそれを受けた改善の検討を行う必要がある。各教職員が自らの職分にのみ視野を限定せず、大きな視野をもって検証及び改善の検討を行うためには、まず理念と目的意識を共有し、各種の情報を交換し共有することで、本法科大学院が全体として取り組むべき課題をより明確にできるようにする必要がある。そのためには、全員参加の体制を構築して自己点検評価の活動を進めるとともに、教授会やFD研究集会等で学生の成績等を客観的に把握・共有する試みを積極的に実践するなどして、これを具体的な教育内容に反映する取り組みをさらに推し進めなければならない。

なお、こうした取り組みは、従来から改革の必要性に応じて検討・立案・実施されてきたが、近時は「法曹コース3+2」及び在学中受験の実施もふまえて、長期的視野をもって活動計画を立案し、ある程度の期間にわたる法曹養成制度の姿とそれを実現するための本法科大学院の方針を定め、基本的にこれに基づいて各種の取り組みを進めている。今後もこのような取り組みを継続していきたい。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本学において専門職大学院として設置された本法科大学院は、独立の「大学院法務研究科(専門職大学院・法科大学院)」と称する。専門職大学院の各研究科には当該研究科に所属する専任教員によって構成される「研究科教授会」が置かれ(学則第12条)、研究科教授会は、次の諸事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする(学則第15条第1項)。

- ① 学生の入学及び課程の修了に関すること
- ② 学位授与の要件に関すること
法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定
- ③ 学位の授与に関すること
- ④ その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項※

※ 中央大学専門職大学院学則第十五条第一項第四号の規定により、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認める事項を定める件

- 一 校地・校舎の変更に関すること
- 二 教育研究組織の新設・改廃に関すること
- 三 研究科の運営の方針に関すること
- 四 研究科長の選出に関すること
- 五 学長選挙人の選出に関すること
- 六 各種全学的な委員会の委員の選出に関すること
- 七 専門職大学院学則その他重要な規則の制定・改廃に関すること
- 八 自己点検・評価その他当該研究科の評価に関すること
- 九 教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関すること
- 十 教育課程、授業日その他教育研究に関すること
- 十一 授業科目の編成及び担当に関すること
- 十二 試験その他の評価に関すること
- 十三 学生の外国への留学及び外国からの留学生の受入れに関すること
- 十四 学生の奨学に関すること
- 十五 学生の顕彰に関すること
- 十六 在外研究その他研究の推進に関すること
- 十七 国際交流の推進に関すること

これらの事項は学部教授会の審議事項と同等であり、したがって、法務研究科が各学部と対等の独立組織としての「自主性・独立性」を有することがここに示されている。

(2) 理事会等との関係

教授会が審議する教育研究に関する事項のうち、大学全体としての意思決定を要する事案については、研究科教授会の発議又は先議の後、学長・学部長会議での調整、教務役員会、理事会、評議員会が決定している。なお、教育活動及び教員人事については、教授会の決定が理事会等において覆された例はない。

(3) 他学部との関係

他学部又は他研究科との関係において、教授会の意向が反映されなかった例はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

関連する組織として、法曹志望者を多く有する法学部が茗荷谷キャンパスに所在し、また、法曹志望者向け課外講座を運営する法職事務室が駿河台キャンパス及び茗荷谷キャンパスに所在しているが、本法科大学院を含む各組織の担当者間で、随時意見交換を行っている。特に、本学の中長期事業計画にも謳われた本学法学部と本法科大学院の一体展開の実現を受け、本法科大学院、法学部、法職事務室との間で継続的な意見交換の場を設け、検討を行っている。

なお、本法科大学院は、法学部・法学研究科とは完全に独立し、自主性・独立性をもって意思決定を行っている。

2 点検・評価

本法科大学院の教育活動に関する重要事項は、自主性・独立性をもって意思決定されており、かつ、その意思決定が全学的に尊重・反映される仕組みとなっている。

3 自己評価

合

4 改善計画

本法科大学院の教育活動に関する重要事項は、自主性・独立性をもって意思決定されている。

1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

現在公開されている教育活動等に関する情報は以下のとおりである。

- ① 養成しようとする法曹像
- ② 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力
- ③ 成績評価の基準及び実施状況
- ④ 修了認定の基準及び実施状況
- ⑤ 当該法科大学院における司法試験の在学中受験資格の認定の基準及び実施状況
- ⑥ 修了者の進路に関する状況
- ⑦ 志願者及び受験者の数、その他入学者選抜の実施状況に関するもの
- ⑧ 標準修業年限修了率及び中退率
- ⑨ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの
- ⑩ 教員に関するもの
- ⑪ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの
- ⑫ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率
- ⑬ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コースからの入学者の割合とその司法試験合格率
- ⑭ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率
- ⑮ 自己改革の取り組み

(2) 公開の方法

上記①から⑮までの内容については、その情報を伝達する意味を勘案し、本法科大学院 Web サイト及びガイドブックで公開している。また、⑦の内容のうち、入学者選抜の実施方法等に係る詳細については入学者選抜要項に記載し、実施結果については本法科大学院 Web サイトにて公開している。本法科大学院は、Web サイトを随時更新し、ガイドブック及び入学者選抜要項については毎年度更新している。ガイドブックは、学内外での各種入学説明会及び本学各キャンパスにおいて配付するとともに、本法科大学院 Web サイトを通して請求があった場合には、送料を含め無料で配付している。また、ガイドブック及び入学者選抜要項は、本法科大学院 Web サイト上で全ページを閲覧することが可能である。なお、2021 年度に、本学及び本法科大学院の Web サイトが全面的に更新された際に、本法科大学院のトップページに各種入学説明会、ガイドブック及び入学者選抜要項へのリンクをわかりやすい形で掲載し、受験希望者がアクセスしやすくなるように工夫を施した。

なお、上記⑩の内容のうち、各専任教員の学位及び業績については、国立研究開発法人科学技術振興機構が管理する新世代研究基盤リサーチマップ

(researchmap)とも連動した全学的な「中央大学研究者情報データベース」にまとめられており、広く世界に発信する起点となっている。

さらに、本学 Web サイトにリンクした ChuoOnline には、本法科大学院の専任教員や修了生弁護士等の執筆する記事も随時掲載されている。

また、上記①～⑤、⑨、⑩の内容については、履修要項、講義要項又は「C plus」(授業支援システム)により在学生及び教職員に対して公開するとともに、本学 Web サイトにて公開している。

さらに、上記⑬の内容については、アドバイザーボードの意見を反映した自己点検評価報告書及び毎年度の修了見込者の投票に基づいて授与される「ベスト・ティーチャー賞」の結果を本法科大学院 Web サイトにて公開しているほか、学生による授業評価アンケートを学期末に実施し、その集計結果を分析して、教育の内容や方法についての必要な改善と一層の充実を図っている。なお、集計結果については、自由記述(原則として全てを掲載)を含めた冊子を、キャンパス内に設置し、学生の閲覧に供している。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院に係る公開情報についての学内外からの質問、評価、改善提案等に対しては、法科大学院事務課が窓口となり、うち、本法科大学院の領域を超える事項については、学校法人中央大学の組織である広報室又は関連組織と連携して対応している。

公開された情報に関しては、本法科大学院 Web サイトの各ページに本法科大学院の問い合わせ用電話番号及び問い合わせ入力フォームへのリンクがあり、いずれかの方法で質問や提案等を行うことができる。

寄せられた質問や提案等については、原則としてその全てに対し、窓口、電話又は電子メールにて迅速に回答している。

その他、受験生からの質問等については、学内外での入学説明会においても個別相談を行っており、説明会の参加者からは高い満足度を得ている。

(4) 特に力を入れている取り組み

「C plus」を通じて、各科目について「中央大学法科大学院到達目標」(詳細については、「6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施」を参照)の周知を図ることにより、自修の便に供している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報、社会が本法科大学院を評価するために必要・有益と考えられる情報については、毎年度更新されるガイドブック及び本法科大学院 Web サイトを中心に、誰でもアクセスできる方法によって適切に開示されている。また、質問などの受付先、回答方法等についても明示している。

学生及び教職員に対しては、さらに「C plus」及び紙媒体(履修要項等)を通じた情報公開も行っている。

公開された情報に関する質問や提案等に対しては、本法科大学院 Web サイト、電話及び窓口等で受付をしており、原則としてその全てについて迅速に回答している。

以上のとおり、教育活動等に関する情報は適切に公開されていると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

教育活動等に関する情報については、従前よりいつでも誰でもアクセスできる方法によって公開されており、必要な情報へのアクセスはさらに容易となっているが、本学 Web サイトのデザイン等については、本学の担当部署と連携して、全学的な広報力の向上に貢献していきたい。

なお、入学者選抜に関する情報については、受験志願者等のニーズに応えるべく、どのような情報をどの程度開示すべきかを入試・広報委員会で検討のうえ、認証評価基準なども参考としながら「出題の趣旨」の公開など情報公開の対象を適宜拡大している。

さらに、従来から入学者選抜試験受験者からの成績開示の問い合わせが毎年一定数あり、また、中央大学個人情報保護規定では、「〈中略〉本学入学志願者その他本学関係者は、当該本人が識別される保有個人データの開示を申請することができる。」とされている。そこで、2019 年度入学者選抜試験（2018 年夏実施）より不合格者への点数（法学既修者コースは法律科目試験（論述式筆答試験）の科目別得点、法学未修者は小論文筆答試験の得点）の開示を、2022 年度の入学者選抜試験（2021 年夏実施）より不合格者を含めた受験者全員のうち請求があった者への点数ランクの開示を、それぞれ行っている。

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育活動等の重要事項としては、科目の開設、科目担当者、授業計画及び内容、施設・設備、授業料、奨学金等があるが、これらについては、本法科大学院 Web サイト、ガイドブックにその予定も含めた概要を掲載し、「C plus」、履修要項及び講義要項に確定情報を掲載して、約束している。

(2) 約束の履行状況

ガイドブックや入学者選抜要項等で入学志願者に対し表明した重要事項については、全て誠実に履行している。

ガイドブック又は入学者選抜要項においては、発行時期の問題から入学年度の確定情報を掲載することが困難であることから、原則、発行日現在の情報という前提で掲載している。

なお、入学までの期間に重要事項についての変更が行われた場合は、機関決定後直ちに対象者への郵送及び本法科大学院 Web サイトでの告知を行い、必要に応じて説明会を開催するなどしている。

学生に対しては、各学期末に実施する授業評価アンケート及びオピニオン・アンケートに加えて、各学期の中間に授業に関する学生アンケートを実施している。さらに、毎年度初めにクラスごとのミーティング(クラス・ミーティング)を開催して、運営上の質問や要望を受け付け、学生からの要望を聴取する体制を充実させている。各種の要望に対しては、適宜回答して、学修環境の改善と向上に努めている。1人1席を確保している自習席やロッカーについても、学年・クラス・人数に応じて適切に配置するとともに、改善要求が出た際は速やかに対応するよう努めており、清掃の強化等、快適な自習室環境作りの実現に向け、点検と改善に努めている。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

設備等の学修環境について指摘があった場合には、迅速に対応している。具体的には、自習室近辺での私語について改善を求める意見に対して、学生の注意を喚起するとともに、談話コーナーを整備している。また、自習室ではできない起案学修、PC 利用等での利用のため、空教室や演習室等の解放を行い迅速に対応している。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教育活動等の重要事項については、全て誠実に履行している。

また、施設については、運用上における学生からの要望を踏まえ、改善に努めている。

3 自己評定

合

4 改善計画

教育活動等の重要事項については、現在の誠実な履行状況を維持するとともに、学生への最も重要な約束は、学修効果の上がる授業の実施であることから、授業内容やその目的を学生に正しく理解させつつ、一層の改善に努める。

なお、市ヶ谷キャンパスでは、校舎の老朽化に伴う様々な問題があったが、駿河台キャンパスへの移転に伴い、それらの問題については解消した。他方で、キャンパス移転に伴い新たな問題も生じてきているため、引き続き学生の要望を踏まえて改善に努めていく。

1-7 法曹養成連携協定の実施状況

(評価基準) 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること。

1 現状

(1) 法曹養成連携協定で法科大学院が行うこととされている事項

2019（令和元）年6月26日に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことを受けて、本法科大学院でも中央大学法学部及び他大学の法学系学部との検討及び交渉に着手した。

その結果、本学（本法科大学院）は、2019年度中に、いわゆる「法曹コース」（具体的な名称は大学ごとに異なるが、以下「法曹コース」とする）が設置されることになった中央大学法学部をはじめ、新潟大学（法学部）、信州大学（経法学部）、熊本大学（法学部）、鹿児島大学（法文学部）、明治学院大学（法学部）、明治大学（法学部）、立命館大学（法学部）、西南学院大学（法学部）の計9大学と「法曹養成連携協定」を締結し、2020（令和2）年3月に文部科学大臣の認定を受けた。その後、2020年度中に立教大学（法学部）とも「法曹養成連携協定」を締結し、2021（令和2）年1月に文部科学大臣の認定を受けた。さらに、2023年度中に学習院大学（法学部）とも「法曹養成連携協定」を締結し、2024（令和6）年3月に文部科学大臣の認定を受けた。

本学（本法科大学院）は、上述の合計11大学との間の法曹養成連携協定において、以下のことを行うこととされている。

① 各大学の法曹コースと本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育の実施

1) 本学（本法科大学院）は、各大学の法曹コースにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行う。

- 一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること。
- 二 各大学の法曹コースにおける教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2) 本学（本法科大学院）は、本法科大学院における教育と各大学法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置する。

3) 本学（本法科大学院）と各大学は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

② 法曹コース修了者を対象とする入学者選抜の実施

- ・ 本学（本法科大学院）は、各大学の法曹コースを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。
 - 一 5年一貫型選抜 論文試験を課さず、各大学の法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

（2）法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

① 各大学の法曹コースと本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育の実施

本法科大学院は、各大学の法曹コースにおける教育が本法科大学院における教育に円滑に接続できるように、本法科大学院の専任教員が各大学の要望を踏まえて各大学の法曹コースにおいて教育を提供する機会を積極的に設けている。

中央大学法学部においては、本法科大学院の専任教員が法曹コース必修科目である「親族・相続」（2単位）、「商法総合1」（2単位）、「会社法総合1」（2単位）、「会社法総合2」（2単位）、「行政法1（総論）」（2単位）、「行政法2（救済法）」（2単位）、「実定法特講1 憲・民・刑判例研究」（2単位）、「実定法特講1 行・商・民訴・刑訴判例研究」（2単位）を担当し、本法科大学院における授業と同等の内容の授業を提供している。

また、新潟大学法学部法曹コースにおいて開講されている「特殊講義（英米法）」「リーガル・プロフェッション」、信州大学経法学部法曹コースにおいて開講されている「法曹への道」、鹿児島大学法文学部法曹コースにおいて開講されている「法職入門」、に、それぞれ本法科大学院の専任教員が出講し、法科大学院の授業を踏まえた内容の授業を提供している。このほか、2022年度と2023年度は、本法科大学院の民事系の教員が民法の学修方法について検討する座談会を、各大学の法曹コースの在学生を対象としてオンラインで配信した。

さらに、各大学の法曹コースの学生の希望に応じて、本法科大学院の授業の履修を認めることとしているが、2022年度と2023年度ともに実績はなかった。

各大学との間で開催することになっている連携協議会については、本法科大学院と各大学との協議により、その運営に関する事項を定めている。2023年度も、司法試験の在学中受験の実施を踏まえて、2022年度までに法曹養成連携協定を締結していた合計10大学全てとの間で連携協議会を開催し、本法科大学院及び各大学の法曹コースの状況を共有するとともに、各大学の法曹コースにおける教育の改善・充実のための意見交換を実施した。

③ 法曹コース修了者を対象とする入学者選抜の実施

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」が改正された後

の第6条（法曹養成連携協定の締結等）に基づき、2022年4月入学のための入学者選抜試験（2021年7月実施）から、新たな入試制度として5年一貫型選抜試験及び開放型選抜試験を導入した。

5年一貫型選抜試験における各大学の法曹コースの修了者の合格状況・入学状況は、以下のとおりである。

[2022年度入学者選抜試験（2021年7月実施）]

	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
中央大学	58	58	37	22
熊本大学	1	1	1	1
鹿児島大学	-	-	-	-
信州大学	-	-	-	-
新潟大学	-	-	-	-
西南学院大学	-	-	-	-
明治学院大学	2	2	1	1
明治大学	1	1	1	0
立教大学	-	-	-	-
立命館大学	5	5	1	0

[2023年度入学者選抜試験（2022年7月実施）]

	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
中央大学	64	64	46	13
熊本大学	2	2	2	2
鹿児島大学	2	2	1	1
信州大学	3	2	0	0
新潟大学	1	1	1	1
西南学院大学	1	1	1	1
明治学院大学	3	2	1	0
明治大学	2	2	2	1
立教大学	2	1	0	0
立命館大学	2	2	2	1

[2024年度入学者選抜試験（2023年7月実施）]

	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
中央大学	47	47	42	13
熊本大学	2	2	2	2
鹿児島大学	1	1	1	1

信州大学	0	0	0	0
新潟大学	2	2	1	1
西南学院大学	1	1	1	1
明治学院大学	3	3	3	1
明治大学	2	1	1	0
立教大学	1	0	0	0
立命館大学	3	3	3	2

また、開放型選抜試験における各大学の法曹コースの修了者の合格状況・入学状況は以下のとおりである。

[2022年度入学者選抜試験（2021年8月実施）]

	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
中央大学	20	20	7	1
熊本大学	-	-	-	-
鹿児島大学	-	-	-	-
信州大学	-	-	-	-
新潟大学	-	-	-	-
西南学院大学	-	-	-	-
明治学院大学	3	2	0	0
明治大学	-	-	-	-
立教大学	-	-	-	-
立命館大学	-	-	-	-

[2023年度入学者選抜試験（2022年8月実施）]

	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
中央大学	24	24	10	1
熊本大学	2	2	1	1
鹿児島大学	1	1	1	1
信州大学	-	-	-	-
新潟大学	6	6	3	1
西南学院大学	2	2	1	0
明治学院大学	2	1	-	-
明治大学	-	-	--	-
立教大学	-	-	-	-
立命館大学	1	1	1	0

[2024 年度入学者選抜試験（2023 年 8 月実施）]

	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
中央大学	18	18	14	0
熊本大学	-	-	-	-
鹿児島大学	1	1	0	0
信州大学	-	-	-	-
新潟大学	-	-	-	-
西南学院大学	-	-	-	-
明治学院大学	1	1	0	0
明治大学	-	-	-	-
立教大学	1	1	0	0
立命館大学	5	5	1	0

※開放型選抜試験においては、法曹養成連携協定を締結していない大学の学生も受験可能であり、2024 年度には大阪大学から 1 名が入学した。

(3) 実施されていない事項がある場合の改善の見込み等

(1) で述べたように、本法科大学院の専任教員は、中央大学・新潟大学・信州大学・鹿児島大学にそれぞれ出講し、法曹コースの学生を対象に、本法科大学院と同等の授業を提供している。上記以外の大学についても、要望があれば、専任教員による授業を提供することとしている。

また、各大学の法曹コースの学生の希望があれば、本法科大学院の授業の履修を認める制度などの今後のあり方について、各大学との連携協議会での意見交換を踏まえて検討する予定である。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院で開講している「4 群特講 I @地域と法 II（九州地方の法律問題）」には鹿児島大学法文学部法曹コースで授業を担当している同大学の専任教員が、また、「4 群特講 I @地域と法 IV（中部地方の法律問題）」には新潟大学法学部及び信州大学法経学部法曹コースで授業を担当している各大学の専任教員がそれぞれ出講し、本法科大学院の学生に授業を提供している。

このように、法曹養成連携協定を締結している各大学の専任教員が、本法科大学院の学生に授業を提供する機会も確保している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院が、法曹養成連携協定において行うこととされている事項については、これを実施している。

3 自己評定 合

4 改善計画

現在授業を提供している大学以外の大学にも、本法科大学院の専任教員が授業を提供する機会を設けることができるように、各大学との協議を進めていく。

また、各大学との連携協議会における協議を踏まえて、各大学の法曹コースの学生に、本法科大学院の授業を履修する機会があることを周知していく。

なお、連携協定については、その期限を5年としているが（ただし、更新が可能である）、今後の状況や成果、さらには連携協議会における協議等も踏まえて改善を図っていく。また、連携協定先について、その解除や追加については今後の状況を見据え、必要に応じて対応していく。

入学者選抜試験については、5年一貫型試験と開放型試験を、今後も着実に実施していく。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

(1) 学生受け入れ方針

本法科大学院では、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を明確に定めている。2023年度における「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は以下のとおりである。

「高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

法学未修者については、論理的思考力と文章作成力を備えるとともに、社会性、成熟性、コミュニケーション能力などの法曹としての資質を有する人を求めます。

法学既修者については、未修者に求める資質に加え、法科大学院課程1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法についての基礎的な知識）を修得している人を求めます。

入学者選抜は、客観性、公平性、開放性、多様性の確保を旨としつつ、総合的な観点から実施するものとします。」

(2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院では、法学既修者コースと法学未修者コースの2コースについて募集を行っており、2023年度における募集人員は前者が150名（5年一貫型選抜45名、開放型選抜45名含む）、後者が50名（法曹ポテンシャル入試10名含む）である。志願者は自己の希望により、いずれか一方又は双方のコースへの出願が可能である。

本法科大学院の学生募集方法は、いずれのコースも、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を踏まえ、本法科大学院の出願資格を有する全ての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保するため、公

募による選抜のみとしてきた。

多様性確保の観点から、「法学部以外の学部出身者」、「実務等の経験のある者」をそれぞれ定義して入学者選抜要項で公開するとともに、学生や社会人の志願者に配慮し、入学説明会及び入学前説明会は土曜日の午後に開催している。入学者選抜試験についても、法学既修者コースは土曜日に実施し、法学未修者コースは日曜日に実施することで、受験しやすい環境を設定するよう配慮をしている。

本法科大学院では、いわゆる「飛び入学」による入学者の受け入れについて、2005年度から2011年度の入学者選抜まで、法学未修者を対象に特別入学者選抜を実施してきたが、2012年度入学者選抜からこれを廃止するとともに、飛び入学を法学未修者コースの出願資格に位置づけた。また、2013年度入学者選抜からは、他の法科大学院に先駆けて、法学既修者コースの出願資格においても飛び入学の機会を与えてきた。

このように、大学の学部3年次で既に法律学の基礎的な学識を身につけている学生に対して、時間的・経済的な負担を軽減し、より早期に専門的な教育を受けられる学修環境を提供することは、プロセスとしての法曹養成という観点からも有意義である。そこで、法曹志望が明確で、意欲的に学修に取り組んでいる学部3年次生を積極的に募集することを企図し、2019年度入学者選抜より、法学既修者コースに早期入学枠を設置した。なお、2019年度入学者選抜より早期入学枠を導入した背景には、当時文部科学行政において志向されている「法曹コース3+2」構想への先行的な対応を視野に入れていたこともある。

その後、令和元(2019)年6月26日公布の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正に関する法律」により、「法曹コース3+2」の5年一貫教育制度が2020年度から開始し、2019年度学部入学者より新たな法曹養成制度が適用されることとなった。これに伴い、本法科大学院では、この法律等の一部改正の動きに合わせて、本学における5年一貫教育にいち早く対応するため、法務研究科長のリーダーシップのもとで、教務委員会においてはカリキュラム改正を、入試・広報委員会においては「法曹コース・早期卒業」の法学部3年生を受け入れるための「5年一貫型選抜」をはじめとする新たな入試制度の検討を開始した。その後、運営委員会を経て教授会において慎重に審議を重ね、2021年度中に本学法学部を含む10大学との連携協定を締結した。さらに、2023年度中に追加で1大学と連携協定を締結した。

その結果、本法科大学院において早期卒業枠が担ってきた「法曹志望が明確で、意欲的に学修に取り組んでいる学部3年次生を積極的に募集する」という目的は、5年一貫教育制度において実現することが可能となったことから、2021年度法科大学院入学者選抜をもって、早期入学枠を5年一貫型選抜に発展的に解消(廃止)した。

5年一貫型選抜においては、法科大学院が募集停止となった地方大学のうち4校(鹿児島大学、熊本大学、信州大学、新潟大学)と協定関係を結ぶとともに、本法科大学院の教育理念にしたがい、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学出身者専願枠(5名)を設けている。実際、2022年度以降、上記の各大学における法曹コースに属する学部学生を入学生として受け入れている。

また、多面的な評価により審査する法曹ポテンシャル入試も設けて募集するなど、多様な入学者を求めるといふ本法科大学院の姿勢を積極的にアピールし

てきた。

ア 法学既修者コース（2年コース）

法学既修者コースの入学選抜においては、法律学に係る学修到達度の判定をより厳密に行うため、2011年度入学選抜より法学既修者の入学者が履修を免除される1年次配当法律基本科目（必修）の全てについて、本法科大学院が独自に実施する法律科目試験（論述式筆答試験）を課している。

面接試験については、法曹にとって重要な口頭表現力の判定には有効であると考えられるが、法律科目試験等によって法曹適性を的確に判定することが可能であるほか、志願者の大学や社会における活動実績、法曹を志望する理由及び目指す法曹像等を志願者調書によって把握・確認していることに鑑み、2011年度入学選抜より廃止した。

試験科目及び配点などの入学選抜の実施細目については、必要性に応じて適宜見直しを行っている。具体的には、行政法について、実際の入学における学修歴や各法律科目に係る習熟レベル及び学部段階での法学教育の状況等の多角的な観点から分析を行った結果、各大学の法学部において必修科目とされているとは限らず、これを未履修の学生も多い現状に鑑み、本法科大学院の志願者にとって過度な負担となっている可能性も否定しえないことから、2013年度法学未修者の入学者のカリキュラムより、1年次配当の法律基本科目から「行政活動の法的統制」（2単位）を外し、あわせて2014年度入学選抜より、法律科目試験から「行政法」を除くこととした。これに伴い、法学検定委員会が実施する法学既修者試験第4部も採点対象科目から除き、任意提出資料ともしないこととした。また、同じく2014年度入学選抜より、各大学の法学部における学修バランスを考慮すると、憲法、民法及び刑法は、民事訴訟法、刑事訴訟法及び商法に比して一般に習熟レベルが高いことから、これらに即した配点比重とするべく、配点を変更し、商法の論述式試験の配点を従来の120点満点から80点満点とした。

また、2015年度入学選抜からは、司法試験において短答式試験の3科目化が実現することを睨み、法科大学院受験段階から司法試験を意識してもらうため、法学既修者試験第1部（憲法、民法及び刑法）のみを合否判定の対象とした。その結果、法学既修者では本法科大学院が独自に実施する法律科目試験の成績、適性試験の成績、法学既修者試験の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定することとした。加えて、これまで法律科目試験において、民法及び商法のみで参照可能としていた六法全書については、全ての科目で参照できることとした。さらに受験生に対する日程的な配慮として、試験時間の見直しを行い、これまで2日間かけて行っていた日程を土曜日1日で実施することとした。

さらに、2017年度入学選抜においては、法学既修者についても、専門職法曹枠と女性法曹枠を設置した。このほか、入学選抜の試験結果の検証により、法律科目試験によって、十分に公正な入学選抜の実施が達成でき、既修者認定も行うことができると判断したため、法学既修者試験の利用を廃止した。また、上述したように、特別入試枠についても入試と教育課程との接続性の強化を図った結果、特別入試枠を設けずとも、各入試枠において企図していた効果を得られるとの判断から、2023年度入学選抜より特別入試枠は全て発展的に解消（廃

止)した。

他方、法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の場合、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、様々な理由から法科大学院への進学が事実上、困難になっている。このような状況等に鑑み、上述したように、複数の地方大学との間で連携協定を締結するとともに、2022年度入学者選抜から実施している5年一貫型選抜において地方大学出身者専願枠を設定している(2024年度入学者選抜では5名に設定)。

イ 法学未修者コース(3年コース)

法学未修者の入学者選抜については、本法科大学院の開学当初は、第一次選抜(小論文の成績、適性試験の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して可否を判定)、第二次選抜(第一次選抜の合格者を対象として面接試験を実施し、面接の結果及び第一次選抜における成績を総合的に勘案して可否を判定)の2段階による選抜方法を採用し、適性試験第1部～第3部の成績が入学最低点に満たない者については不合格としてきた。面接試験については、法曹適性にとって重要な口頭表現力の判定には有効であると考えられたが、小論文筆答試験における論述能力とは相反する傾向もみられたこと、他の法科大学院において筆答試験のみで選抜を行っていた状況等を含めて検討した結果、2015年度入学者選抜より廃止した。これを受けて、2015年度入学者選抜からは、適性試験(第1部～第4部)の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して可否の判定を行ってきた。

また、2016年度入学者選抜からは、地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠という特別入試枠の新設に伴い、これら4つの法曹枠の出願に際しては、適性試験第4部が小論文形式の試験であることや、地方在住者が受験しやすい環境を創出する必要性に鑑み、本法科大学院独自の小論文筆答試験に代えて、適性試験第4部の提出を求めることとし、これにより文章理解力、問題把握能力及び論理的文章作成能力を判定することとした。さらに、2017年度入学者選抜からは、一般法曹枠についても、他の法曹枠と同様に小論文として適性試験第4部の提出を求め、本法科大学院独自の小論文筆答試験を廃止した。

しかしながら、2018年度から適性試験の実施が見送られたことに伴い、2019年度入学者選抜からは、適性試験第4部の提出に代えて、本法科大学院独自の小論文筆答試験を実施することとした。また、法学既修者(2年コース)と同様に、特別入試枠についても入試と教育課程との接続性の強化を図った結果、特別入試枠を設けずとも、各入試枠において企図していた効果を得られるとの判断から、2023年度入学者選抜より特別入試枠は全て発展的に解消(廃止)した。

(3) 学生受け入れ方針、選抜基準及び選抜手続の公開

入学者選抜に関する情報(入学者受け入れの方針、選抜基準及び選抜手続等)は、本法科大学院 Web サイト、入学者選抜要項及びガイドブック等により、受験生の出願時(7月中旬)までの検討期間を考慮し、適切な時期に公開しており、具体的に、例年、本法科大学院 Web サイトは3月までに、ガイドブックは4月上旬に、入学者選抜要項は5月中～下旬に公開又は発行している。また、選抜基準又は選抜手続等に変更がある場合には、決定の後、通常公開時期以前であっても直ちに本法科大学院 Web サイトに掲載し、周知を図っている。

なお、入学者選抜の問題については、過去3年分を本法科大学院 Web サイトに掲載し、公開している。また、入学者選抜試験の出題の趣旨については、2019年度入学者選抜より本法科大学院 Web サイトにて公開している。なお、著作権上の許諾が必要な科目（小論文）については、許諾が得られ次第、公開することとしている。

（4）選抜の実施

入学者選抜は、定められた選抜基準及び選抜手続に従って、公平かつ公正に実施してきた。入学者選抜における透明性及び入学者選抜結果の公平性・妥当性を担保するために、筆答試験、志願者調書及び事前課題の採点においては、全ての答案等を必ず複数の教員が採点する体制を構築しており、実際の採点にあたっては、事前に採点基準を作成することにより、採点担当者間における採点結果の差異が最小限になるよう努めている。

出題にあたっては、試験問題のレベル等の基本的な方向性について出題委員間で十分な認識共有を図ったうえで作問を行い、さらに、複数のチェック体制を構築している。具体的に、出題段階にあたっては、科目ごとに置かれる科目別出題委員会において、出題主査の統括・指示のもと、出題委員相互で出題内容の吟味を行っている。そのうえで、出題委員とは別に点検委員を置き、点検委員相互で出題内容、文言、記号、設問等について精査するほか、実際に解答を試みるなどの点検作業を行い、当該結果を出題主査に報告することで、出題に係る適切性の確認を行っている。

なお、法学未修者コースの入学者選抜については、法律知識の有無・多寡等を考慮要素としていない。

また、本法科大学院の入学者選抜に係る過去5年分の概要は、下表のとおりである。入学者選抜の結果等については、入学者選抜実施後に、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に継続的に検証しており、必要に応じて選抜基準及び選抜手続等の見直しを図ってきている。

	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）
2020年度	817	408	2.00
2021年度	817	388	2.11
2022年度	1041	467	2.23
2023年度	1088	506	2.15
2024年度	1095	521	2.10

入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）はこれまで生じていない。例えば、2019年度入学者選抜より早期入学枠を新設したが、その設置趣旨及び求める人材を本法科大学院 Web サイトや入学者選抜要項において掲出し、また、説明会・相談会等で説明するなど、募集に際しては周知を行った。さらに、同じく2019年度入学者選抜より、不合格者のうち希望者を対象として、また、2022年度入学者選抜からは全受験生のうち希望者を対象として成績開示を行った。2021年度以降は実施していない早期入学枠に関しては、2019年度・2020年度に本法科大学院 Web サイト・電話を通じて数件の問い合わせがあったが、いずれも入学条件の確認等に関するものであり、入学者選抜の公正さ・公平さを指摘するものではなかった。

(5) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の入学選抜における客観性及び公平性・公正性を担保するために、試験問題については必ず複数の担当者が確認する体制を構築している。

また、法学既修者コース及び法学未修者コースの各コースを対象とした入学説明会を通じて、本法科大学院の求める人材像等を説明し、その説明・周知を図っている。さらに、駿河台キャンパスで実施する本法科大学院単独の入学説明会（6～7月頃開催）については、教員と修了生による座談会を実施するなど、本法科大学院の魅力を伝える工夫をしている。その際、地方在住等の事情により当該説明会への参加が困難な志願者のためにオンラインを用いたライブ配信を行うとともに、法曹養成連携協定を各大学の学生を対象に同様にオンラインを用いたライブ配信により（または希望があれば現地に赴き）協定校別個別相談会を実施している。これらの試みは、地方の大学に在籍する学部生へ魅力をアピールする重要な機会となっている。

このほか、2023年度（2024年度入試）からは入試説明会とは別に「キャンパスツアー&相談会」を実施し、受験希望者に実際に駿河台キャンパスの見学をしてもらうとともに、教員や司法試験に合格した修了生が直接相談に応じる機会を設けている。

(6) その他

より多くの志願者獲得に向けた取り組みとして、入学から修了までの各段階で学修の意義や、修了後を見据えて本法科大学院における学修過程の展開を具体的にイメージできるように動画を作成し、ロースクールムービーとして本法科大学院 Web サイトにて公開しているほか、入学説明会（6～7月頃開催）については、当該内容を収録した動画を本法科大学院 Web サイトに掲載している。

2 点検・評価

本法科大学院の入学受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、幅広い志願者の基礎的学修能力を重視しつつ、各自の意欲と個別的な長所にも十分な配慮を加えるというものであり、上記の方針を志願者に対して明確に伝えるものになっている。また、幅広い活動領域を想定し6つの法曹像をもって提示された、リーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストの養成に貢献しようとする本法科大学院の教育目標に適合している。

選抜基準及び選抜手続は、本法科大学院の入学選抜の方針に適合するとともに、志願者の出身校や専門分野に偏することのない中立的な内容で明確に定められており、本法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを身につけることができる者を選抜できる仕組みとなっている。

これらの入学受け入れの方針、選抜基準及び選抜手続は、入学選抜要項、本法科大学院 Web サイト及びガイドブック等の媒体において明確に記載され、志願者に対して十分考慮することができる期間（おおむね出願期間開始の2ヵ月前）を設けた上で、情報に容易にアクセスできる方法で公表されている。これらに変更がある場合には、ガイドブック又は入学選抜要項等の配付前であっても、機関決定の後、直ちに本法科大学院 Web サイトに掲載し、周知を図っている。

入学者選抜の結果については、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心として継続的に検証しており、入学者選抜実施後に、必要に応じて選抜基準及び選抜手続の見直しを行っている。

その他、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえた志願に資するよう、本法科大学院単独の入学説明会については、地方在住等の事情で対面での説明会には参加できない志願者に配慮し、Webを用いて複数回開催している。

これらの取り組みの結果、入学者選抜そのものについては適正に実施されており、受験者数及び競争倍率の確保の点では一定の成果を上げることができている。

一方、近年の入学定員充足率は、本年度においては多少の改善が見られたものの、50%前後を推移しており、さらなる入学者確保に向けて、入試・広報委員会を中心に、入学者選抜の検証及び改善方策を講じていく必要がある。なお、その際には、入学者受け入れの方針を踏まえて、入学者の質についても継続して本法科大学院の教育を受けるにふさわしい水準を維持できるよう当然留意しなければならない。

本法科大学院としては、2018年度入学生以降、「量から質」へ転換する方針を採ったところであり、その効果が現れるまでは本法科大学院が求める質的水準にある学生の安定的な確保ならびに定員の充足という点で厳しい状況が継続している。また、2022年度入学者選抜より、5年一貫教育制度に基づいた入学者選抜制度（5年一貫型選抜及び開放型選抜）を新設し、入学定員の45%の募集人数を設定したことから、このことによる影響について今後の調査結果を前提とした検証に基づいて対応を進めていく。

また、複数の大学との間で法曹養成連携協定を締結していることにより、各大学の状況に応じて個別の課題が生じることが予想されるが、この点についても、開放型入試を経て入学した学生の状況も踏まえて、今後検証していく必要がある。

これらの点については、入試・広報委員会を中心に、新しい入学者選抜制度を前面に出しつつ学生募集に向けた広報活動を効率的かつ効果的に行うことで、本法科大学院の求める質的水準にある学生の安定的な確保に努める。

3 自己評定

A

4 改善計画

法学既修者コースの入学者選抜における論述式試験においては、恒常的に出題内容の見直しとこれに基づく一層の工夫が求められるとの認識のもと、各法律基本科目の特殊な領域から出題するのではなく、より一般的な領域につき基礎的な理解を問うものでありながらも、その理解力の差異を明確に判定できるような深みのある出題となるよう議論を重ねている。

また、全国的な法科大学院志願者数の減少もあるが、他大学において入学説明会を実施するなど、さらなる志願者の獲得及び受験倍率の改善を目指すこととしている。

加えて、2020年度から「法曹コース3+2」の5年一貫教育制度が開始し、

本法科大学院では法曹コースに在籍し早期卒業する見込みの法学系学部3年生を受け入れるため、「5年一貫型選抜」や「開放型選抜」を設け、2022年度より一貫教育の課程に属する学部学生を入学生として受け入れている。

2023年度には、この「5年一貫型選抜」や「開放型選抜」を経て入学した学生が完成学年を迎えた。今後の選抜試験の在り方については、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に検証を行い、入学者選抜試験制度の趣旨・目的に沿った成果が得られるよう、実施方法や選抜基準等の改善を継続して行っていく。

法曹養成連携協定については、その期限を5年としているが（ただし、更新が可能である）、今後の状況や成果、さらには「連携協議会」における協議等も踏まえて改善を図っていく予定である。また、連携協定先の解除や追加については、今後の状況を見据え、必要に応じて対応していく。

また、志願者及び入学者の向けた広報活動についても、今後充実させていく必要がある。2023年度（2024年度入試）からは入試説明会とは別に「キャンパスツアー&相談会」を実施し、受験希望者に実際に駿河台キャンパスの見学をしてもらうとともに、教員や司法試験に合格した修了生が直接相談に応じる機会を設けており、その成果を踏まえて、今後の広報活動のあり方を検討していく。

なお、学生を安定的に確保するためには、全体における適切な入学収容定員についても検討する必要がある。そこで、2023年度に入ってから、教授会において2025年度入学生から適用するための収容定員の見直しの検討を開始し、2024年3月に文部科学省に対して、収容定員を600名から480名（入学定員を200名から160名）に減員する旨の申請を行った。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性や能力を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 2024年度の法学既修者の入学者が修得したとみなされる単位

学則第75条及び第76条により、本法科大学院の法学既修者に入学した者は、本法科大学院における1年次配当の必修法律基本科目29単位を履修免除され、2年次配当の授業科目から履修することができる。履修免除される科目は、公法系として「憲法Ⅰ」(3単位)及び「憲法Ⅱ」(1単位)の計4単位、民事系として「民法Ⅰ」(2単位)、「民法Ⅱ」(2単位)、「民法Ⅲ」(2単位)、「民法Ⅳ」(2単位)、「民法Ⅴ」(2単位)、「民法Ⅵ」(2単位)、「会社法」(3単位)及び「民事訴訟法」(3単位)の計18単位、刑事系として「刑法Ⅰ」(3単位)、「刑法Ⅱ」(1単位)及び「刑事訴訟法(3単位)」の計7単位である。

イ 選抜・認定の基準・方法との関係

法学既修者の入学者選抜においては、法律科目については1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識・学力を有することの判定を行わなければならないことから、この条件を満たすために、2011年度入学者選抜より、既修単位認定を行う科目(2013年度入学者選抜までは、「憲法」、「行政法」、「民法」、「刑法」、「商法」、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の7科目、2014年度入学者選抜からは「行政法」を除く6科目に変更)について、法学既修者試験(2014年度入学者選抜では第1部から第3部までの6科目、2015年度入学者選抜からは第1部の3科目に変更)及び本法科大学院が独自に実施する法律科目試験(論述式筆答試験)を課してきた(2017年度入学者選抜からは、法学既修者試験の利用を廃止)。

法律科目試験の問題作成にあたっては、1年次における当該科目の教育内容・水準に合わせた出題となるように配慮するとともに、1年次配当の必修法律基本科目の履修を一括免除することから、個別の法律科目についても法学既修者

認定にふさわしいかどうかを判定する必要があるため、法律科目試験及び法学既修者試験の総合成績が合格水準に達していたとしても、1科目でも成績が極端に悪い場合には不合格としてきた。この点については、入学者選抜要項に記載している。

また、法律科目試験については、志願者及び入学者の学修状況等に基づいて検証を行った結果、一部の法律科目について試験科目及び配点変更を2014年度入学者選抜から実施し、既修者認定もこれに応じたものとなっている。

面接試験について、法学既修者の入学者選抜では、志願者の大学や社会における活動実績、法曹を志望する理由及び目指す法曹像等については志願者調書によって把握できること、法律科目試験等で法曹適性を的確に判定することができることから、2011年度入学者選抜より廃止した。

さらに、法学既修者試験の利用については、入学者選抜の試験結果の検証により、法律科目試験によって十分に公正な入学者選抜の実施が達成でき、既修者認定も行えると判断したため、2017年度入学者選抜からはこれを利用しないこととした。

これに加えて、上記「2-1」にて述べたとおり、2019年度入学者選抜より、大学の学部3年次に在学する者を対象として法学既修者コースに早期入学枠を新設した。また、2022年度入学者選抜より、本法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結している大学の連携法曹養成基礎課程修了見込みの学生を対象として5年一貫型選抜を、学部の連携法曹養成基礎課程修了見込みの学生を対象に開放型選抜を新設している。なお、これに伴い、2021年度法科大学院入学者選抜をもって、早期入学枠を5年一貫型選抜に発展的に解消（廃止）した。

5年一貫型選抜の入学者選抜では、法曹養成連携協定に従い、連携法曹養成基礎課程の修了をもって、法律科目について1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識・学力を有することとして認められるため、これをもって既修単位認定している。

開放型選抜の入学者選抜では、憲法、民法、刑法の3科目は一般選抜の入学者選抜を用いてこれを確認し、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の4科目は、志願者が所属する連携法曹養成基礎課程のシラバスを用いて当該科目の履修範囲を充足しているかの確認をもって既修単位認定を行っている。

なお、5年一貫型選抜の入学生に関しては、法曹養成連携協定に従い、連携法曹養成基礎課程で修得した科目の一部につき、本法科大学院2年次以上で修得した科目とみなし、履修を免除している。

2024年度入学者選抜の日程、試験科目等は以下のとおりである。

・試験日程

出願期間：【5年一貫型選抜】 2023年6月26日（月）～6月30日（金）
：【開放型選抜・一般選抜】 2023年7月27日（木）～8月4日（金）

法律科目試験

：【5年一貫型選抜】 2023年7月22日（土）～7月23日（日）
：【開放型選抜・一般選抜】 2023年8月26日（土）～8月27日（日）

合格発表

：【5年一貫型選抜】 2023年7月29日（土）

：【開放型選抜・一般選抜】 2023年9月15日（金）

・試験科目

：【5年一貫型選抜】書類審査、面接試験

：【開放型選抜】憲法、民法、刑法

：【一般選抜】憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法

・募集定員

【5年一貫型選抜】45名（地方大学出身者専願枠5名を含む）

【一般選抜】60名

・試験時間及び配点

論述式試験①（憲法及び民法及び刑法）：150分／憲法120点、民法120点、
刑法120点

論述式試験②（民事訴訟法及び刑事訴訟法及び商法）：120分／民事訴訟法80
点、刑事訴訟法80点、商法80点

【開放型選抜】45名

・試験時間及び配点

論述式試験①（憲法及び民法及び刑法）：150分／憲法120点、民法120点、
刑法120点

・最低基準点

なし。

ただし、法律科目試験は既修者判定試験としての位置づけであることから、1科目でも成績が極端に低い場合には既修者との認定に至らず、不合格となる場合がある。

<5年一貫型選抜枠の出願要件>

出願時点において、以下の1)～3)を全て満たす者。

- 1) 協定関係にある大学〔注1〕の法曹基礎課程3年次以上に在籍している者
- 2) 2024年の3月31日までに1)の大学を卒業し、かつ1)の法曹基礎課程を修了する見込みの者
- 3) 中央大学法科大学院が指定する法律基本科目（憲法：憲法全般、民法：民法全般、刑法：刑法全般、民事訴訟法：民事訴訟法全般、刑事訴訟法：刑事訴訟法全般、商法：会社法、行政法：行政法総論及び行政救済法）について2024年3月31日までに単位を修得する見込みの者

【注1】 協定関係にある大学は以下（ア）～（コ）の大学です。なお、地方大学出身者専願枠（※）については（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）に在籍している者の出願のみを認める。

（ア）鹿児島大学

（イ）熊本大学

- (ウ) 信州大学
- (エ) 新潟大学
- (オ) 西南学院大学
- (カ) 中央大学
- (キ) 明治学院大学
- (ク) 明治大学
- (ケ) 立教大学
- (コ) 立命館大学

<開放型選抜枠の出願要件>

出願時点において、以下の1)～3)を全て満たす者。

- 1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍している者
- 2) 2024年3月31日までに大学を卒業し、かつ1)の法曹基礎課程を修了する見込みの者
- 3) 中央大学法科大学院が〔注1〕で指定する法律基本科目（憲法：憲法全般、民法：民法全般、刑法：刑法全般、民事訴訟法：民事訴訟法全般、刑事訴訟法：刑事訴訟法全般、商法：会社法、行政法：行政法総論及び行政救済法）について2024年3月31日までに単位を修得する見込みの者

(2) 基準・手続の公開

法学既修者の入学者選抜に係る選抜基準及び選抜手続、各選抜方法により判定する能力等については、毎年度、4月中旬迄に発行されるガイドブックに概要を掲載し、出願期間開始おおむね2ヵ月前の5月中～下旬に発行する入学者選抜要項にて確定情報を公開している。また、法学既修者の入学者選抜における過去3年分の法律科目試験の問題及び出題の趣旨を、本法科大学院 Web サイトにおいて公開している。なお、著作権上の許諾が必要な科目（小論文）については、許諾が得られ次第、順次公開している。

また、入学者選抜に係る選抜基準及び選抜手続等が前年度のものから変更される場合には、ガイドブック及び入学者選抜要項の発行前であっても、決定後、直ちに本法科大学院 Web サイトで公開し、周知を図っている。

法学既修者選抜や既修単位認定については、これまで入学希望者や学生から意見を聴取したことはないが、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に、入学者の学修歴や各法律科目に係る習熟レベル等の観点から状況の把握や分析を行っている。

(3) 既修者選抜の実施

法学既修者選抜については、前述の選抜基準及び手続に基づき、適正に実施されており、これまでのところ既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は生じていない。

各年度において、法学既修者選抜の結果等については、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に検証を行い、選抜基準そのものの質、選抜基準と合格者の質について検討し、必要な改善を行っている。

法学既修者選抜に係る過去5年分の実施状況は、下表のとおりである。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2020 年度	635	353	1.80
2021 年度	615	305	2.02
2022 年度	781	393	1.99
2023 年度	844	436	1.94
2024 年度	819	446	1.84

[注]「法学既修者」とは、当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ、入学し在学している者をいう。

各年度の入学者数及び法学既修者数は、下表のとおりである。

		入学者数	うち法学既修者数
2020 年度	学生数	86人	68人
	学生数に対する割合	100%	79.0%
2021 年度	学生数	99人	67人
	学生数に対する割合	100%	67.7%
2022 年度	学生数	132 人	104 人
	学生数に対する割合	100%	78.8%
2023 年度	学生数	124 人	98 人
	学生数に対する割合	100%	79.0%
2024 年度	学生数	148 人	120 人
	学生数に対する割合	100%	81.0%

(4) 特に力を入れている取り組み

法学既修者コースの入学者選抜においては、1年次配当の必修法律基本科目に対応する科目全てについて、論述式筆答試験を課している。さらに、その試験問題の作問に際しては、1年次における当該科目の教育内容・水準に合わせた出題とすることなどの基本的な方向性について出題委員間で十分な認識共有を図っているほか、その内容等については複数のチェック体制を構築している。具体的に、出題段階にあたっては、科目ごとに置かれる科目別出題委員会において、出題主査の統括・指示のもと、出題委員相互で出題内容の精査を行っている。そのうえで、出題委員とは別に点検委員を置き、点検委員相互で出題内容、文言、記号、設問等について精査しているほか、実際に解答を試みるなどの点検作業を行い、その結果を出題主査に報告することで、出題の適切性を確認している。

(5) その他

法学既修者コースの入学者選抜における過去問題と出題の趣旨の公表を通じて、その選抜基準の理解に資するよう努めてきている。

2 点検・評価

法学既修者選抜、既修認定の基準及び手続は、本法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルをしっかりと身につけ得る者を選抜可能な仕組みであるとともに、関連法令にも適合し、公平・公正なものとなっている。

また、入学者選抜方針、選抜基準及び選抜手続は、入学者選抜要項、本法科大学院 Web サイト及びガイドブック等の媒体に明確に記載し、志願者に十分な考慮期間が与えられる時期（おおむね出願期間開始 2 ヶ月以前）に誰でも情報に容易にアクセスできる方法で公表されていることから、適切な時期に適切な方法で公開されているといえる。これらに変更がある場合には、ガイドブック又は入学者選抜要項等の配付前であっても、決定の後直ちに本法科大学院 Web サイトに掲載して周知を図っている。

さらに、一般選抜においては、既修単位認定を行う全ての科目について、本法科大学院が独自に実施する論述式試験を課しており、試験を実施しない科目について、単位認定がされることはない。5 年一貫型選抜の入学者選抜では、法曹養成連携協定に従い、連携法曹養成基礎課程の修了をもって、法律科目について 1 年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識・学力を有することを確認したことになるため、これをもって既修単位認定している。開放型選抜の入学者選抜では、憲法、民法、刑法の 3 科目は一般選抜の入学者選抜を用いてこれを確認し、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の 4 科目は、志願者が所属する連携法曹養成基礎課程のシラバスを用いて当該科目の履修範囲を充足しているかの確認をもって既修単位認定している。このように、既修者選抜、既修単位認定は所定の基準及び手続に従って公正・公平に実施されている。

なお、法学既修者選抜の結果については、執行部及び入試・広報委員会を中心に継続的に検証しており、必要に応じて、選抜基準又は選抜手続等の見直しを図っている状況にある。

3 自己評定

A

4 改善計画

毎年度、選考結果の検証を行っているが、今後も十分な検証を行うとともに、法律科目試験の入試出題主査と密接に連携を図り、入試・広報委員会のもとで改善策を継続的に検討していく。

なお、制度改革により学部 3 年次生の法学既修者コースの志願者が増加していることを踏まえて、法曹となるための基本的な学識、スキル、素養の有無を判断するのに適した入学者選抜のあり方についても継続的に検討していく。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

「他学部出身者」の定義としては、「法学以外の課程（法学部でも政治学科等は法学以外に該当する）を主として履修した場合」としている。すなわち、カリキュラムにおいて法学の履修を主とする（おおむね法律科目が50%以上）課程以外の出身者という実質的基準を採用している。

(2) 実務等の経験のある者の定義

「実務等経験者」（いわゆる社会人）の定義については、まず、本法科大学院入学時点において大学（学部）卒業後、入学年度の4月1日時点で少なくとも3年以上（合計でも可）の経験があることとしている。この3年以上の経験とは、本法科大学院における学修や法曹としての活動に資する専門的知識や社会的経験を獲得するために最低でも必要と考えられる期間として設定されている。

したがって、卒業後3年を経過していても、その期間中に社会的活動に従事せず、主として公務員試験や各種資格試験の受験勉強に専念していた者は除いている。他方、実務等の経験については、いわゆる正規雇用による就業体験に限らず、主婦・主夫、ボランティア、非正規雇用者なども含むものと定義している。これは、本法科大学院入学者選抜において重視される専門的知識や社会的問題意識は、幅広い社会的活動や実生活における体験によって培われるものと考えられるためである。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者 又は他学部出身者
入学者数 2020年度	86人	5人	7人	12人
合計に対する 割合	100.0%	5.8%	8.1%	14.0%
入学者数 2021年度	99人	10人	11人	21人
合計に対する 割合	100.0%	10.1%	11.1%	21.2%
入学者数 2022年度	132人	12人	14人	26人
合計に対する 割合	100.0%	9.0%	10.6%	19.7%
入学者数 2023年度	124人	10人	14人	24人
合計に対する 割合	100.0%	8.0%	11.3%	19.4%
入学者数 2024年度	148人	21人	10人	31人
合計に対する 割合	100.0%	14.2%	6.8%	20.9%
5年間の入学 者数	589人	58人	56人	114人
5年間の合計 に対する割合	100.0%	9.8%	9.5%	19.4%

- [注] 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数を行い、既修者・未修者を問わない。
- 3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

多様な入学者の受け入れについては、「高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。」との入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、入学者選抜要項等で受験生に周知している。

前表のとおり、本法科大学院の入学者に占める実務等経験者又は他学部出身者の割合から見て取れる。直近の2020年度から2024年度入学者に係る5年間平均で19.4%である。2024年度法学未修者においては、実務等経験者又は他学部出身者が入学者の39.3%を占めている。これらの実務等経験者の中には、こ

れまで、企業出身者、医師、公務員等が含まれており、実質的にも多様な人材が選抜されている。

(4) 多様性を確保する取り組み

法学未修者の入学者選抜における制度改革の努力のほか、一般及び社会人向けの各種広報媒体への広報活動に積極的に参画し、その中で実務等経験者又は他学部出身者の在学生又は修了生を紹介している。また、本法科大学院が位置する駿河台キャンパスもしくはオンラインを用いて開催する入学説明会及び入学前説明会については、社会人の参加者に配慮し、土曜日の午後で開催しているほか、入学者選抜試験についても、法学既修者コースは土曜日に、法学未修者コースは日曜日に実施するなどの配慮をしている。

2021年度入学者選抜からは、多様な背景を持つ法学未修者による、法曹へのチャレンジを後押しすることを目的に、法学未修者コースを対象とした法曹ポテンシャル入試を新設した。これについては、入試日程を秋とし、入試内容は夏季日程の小論文試験と差別化し、志願者の学修意欲や人間性を審査しつつ能力審査を行うことができるようにするため、書面審査及び小論文に加え、志願者のポテンシャルを評価するための面接試験（口頭試問）による選抜方式とした。しかし、入試における面接試験（口頭試問）の成績と入学後の成績について検証を行ったところ、相関関係が明らかでなかったことから、2023年度入学者選抜からは、面接試験（口頭試問）を廃止し、一般知識に関する筆記試験によりポテンシャルを評価するよう変更した。なお、その後の検証により、通常の法学未修者コースの入学者選抜試験で多様性が十分に確保できている状況が明らかとなったことから、同入試制度については2024年度入学者選抜をもって廃止した。

(5) 特に力を入れている取り組み

修了生の法曹としての多様な活躍が入学者の多様性の確保につながると考えられることから、修了生の動向のフォローに努め、それらの情報をガイドブックや本法科大学院 Web サイトへの掲載などを通じて学外に発信している。

(6) その他

本法科大学院は、規模の大きな法科大学院であるが、きめ細やかで多様かつ充実した教育を行っている。例えば、1年次（法学未修者）対象にフォローアップ演習を提供しているが、その実施に際しては、少人数制（1グループ5名程度）を採用し、きめ細やかな対応をしている。フォローアップ演習については、入学説明会等でも積極的に周知を図っており、本法科大学院の受験生が抱えている入学後の不安を解消する一助となっている。入学者アンケートからも、この点が本法科大学院を受験する重要なインセンティブの1つとなっていることを確認することができ、多様な入学者の確保につながっているといえる。

2 点検・評価

「他学部出身者」及び「実務等経験者」の定義については、明確にこれを定めるとともに、入学者選抜要項において公表している。また、入学者における多様性を確保するための様々な取り組みを行っており、その結果、全国的に「実務等経験者又は他学部出身者」の出願者が大幅に減少している中、本法科大学院にお

いては、過去5年間（2020年度～2024年度）の平均割合が入学者全体で19.4%（とりわけ未修入学者については46.0%）が実務等経験者又は他学部出身者となっており、一定程度以上の多様性が確保されている状況にある。

また、入学説明会等においては、1年次（法学未修者）を対象としたフォローアップ演習の提供等の周知に努めており、このような努力により、本法科大学院の受験者の入学後における不安の解消をもたらし、多様な入学者の確保に貢献している状況にある。

3 自己評定

A

4 改善計画

本法科大学院の「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に基づき、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、「実務等経験者又は他学部出身者」の受け入れを通じた入学者における多様性の確保と、多様な法曹の養成に継続的に努めているが、今後とも、多様性・開放性を確保するための取り組みに努めていく予定である。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる専任教員は、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が、兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

専任教員の必要数及び適格性については、各科目担任者による会議（各科目担任者会議）内で検討すると同時に、人事計画委員会を定期的で開催し中長期的に検討することによって評価基準を満たすようにしている。

ア 専任教員数

本法科大学院の収容定員（学生数）600名に対して、専任教員の総数は47名である（2024年5月1日現在）。

なお、学部や他の専門職大学院研究科の専任教員を兼ねている者はいない。

イ 教員の適格性

本法科大学院設置当時の専任教員の任用にあっては、学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有しているかどうかを慎重に審査し、さらに専門職大学院設置基準[平成15年文部科学省令第16号]に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置した。

設置後の専任教員の採用は、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」に基づいて行っており、教員の適格性については教員業績審査委員会で「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」に基づき審査を実施している。

（2）法律基本科目の分野ごとの適格性のある専任教員の人数

本法科大学院における法律基本科目の分野ごとの必要専任教員数及び実員数は、以下のとおりである。

	公法系		民法	商法	民事 訴訟法	刑事系	
	憲法	行政法				刑法	刑事 訴訟法
必要 教員数	4人		4人	2人	2人	4人	
実員数	3人	2人	7人	4人	7人	3人	5人

2024年5月1日現在

(3) 実務家教員の数及び割合

5年以上の実務経験を有する実務家教員は、法令上必要とされる専任教員数の2割である8人必要であるが、本法科大学院における実務家教員は現在10人であって必要数を満たしており、「2割以上であること」という基準も満たしている。なお、そのうち、特任教員・みなし専任は6人である。実務家教員の採用に際しては、実務経験年数・担当案件の内容・公刊論文等の要素を慎重に判断して実務上の能力を厳格に審査している。

(4) 教授の数及び割合

本法科大学院においては、専任教員47名のうち2名が准教授、その他全員が教授であり、「専任教員の半数以上は教授であること」という基準を満たしている。

教授の資格要件については、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」に定められている。

まず、研究者教員については、同基準第4条第1項に、以下のとおり原則が定められている。

「次の各号のいずれかに該当し、かつ、担当分野における卓越した専門的教育能力を証する最近5年間の研究業績を有する者とする。

- ①大学における5年以上の教歴を有し、かつ、1年以上教授の職にある者
- ②7年以上准教授の職にある者」

次に、実務家教員については、同基準第7条第1項第1号に、以下のとおり原則が規定されている。

「①法曹として15年以上の実務経験を有し、かつ、担当分野における卓越した専門的教育能力を証する実務上の業績を有すると認められる者」

教授の認定手続については、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」で定められている。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	45人	2人	47人	9人	1人	10人
計に対する割合	95.7%	4.26%	100%	90.0%	10.0%	100%

2024年5月1日現在

（5）特に力を入れている取り組み

直近における中期的な教員人事計画に関する基本方針については、2021年4月7日付で人事計画委員会及び法科大学院将来構想委員会から提案があり、同月14日開催の教授会において承認している。

基本方針では、「受験者数や入学者数の動向、司法試験合格率、『法曹コース3+2』の新制度とカリキュラム変更、駿河台キャンパス移転や法学部都心移転といった種々の状況変化に適切に対応した今後の教員人事を進めるためには、毎年度策定する教員人事計画とは別に、中期的視点に立った教員人事の概要構想を策定しておくことが相当」であるとしたうえで、各分野別科目担任者への意見照会を経て、2027年度期初において在籍していることが望ましいと考えられる各分野別教員数が策定されている。ここでは、これまで策定してきた人事方針を維持しながらも、定員充足率の状況及び学費の値下げを実現したこと等を勘案すると、教員数及び教員人件費枠の縮減に対する一層の努力が求められる状況にあるとの認識のもと、教育力と研究力は落とさないことが大前提とされている。具体的には、「法曹コース3+2」の新制度の下での新たな授業・業務負担が生じることに十分配慮し、本学法学部所属教員（兼担）による授業担当や、本法科大学院所属教員による複数分野にわたる授業担当が可能かつ適当であるときは積極的にこれを用いること、さらに将来的な入学者定員削減の可能性等が念頭に置かれている。

（6）その他

実務家教員を含む専任教員の研究業績・教育業績については、学事記録への最新情報の記載を毎年定期的に教授会で依頼し、全教員の最新情報が、「研究者情報データベース」を通じて公開される仕組みを整えている（なお、同データベースは、本法科大学院 Web サイト上の教員紹介欄から直接アクセスができるようになっている）。

2 点検・評価

専任教員（研究者教員及び実務家教員）の採用については、人事計画委員会と各科目担任者会議が連携を図りながら、検討を行っている。また、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」における各規定を適切に運用している。また、評価判定の視点で列挙されている項目（法律基本科目ごとの適格性のある専任教員数、実務家教員の割合、教授の数）は、各基準を満たしている。実務家教員について

は、全員が5年以上の実務経験を有している。また、その数について、法令上必要とされる2割の8人に対して、本法科大学院ではそれを上回る10人となっており、「理論と実務との架橋」を実現するためにも十分な教員体制となっている。

3 自己評価 合

4 改善計画

今後も教員の数及びその質を担保し続けるために、各科目の授業担当者、各科目担任者会議及び人事計画委員会の連携をさらに強化するよう努める。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」に基づき、毎年6月までに人事計画委員会を開催して各専門分野の教員人事の必要性に鑑みて当該年度人事計画（案）を策定したうえで、運営委員会の委員に加え各分野の副主任を交えた拡大運営委員会での承認及び教授会での承認を得た後、各科目担任者会議で該当人事を検討している。

他方、新任教員が専任職員として必要な能力を身につけるための取り組みとして、就任1年目の専任教員については、年度内に他の専任教員の授業参観を受けること及び他の教員の授業を参観することを義務づけている。授業参観後には、授業参観報告書により参観者からのフィードバックを受けることを通じて、教育力の向上を図っている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

人事計画委員会及び教授会においては、中長期的な展望をもって人事計画を策定・遂行している。

例えば、①「特任教員」又は「みなし専任教員」として着任する場合の実務家教員については、その任期終了に伴う再任又は後任の採用にあたっては現在の充実した実務家教員体制を維持するように配慮している。②任期の定めのない専任教員については、「定年退職年度（70歳に到達する日が属する年度）」が確定しているため、教員の定年退職によって他の教員への授業負担増加や授業の質の低下が生じないように、各科目担任者会議及び人事計画委員会において、前倒しによる教員採用等を含めて検討している。

また、将来研究者を目指す学生に対しては、大学院博士後期課程への進学に向け、特定のテーマに対して2万字以上の論文を作成するための科目として「研究特論（リサーチ・ペーパー）」を設け、そのニーズに応えている。なお、本学大学院法学研究科博士後期課程においては、法科大学院修了者を対象とした特別入試を設けていることから、研究者を視野に入れている学生からの相談があった場合には適宜情報提供を行っている。

さらに、本法科大学院は、法科大学院において教育研究に従事する後継者を養成し、もって法科大学院の教員養成の多様性確保に資するため、「中央大学助教規程」に定める助教C（2年契約であり、更新により最長で5年契約となる）を採用することとし、具体的な手続等については「法科大学院任期制助教に関する内規」にて規定している。なお、同内規第4条は、次のように定め、これらの経験を通じて、法科大学院の助教として十分な教育力を獲得し得る機会を確保している。

「助教は、その教育研究能力の向上を目的に主として研究に従事するものとする。ただし、教授会は（中略）その主たる職務を妨げない限度において、次の各号に定める職務の一部又は全部に従事させるものとする。

- 一 本法科大学院における授業の担当
- 二 本法科大学院学生の学修指導
- 三 本法科大学院が定めた教育研究活動の補助

（以下省略）」

他方で、本法科大学院では実務講師を多く任用し、サポート体制を構築している。その実務講師が将来的に実務家教員となる可能性を踏まえ、「模擬裁判」等の授業において専任教員が実務講師をサポートし、授業を協働で実施する等の試みを行っている。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の任用及び昇進に際して、教員の教育に必要な能力を評価する制度がある。具体的には、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」を定め、これに基づき評価している。

任用及び昇進にあたっては、教授会により、審査対象者の専門分野に関する教授会員5人以上で組織される業績審査委員会が設置され、厳格に審査が行われる。

また、教員の教育活動を評価し、本法科大学院の教員組織全体としての教育能力の向上に資することを目的に、ベスト・ティーチャー賞の取り組みを毎年度実施している（詳細については、「第4分野4-2（3）」を参照）。受賞した教員については、受賞理由を公表し、Good Practiceの共有を図っている。加えて、1票以上得票があった教員に対しては、学生からの推薦理由コメントをフィードバックし、自己研鑽に活用している。

さらに、FD活動（詳細については、「第4分野」を参照）の一環としてさまざまな取り組みを展開し、教育に必要な能力の向上に努めている。

教員相互の授業参観については、2015年度から全専任教員について2年度に1回は必ず自己又は他人の授業参観を実施する制度を導入している。

このほか、教員の資質向上を目的とする取り組みとして、教授会等の場を活用した啓発（研究倫理、科研費申請促進を目的とする説明、ハラスメント防止啓発等）、全学の取り組みとしてのハラスメントに関する講演会、新任教員研修会等を実施している。

（4）特に力を入れている取り組み

教員の能力を維持・向上するために、ベスト・ティーチャー賞を受賞した教員等の授業における工夫について他の教員が共有できるようにするなど、FD研究集会等を通じて、全教員が自己研鑽を積む機会を設けるようにしている。

（5）その他

後継者の確保に向けた取り組みとして、将来研究者をめざす学生に対しては「研究特論（リサーチ・ペーパー）」の履修につき、事前面談の機会を設け、そ

の趣旨を履修者に十分に説明し、とりわけ研究能力の向上に繋がる充実した履修ができるようにしている。また、研究者を志す学生の研究発表の場として、機関誌『中央ロー・ジャーナル』に投稿する機会を与えている。

2 点検・評価

中長期的な展望に立って、継続的に質の高い教員を確保することとしている。

専任教員の採用にあたって、一定の教育能力を備えた研究者教員及び実務家教員を採用できるよう、前述のとおり本法科大学院内での規程等が整備されている。また、採用後には、FD研究集会や教員相互による授業参観、さらに授業アンケート及びベスト・ティーチャーの表彰などの学生の声を直接反映させる取り組みにより、教員の教育の質の維持及び向上に努めている。

将来研究者を目指す学生に対する授業として、「研究特論（リサーチ・ペーパー）」を設けているほか、任期制助教制度により将来の後継者育成にも取り組んでいる。

このように、本法科大学院では、中長期的な展望に立って、継続的に質の良い教員育成・確保にむけて積極的に取り組んでいる。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も、より一層人事計画委員会と各科目の授業担当者との間の連携を図りながら、質の高い教員の確保に努めるとともに、FD活動のさらなる充実を図りつつ、教員全体の質の維持・向上に努めていく。

改善を要するものとしては、若手研究者教員の育成の強化がある。前述したように、若年教員の育成のために任期制助教制度を設け、2010年度の制度導入からこれまで3名を採用し、うち2名が大学教員となっているが、その数はまだ充分なものとはいえない。そこで、任期制助教制度を今後も継続するとともに、在校生・修了生を中心にその理解を得るよう努めていく。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

各科目群における専任教員の配置状況は、以下のとおりである。

2023 年度前期

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラスごとの履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	54(0)	1	141	27.85	12
実務基礎科目	11(5)	10	19	31.27	11.5
基礎法学・外国法・隣接科目	6(2)	1	8	7.83	26
展開・先端科目	31(1)	7	37	9.35	5

- [注]
1. 専任教員には、特任教員・みなし専任教員を含む。
 2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
 3. 専任教員と特任教員・みなし専任教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
 4. クラス数及びクラスごとの履修登録者数平均については、開講されていないものはカウントしない。

（2）教育体制の充実

教員の科目別構成等が適切でありバランスが取れているかどうかについては、各科目の授業担当者のみならず、科目担任者会議、人事計画委員会及び教授会においても、随時検討を行っている。また、教授会や教務委員会において、カリキュラムや担当教員の配置等について時間をかけて検討している。さらに、FD研究集会を毎年複数回開催して、教育体制の充実に努めている。

（3）特に力を入れている取り組み

法律基本科目群の科目を担当する教員については、所属の研究科や学部での年齢構成を考慮し、将来における学部担当教員との相互交流についても検討している。また、本法科大学院内においては、教員の退職等に伴い科目群でバランスを欠くおそれがある場合には、所属する科目群の変更を行い適切な人数・配置をし、充実した教育体制が継続できるように取り組んでいる。所属変更に際しては、当該教員の意向を確認するとともに、変更先の科目群での教育能力が十分に

あることの確認を行っている。

(4) その他

法科大学院及び法学部の教育体制及び連携等について、本法科大学院執行部と本学法学部執行部（学部長及び学部長補佐）との間で必要に応じて意見交換を行っている。

2 点検・評価

教員の科目別構成等が適切で、バランスが取れており、専任教員は、法律基本科目だけでなく、実務基礎科目、基礎法学・外国法・隣接科目、展開・先端科目にも、法科大学院の理念に応じて配置されている。各系科目の適正配置についても、科目担任者会議及び人事計画委員会で定期的に確認し、維持に努めている。

3 自己評価

A

4 改善計画

本法科大学院では、毎年度6月に、次年度・次々年度の人事計画案をとりまとめ、各科目担任者会議から提出された教員任用に係る人事計画案の内容について、新規のもの及び前年度までの承認分のうち修正等を施すものを審議している。

今後の人事計画の策定に当たっては、引き続き各授業担当者、各科目担任者会議及び人事計画委員会との連携をより強化しつつ、中長期的計画を随時現状に則したものとして見直していくことも含めて検討していく。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

本法科大学院専任教員における2024年5月1日時点における年齢構成は、以下のとおりである。

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者 教員	1人	5人	13人	18人	0人	37人
		2.7%	13.51%	35.14%	48.65%	0%	100%
	実務家 教員	1人	4人	2人	3人	0人	10人
		10%	40%	20%	30%	0%	100%
合計		2人	9人	15人	21人	0人	47人
		4.26%	19.15%	31.91%	44.68%	0%	100%

（2）教員の年齢構成についての取り組み

本法科大学院では、教員を採用するにあたり、教育・研究・実務能力はもとより、年齢構成にも配慮するように努めている。年齢構成の適正化については、2015年2月18日の教授会において、「無任期専任教員の採用に当たっては、当分の間、できる限り若手を採用することを原則」として、着任時50歳程度までを目途とすること、着任時に61歳以上である専任教員については、特任教員として採用することを原則とし、例外にあたる採用人事は特に慎重・厳格に行うことを申し合わせた。2021年4月7日付で法科大学院将来構想委員会から提案された中期的教員人事計画でも、これが継承されている。

上記の申し合わせを踏まえて、新規の教員任用にあたっては、専任教員全体の年齢構成のみではなく、担当科目ごとの年齢構成もきめ細かく検討している。

（3）その他

2021年4月7日付にて策定し、教授会にて承認された「中期的な教員人事計画に関する基本方針の策定について」において、「法曹コース3+2構想及び法務研究科の学生数に鑑み、特に研究者の新任人事は学部の授業担当が可能であることが望ましい」ことを確認した。これを踏まえており、2023年4月に、法学部に所属していた研究者教員1名が本法科大学院に移籍した。

学部には相対的に若い教員が所属しているため、今後も、必要に応じて本法科大学院と本学法学部との間で意見交換会を開催して、移籍の可能性を含め検討していく。

2 点検・評価

年齢構成については、上記の採用人事に関する申し合わせを踏まえて、30歳

代・40歳代の専任教員の採用を進めた結果、全専任教員に占める60歳以上の専任教員の比率が50%を下回り、大幅に改善することとなった。

ただし、科目によっては教員が50歳代後半から60歳代（主として本法科大学院設立時に着任した教員）という一定の年齢層に集中している科目があり、今後も適正な年齢配置を考える必要がある。

今後の無任期専任教員の採用にあたっては、できる限り着任時50歳程度までを目途として採用することを原則とする旨の人事計画の方針が教授会において了承されていることを受けて、この原則に沿った人事がなされるよう努めている。

3 自己評定

A

4 改善計画

無任期専任教員の採用にあたっては、できる限り着任時50歳程度までを目途として採用するとの原則のもと、退職予定に伴う人事計画を実行していく。

今後も、全体の年齢構成をより適正にするため、人事計画委員会がイニシアティブをとり、年齢構成に配慮した適正な配置の実現を一層推進する。

3-5 教員体制・教員組織 (5) 〈教員のジェンダーバランス〉

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

現在、女性の専任教員は7名である。女性の専任教員については適格な人材を直ちに採用することが容易ではないものの、教員（兼担・非常勤教員も含む。）の採用等において女性教員を積極的に採用する努力をしている。

性別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	32人	8人	17人	35人	92人
	34.78%	8.7%	18.48%	38.04%	100%
女	5人	2人	2人	7人	16人
	31.25%	12.5%	12.5%	43.75%	100%
全体における女性の割合	14.89%		14.75%		14.81%

2024年5月1日現在

(2) 特に力を入れている取り組み

ジェンダーバランス、年齢構成については、2018年度の認証評価において厳しい指摘を受けた点であり、毎年度の教員人事計画において、「年齢構成とジェンダーバランスに配慮した人事計画となるよう努力する」ことが確認され、改善に向けて取り組んでいる。

具体的には、2021年4月7日付にて策定し、教授会にて承認された「中期的な教員人事計画に関する基本方針の策定について」では、年齢構成とジェンダーバランスに配慮した人事計画となるよう努力するとの従来の人事方針は今後も維持されるべきであることを確認している。

ジェンダーバランスの改善に向けては、本法科大学院の教員組織の編制に関する方針を踏まえて、適格性のある女性教員採用に向けて情報収集に努め、積極的に女性を採用している。具体的には、女性教員数は、2018年度には専任教員55名中2名（4%）にとどまっていたところ、2021年度に2名、2022年度にもさらに2名、2024年度に1名を採用した結果、現在、専任教員47名中7名（14.9%）と改善している。

また、実務講師のうち女性が占める割合は9.3%であるが、教員組織におけるジェンダーバランスの適正化の観点や、女子学生に対して身近なロールモデルを提示するとの観点からも、女性の実務講師を増員することは重要であると考えている。さらに、実務講師から兼任教員、専任教員に採用する途も確保している。実際に、2024年4月に、実務講師から兼任教員となった女性教員を専任の実務科教員（みなし専任）として採用した。

(3) その他
特になし。

2 点検・評価

本法科大学院では、人事計画委員会において、科目ごとにジェンダーバランス改善の提言を強く行っている。従来は、教員のジェンダーバランスの配慮が不十分な状態ではあったが、この点に配慮した採用人事を進めてきた結果、2018年度2名にとどまっていた女性の専任教員の数は、2024年5月現在、7名と3倍増となった。

3 自己評価

B

4 改善計画

教員（兼担・非常勤教員も含む）や実務講師については、今後も積極的に女性を採用し、より広く専任教員の候補者を確保していく。

また、専任教員については、適格性のある女性教員採用に向けてさらに情報収集に努める。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院専任教員が担当する授業時間数は、以下のとおりである。

【2021年度】

授業 時間数	教員 区分	専任教員				みなし 専任教員		兼任教員				備考
		研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高		14.00	14.60	12.00	11.80	8.86	5.66	2.13	0.00	-	-	1コマ 50分
最 低		0.00*	0.00*	5.00	4.00	2.00	4.00	2.13	0.00	-	-	
平 均		7.17	5.93	9.06	7.67	4.29	4.55	2.13	0.00	-	-	

*休職者1名

【2022年度】

授業 時間数	教員 区分	専任教員				みなし 専任教員		兼任教員				備考
		研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高		14.53	12.53	12.00	9.00	8.86	5.66	2.13	0.00	-	-	1コマ 50分
最 低		0.00*	0.00*	7.06	4.00	2.00	4.00	2.13	0.00	-	-	
平 均		7.72	5.78	9.97	6.63	4.29	4.55	2.13	0.00	-	-	

*休職者1名

【2023年度】

授業 時間数	教員 区分	専任教員				みなし 専任教員		兼任教員				備考
		研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高		12.60	15.06	8.80	13.20	8.06	7.93	1.93	2.00	-	-	1コマ 50分
最 低		0.46	2.00	4.33	6.00	4.00	2.00	1.93	2.00	-	-	
平 均		6.81	7.15	7.00	9.83	5.27	4.45	1.93	2.00	-	-	

[注] 兼任教員は、法律基本科目を担当している教員をカウントしている。

（2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2021年度】

授業 時間数	教員 区分	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員		みなし専任教員		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高		21.93	20.62	12.00	11.80	9.86	5.66	1コマ 50分
最 低		0.00*	0.00*	5.13	4.00	2.00	4.00	
平 均		10.94	10.03	9.19	7.93	4.62	4.55	

*休職者1名

【2022年度】

授業 時間数	教員 区分	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員		前期	後期	
		前期	後期	前期	後期			
最 高		19.00	20.14	12.00	9.00	8.86	6.23	1 コマ 50分
最 低		0.00*	0.00*	7.35	4.00	2.00	4.00	
平 均		10.94	9.58	10.01	6.71	4.29	4.74	

*休職者 1 名

【2023年度】

授業 時間数	教員 区分	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員		前期	後期	
		前期	後期	前期	後期			
最 高		18.00	20.34	8.80	13.20	8.06	7.93	1 コマ 50分
最 低		0.46	4.33	4.33	6.00	4.00	2.00	
平 均		9.91	10.57	7.06	9.83	5.27	4.59	

[注] 他学部・他大学は1コマ90分、75分等がある。

他学部・他大学のコマ数を含めると、後述の「2」で挙げる理由から、年間最高単位数が基準の30単位を超える者がわずかに存在している。

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

教員が十分な授業準備の時間を確保できるよう、授業時間のみでなく、委員会の負担が過重にならないよう、研究科長が中心となり調整を行っている。また、各種の委員会にあっては、メーリングリストを活用して意見交換等を行うことによって、会議の効率的な運営に努めている。さらに、他大学への出講、審議会・各種委員会への出席等の社会的活動についても研究科長に届け出て教授会に報告を行うこととしており、その負担が過重になっていないかを検証している。

(4) オフィス・アワー等の使用

授業実施期間中、授業を担当する専任教員は、オフィス・アワーの予約を受け付けている。学生がオフィス・アワーを利用するにあたっては、原則として事前予約することとしており、これにより特定の日時に相談が集中することを防止している。現在のところ、オフィス・アワーが過度な負担となっている事例はない。非常勤教員については、授業の前後に授業に関する質問や、その他学修に関する相談を実施している。

(5) 特に力を入れている取り組み

教授会の場等において、教員が担当する年間最高単位数が30単位を超えないように研究科長が指示しており、一定の成果を得ている。

(6) その他

翌年度の授業編成にあたっては、教授会において「法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ」の内容の周知・徹底を図っている。特にコマ数が多い教員については、研究科長及び教務委員長から個別に負担の軽減を指示している。

2 点検・評価

専任教員が負担するコマ数が適正なものとなるように努力を続けており、大部分の教員は授業準備をする時間が十分に確保できるコマ数を担当している。

もっとも、負担コマ数が「法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ」に規定する範囲を超える教員がわずかに存在する。この負担は、本法科大学院の授業のみならず、学部、既存大学院及び他大学を含めて計算したものであり、これらの教員は過剰負担解消の認識をしたうえで、改善へ向けた調整を行っている。ただし、規定を上回るコマ数となっているケースの大部分については、依頼元となる組織における教員が在外研究等の事由により一時的に不足する等のやむを得ない事由により発生しているものであり、一律に改善するには困難な事情も存在している。

授業以外の負担についても各教員から教授会に報告してもらい、問題がないことを確認している。また、オフィス・アワーは補習目的では利用されていない。その他としては、負担についても研究科長や教務委員長が現状をチェックし個別指導しており、前述の申し合わせに適合している。

3 自己評定

B

4 改善計画

授業編成時（10月～12月）において、コマ数が過剰負担となっている教員に対しては適正な担当コマ数になるように研究科長及び教務委員長から指示しているが、今後も授業編成をしている科目担任者会議や教授会等で構成員の共通理解を形成・促進し、授業負担の適正化にさらに努める。

また、2021年4月に教授会にて承認された「中期的な教員人事計画に関する基本方針の策定について」において確認しているとおり、本学法学部所属教員による兼担での授業担当が可能かつ適当と考えるとき、また、複数分野にわたる授業担当が可能かつ適当と考えるときは、適正な担当コマ数を超えることがないように調整しながら実施する。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

基礎研究費として、専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対して、個人で行う学術研究を助成する目的で年額 43 万円（着任時のみ 58 万円）が支給される。また、研究用として 1 人あたり年間 2,000 枚のコピーを無料で行うことができる。このほか、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究の支援を目的とする特定課題研究費（2 年間 200 万円）については、年間 3 名分に相当する予算が割り当てられており、特定課題研究費助成候補者選定委員会及び教授会の議を経て、全学にて助成対象者が選定され、翌年度から支給されている。

（2）施設・設備面での体制

ア 研究室の状況

各専任教員には、1 人 1 室の教員個人研究室が用意されている。また、科目担当者間で意見交換等を行うことができる複数の会議室を用意している。

イ 図書室

専門職大学院の法務研究科、戦略経営研究科の専門図書・雑誌を中心に収集し、両研究科の学修・教育・研究支援を行う専門職大学院図書室を設置している。

各専任教員は、D1-Law.com、LEX/DB インターネット、Westlaw Japan、LLI 判例秘書アカデミック版等のオンラインデータベースを専門職大学院図書室、研究室をはじめとするキャンパス内で利用可能であり、それらのうち複数を自宅からも利用できる。

専門職大学院図書室の蔵書については、これまでの利用状況調査からみて、研究活動を行うのに十分な図書を所蔵しているが、それに加え、雑誌のバックナンバーなどについては、多摩キャンパスの中央図書館等からの取り寄せ制度がある。取り寄せにあたっては、インターネットを通じて申請することによって、最短で翌日には申請した資料を専門職大学院図書室で受け取ることができるようになっている。

（3）人的支援体制

教育研究支援担当が、「C plus」（授業支援システム）のサポートを含む教育支援とともに、電子資料（データベース）の利用提供・代行検索、研究費関連業務、専門図書の選書補助等、各種研究支援サービスを行っている。また、IT サポートデスクとしてキャンパス内に SE が常駐し、IT 関連の利用支援及び情報機器の維持・管理を行っている。

このほか、科学研究費をはじめとする公的研究費や学外研究資金の受け入れ・管理等については、全学組織として研究支援本部を置いている。研究支援本部では、研究活動を効果的・効率的に進めていくため、研究支援に必要な専門的かつ学際的知識及び技能があり、教員や研究者を支えることのできる専門職

University Research Administrator (以下「URA」という。)を採用しており、研究広報・資金獲得などのサポートをはじめ、様々なステークホルダーと本学の研究・研究者を結ぶ学際研究の支援や産学官連携活動の推進、さらには大学内外の研究活動に関するデータの分析とそれに基づく研究支援方針の立案、研究推進のための環境整備などを担っている。

研究支援本部を所管する事務組織である研究支援室と、本法科大学院の教育研究支援担当との連携のもとで、科学研究費をはじめとする公的研究費や学外研究資金の受け入れ・管理等の具体的な業務(申請支援、契約等)を担当している。

(4) 在外研究制度

2007年度から運用を開始した在外研究及び特別研究の制度に代わり、2022年度より「研究促進期間制度」が開始された。この制度は、中央大学研究促進期間制度に関する規程に基づき、制度利用期間中の授業及び校務を免除し、研究活動に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行うことによって、研究力を高めることを目的としている。

なお、本制度は、研究期間中の拠点を国内・海外のどちらかに限定せず、研究活動の進捗等に応じて柔軟に設定でき、申請要件として定める各条件を満たすことにより定期的な取得も可能とした。加えて、従来の専念義務のような特定の研究活動のみに専念するのではなく、より自由に研究活動を行うために「校務の免除」という形で、研究活動全般に集中して取り組むことができる設計としている。このような制度として設計することで、従来の「在外研究」や「特別研究期間制度」よりも柔軟で多様な研究活動に取り組むことができ、より一層多くの教員に活用されることが期待されている。

在外研究制度であった2020年度は1名が利用した。研究促進期間制度となった2022年度は1名、2023年度は2名が利用している。

(5) 紀要の発行

本法科大学院の専任教員に対して、その研究成果を公表する機会を提供するため、機関誌「中央ロー・ジャーナル」を毎年刊行している。2020年度から2023年度まで、いずれも4回ずつ刊行した。

(6) 特に力を入れている取り組み

教員の研究活動を支援するために、法科大学院事務課内に教育研究支援担当を配置し常時対応に当たっている。

また、教員の具体的な研究活動については、2016年度に、本法科大学院所属教員を研究代表者とする研究プロジェクト「アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究」が、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択された。当該プロジェクトには、研究代表者の他にも複数の本法科大学院専任教員が関わり、研究活動推進にあたっては、研究支援室を中核に、中央大学比較法研究所、広報室、研究戦略会議等が連携し、全学的な取り組みとして万全な支援を行っていたほか、当該プロジェクト専従のURA 1名を市ヶ谷キャンパスに配置し、必要な支援を行っていた。このプロジェクトは、2018年度をもって文部科学省により事業支援打ち切りが決

定されたが、2019年度と2020年度は、UR Aの雇用等、中央大学による独自支援策が継続されていた。2020年度をもって大学からの支援も終了したが、その活動の中心部分は、研究代表者等が実務法曹と協働して設立した「一般社団法人国際仲裁総合研究所」に引き継がれている。

なお、教員の研究活動評価については、法科大学院認証評価において、教員として適格かどうかの評価を受けるほかに、「学事記録」、研究者情報データベースによる研究成果の公開を通じて、間接的な研究活動評価がなされている。

教員の社会活動については、国・都道府県・各種公的団体の審議会や検討会の委員等としての活動、民間企業の社外取締役等としての活動、各種会議等で講演し、又は各種研修等での講師を務める等の活動等が活発になされている。これらについても、研究活動評価と同様の方法により、間接的な評価がなされている。

(7) その他

教育研究支援担当は、研究活動の公表を促進するために、教員への研究者情報データベースの利用及び活用の情報提供に努めている。

2 点検・評価

全学組織である研究推進支援本部では、外部資金を獲得し、それを研究活性化策に有効に活用するというサイクルを確立し、研究推進、研究力向上に努める活動を展開している。学外競争的研究資金の獲得もその活動の一部であるが、重要なことは教員が希望する研究課題に取り組めるよう研究環境の整備や直接的な支援を行うことにある。そのためにも、UR Aを中心とした研究推進・支援体制の整備は重要であり、体制を拡充していく中で現在カバーしきれていない教員のニーズに応じた研究推進・支援活動ができるようにすること、より大型の研究プロジェクトへの申請・採択になった場合の運営にも対応できるようにすることを志向し、本学における研究支援体制の底上げを図っていく。その上で、研究戦略会議を中心に、研究力分析、他大学比較等のデータを活用した研究力の定点観測とそれに基づく研究戦略策定に取り組むこととしている。

また、本法科大学院においては、教育研究支援担当を中心として、研究を支援するための人的体制が整っている。教育研究支援担当は、研究者データベースの更新などについて教員に情報提供を行うなどの取り組みもしており、教員の満足度は高い。

研究支援を目的とする制度として、基礎研究費、特定課題研究費など十分な経済的支援があるほか、研究促進期間制度が設けられており、毎年1～2名の教員がこれを利用している。

さらに、1人1室の教員個人研究室が確保されている上に、データベースも学内（一部については学外）利用が可能である。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も、教員の研究活動を強力に支援する体制を維持していく。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

教授会のもとに、FD活動を企画推進する委員会として、研究科長補佐の1名を委員長とし専任教員で構成するFD委員会を設けるとともに、教育研究活動を支援するため、法科大学院事務課内に、教育研究支援担当を配置し、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。

FD委員会の組織と所管事項は、内規に定められている。委員会の構成は、2024年5月現在、実務家教員を含む、各科目・分野にわたる専任教員13名である。その内訳は、公法系1名、民事系5名、刑事系2名、基礎法学・外国法系2名、展開・先端系3名であり、うち、実務家教員も1名含んでいる。

教育研究支援担当は、講義内容の作成、課題作成・採点、学生への連絡、学生アンケートの実施・集計等ができる「C plus」（授業支援システム）の中の「授業支援」メニューを通じ、本法科大学院の教育研究全般にわたって支援を行っている。

授業については、教授会及びFD委員会が「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」をはじめとする以下の申し合わせ事項等を作成し、これに基づいて、法科大学院教育課程の趣旨に沿った運営に努めている。また、「授業および成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ」により、成績評価資料を本法科大学院事務課内で一元的に保存管理する組織体制をとっている。

中央大学法科大学院FD委員会内規

法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

オフィス・アワーの運営に関する申し合わせ

C plusの活用に関する申し合わせ

授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ

FD活動の充実に関する申し合わせ

オフィス・アワー制度の運用改善のための申し合わせ

クラスアドバイザー制度の充実及び運用改善のための申し合わせ

法科大学院学生行為準則

中央大学法科大学院における成績評価に関する内規

中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針

中央大学法科大学院における教員相互の授業参観に関する取扱要領

以上のうち、「中央大学法科大学院FD委員会内規」は、各分野から委員をバランスよく参画させる趣旨で制定されている。あわせて、厳格な成績評価を行うことを目的にして、新たに「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」を制定した。

これらは、厳格な成績評価に向けての改善を進めるため、必要に応じて改訂することとしている。

科目ごとのFD活動としては、各科目担任者会議及び各法律基本科目部会を通じた意見交換を実施しており、これらについては研究者教員・実務家教員双方が参画し、授業運営や成績評価の実施方法等についての議論を行っている。それぞれの具体的な内容については、下記の「(2) オ、カ」において詳述する。

このほか、総合系科目を中心に、複数教員によるオムニバス形式で実施する授業については、実務家教員と研究者教員の間で授業運営や成績評価に係る意見交換を行っている。

(2) FD活動の内容

2023年度における取り組みは、以下のとおりである。

ア FD委員会の開催

FD委員会は、学生の学修成果を向上させるための授業内容及び教授方法の改善・向上を目的とした組織的な推進に向け、FD研究集会をはじめとする各種研修や授業評価アンケート等の企画・実施、各科目におけるFD活動の連絡・調整を行うほか、各科目の授業内容及び成績評価に係る実情の把握と改善の勧告を行っており、本法科大学院の教育活動に係る質の保証を実質的に担う委員会として活動している。

2023年度は持ち回りでの開催を含めて8回開催しており、成績評価のあり方や授業参観報告書に関する検証、各種FD活動に係る企画・調整等を行った。

また、本法科大学院においては、定性的データ及び定量的データをともに十分に把握し、所管委員会にて分析を行っている。それらと学位授与の方針との関連性、さらに学位授与方針に明示した学修成果の測定については、FD委員会を中心として、指標設定に向けて検討を行っている。これに加えて、司法試験合格者に対して、本学の他学部・研究科も含めて合格者祝賀会を開催しており（コロナ禍の影響により2020年度は中止）、その際に司法試験合格者アンケートを実施してきたが、2023年度は、在学中受験にも対応したものとすべく、実施方法や設問を見直して年度末に実施している。これらの指標設定の検討やアンケート集計結果を踏まえて、司法試験結果と在学中の関連科目の成績評価と紐づけた分析や在学中受験に対応したカリキュラムの検証等を行うことを目的とした学修成果分析会を開催した。

イ 授業に関する中間アンケート及び学期末授業評価アンケートの実施

本法科大学院は、開設当初より、教育課程を高度な水準で維持し、かつ円滑に運営されていたため、自ら必要な点検を行っている。2004年4月1日付で策定した「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」においては、各学期末における授業アンケートの実施と、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究への積極的な参加について明記した。そこでこの申し合わせに基づき、授業評価アンケートや授業参観（詳細については、「エ教員の相互授業参観の実施」参照）を組織的に実施してきた。

中間アンケートは、毎学期の約半分の授業回が終了した時点で実施されるもので、速やかに実現可能な、学生からの授業への具体的な提案を教員が受けるも

のである。学期末授業評価アンケートは、学期を通じた授業への学生の評価を記すもので、共通の設問と自由記載欄からなり、教員はこれに対しコメント(回答)と授業改善方針を作成して、アンケート結果と合わせて学生にフィードバックすることになっている。

アンケート結果については、教員によって作成されたコメント(回答)及び授業改善方針を付して学生に公開されている。当アンケート結果及びコメントは、学生にとって来年度以降の授業選択の参考として、他方、教員にとっては自己の授業を客観視し授業改善に資する材料としても機能している。2017年4月より本法科大学院 Web サイトでも、授業評価アンケートの実施率、回答率及び集計結果を公開している(2024年5月1日時点で、2014年度から10年度分の結果が情報公開されている)。

加えて、授業アンケートによって指摘された事項のうち、個別に教員との調整等が必要と思われる事項については、FD委員長等が当該教員と連絡をとり、場合によっては面談等を実施して具体的な対応策について検討し、授業を改善するようにしている。

ウ FD研究集会

FD研究集会は、本法科大学院における教育活動の質的向上を目的に、全ての教員を対象として開催するシンポジウム・討論会である。FD研究集会については、本法科大学院 Web サイトにおいて、2013年度から2023年度までの各年度における実施状況を紹介している。

なお、2023年度については、2回のFD研究集会が開催された。2023年度における具体的な内容は、以下のとおりである。

① 生成系AIの高等教育への影響を知るはじめての一步(2023年6月14日開催)

生成系AIは日々競争的に進化しており、主要なものだけでも3つのテキスト生成エンジンが知られている。高等教育のあり方にも大きな影響を与えると予想されていることから、まずは現状を知るため、どんなことが、どの程度できるのかをデモンストレーションし、法科大学院における試験やレポート実施に対する取り組みについて検討を行った。

② いわゆる3+2の学生の学力水準の分析(2023年10月18日開催)

3+2の制度により入学した学生が、前期の学修期間を終え、成績評価が確定したことを踏まえて、3+2で入学した学生の学力水準を分析し、今後の授業運営にあたって考慮すべき課題を模索した。また、必修法律基本科目の分野ごとの担当教員から傾向と対策について発言をいただいたうえで、学修方法の指導、学部・法職との連携の必要性等について意見交換を行った。

エ 本法科大学院と中央大学専門職大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)との合同開催によるFD研究集会の実施

2018年度(同年12月)においては、中央大学専門職大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)との合同開催により、市ヶ谷キャンパスにおいて、「ICTを

活用したアクティブ・ラーニングの経験と専門職大学院への応用可能性」をテーマにして第4回FD研究集会を開催した。

また、2019年度（同年12月）においては、戦略経営研究科との合同開催により、後樂園キャンパスにおいて、「オンラインMBAの運用の実際」をテーマにして第4回FD研究集会を実施した。

オ 教員の相互授業参観の実施

教員相互の授業参観について、さらなる活性化に向けた対策をFD委員会で検討した。これを受けて、2015年度から、「中央大学法科大学院における教員相互の授業参観に関する取扱要領」に基づき、全専任教員について2年度に必ず1回は自己又は他人の授業参観を実施する新たな制度を導入した。この制度に基づく授業参観は、着実に実施されている。

具体的には、FD委員会において、各教員の対象年度・期を指定した実施予定表を作成し（各期約15名を指定している）、教授会とメーリングリストで周知している。ただし、実施予定表に指定されていない年度・期における実施や複数回の実施、他学部・他大学の授業における実施についても妨げていない。実際の授業を参観する形式のほか、録画した映像を参観する形式も可能である。また、新任教員以外の教員が新任の専任教員の授業を参観し、新任教員に対して授業運営等について助言する取り組みも毎年度実施している。

なお、授業参観への参加は、兼任教員に対しても案内し、積極的な参加を呼び掛けている。

参観者は、参観後に意見や感想を授業参観報告書として提出しており、その結果は、FD委員会が集約・検証するとともに、授業参観を受けた教員へのフィードバックを実施している。その結果、教員は定期的に自身の授業内容等を見直し、授業改善に反映する機会を得ている。全ての報告書は、研究室受付にて紙媒体で自由に閲覧することが可能であり、他の教員の授業参観に対するフィードバックについても確認することができる。

これらの各年度における授業参観の実施状況については、本法科大学院Webサイトを通じて広く情報公開している。

このほか、司法研修所教官等、他の外部機関に属する者の授業参観も積極的に受け入れている。また、2016～2023年度においては、本法科大学院の専任教員が、他大学で実施された授業を参観している。

カ 各科目担任者会議を通じた意見交換の実施

各科目担当者会議は、教育課程における科目群単位の会議体であり、科目間の関係性の精査や、同一科目を複数のクラス・担当教員で開講している科目について、教員間の教育内容の相互確認やすり合わせ等を行っている。また、授業で使用する教材についての意見交換や検証も実施しており、その成果は教材改訂等に反映されている。

キ 各法律基本科目部会を通じた意見交換の実施

各法律基本科目部会については、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7法それぞれについて、部会別単位でのFD活動を行っている。具体的には、授業内容や達成水準、学生の到達度合い等に係る意見交換の場を年

度内に少なくとも3回以上実施したうえで、各回の内容については、部会ごとのばらつきがないようにし、他の部会と情報共有しやすくなるように統一フォーマットによりFD委員会に書面で報告がなされている。また、その報告内容については、FD委員会において把握・検証を行っている。

ク 本法科大学院FD委員会と中央大学FD推進委員会との共催による講演会の実施

2017年度（2018年3月）においては、本法科大学院FD委員会と全学機関である中央大学FD推進委員会との共催により、「ICTを活用した授業と今後の展望—専門職大学院における実践をふまえて—」をテーマにして、全学に向けて本法科大学院の取り組み内容を示す第7回FD・SD講演会を実施し、本法科大学院における取り組み内容とそのノウハウを全学へ発信した。

また、2021年度においては、manabaにおいて全学に対して各学部等のICTを活用した取り組みが共有され、法科大学院のFD研究集会の録画・資料を提供した。

ケ 学修成果分析会の実施

個々の学生の学修到達度や傾向分析について情報を共有するとともに、今後の教育指導方法を確認することを目的にして、前期と後期に各1回、成績確定後に「学修成果分析会」を開催している。具体的には、学年・クラスごとに、個々の学生の成績を踏まえて、主に当該クラスのクラスアドバイザーである教員と授業担当教員間で学生に関する情報を共有するとともに、個々の学生に対する今後の学修指導方法について意見交換を行ってきた。2021年度以降は、より充実した学生分析・意見交換を行うために実施方法を見直し、個々の学生に関する分析に代え、学生全体の傾向を各科目の担当教員の視点、成績分布から分析するアプローチ方法を採用している（詳細については、「第6分野」及び「第8分野」を参照）。

コ 外部研修等への参加

FD委員長は、全学のFD推進委員会に出席しているほか、本法科大学院のFD予算を活用して、公益財団法人が実施するコンソーシアムや司法研修所での教員研修、司法研修所と法科大学院協会との意見交換会等に参加した。

法科大学委員協会等が実施する全体に関わる外部研修等の情報は、本法科大学院に情報が寄せられ次第、専任教員宛のメーリングリストに送信し、周知を図っている。また、特定分野に関わる外部研修等の情報は、該当教員へ個別に案内をしている。

サ その他

このほか、FD活動の一環として、修了見込者の投票によるベスト・ティーチャー賞の選出及び表彰を行っている（詳細については、「第4分野4-2(3)」を参照）。

また、全学のFD推進委員会による取り組みとして実施されている当該年度に着任した新任教員を対象とする研修会（年2回）やFD・SD講演会にも参加している。

(3) F D活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

本法科大学院におけるF D活動については、それぞれの取り組みの状況を可能な限り「見える化」して公開し、情報の共有を図っている。

具体的な事例として、期末試験問題と講評を過年度分も含めて公開していること、又は教員の相互授業参観の報告書を当該教員以外についても閲覧可能としていること等があげられる。また、授業評価アンケートの結果については、科目・クラス単位での結果比較を当該科目の担当者会議にフィードバックする取り組みも行っており、高い満足度の維持に寄与している。これらの取り組みは、授業改善へ向けた質の高い取り組みや実際に成果をあげている取り組みに係る事例を本法科大学院として共有するという意義だけでなく、個人レベルでみれば、学生や他の教員の目を意識しながら自らの教育実践のレベルを高めていくことへの動機付けともなっている。

したがって、このような「見える化」の取り組みは、F D活動を実際の教育改善に結びつけるための工夫であると同時に、「見える化」を進めてきたこと自体がF D活動による成果のひとつであると考えている。

(4) 教員の参加度合い

F D研究集会に参加した教員の数は、2023 年度においては、第1回F D研究集会に41名（うち兼任教員1名、兼任教員3名）、第2回F D研究集会に43名である。このように専任教員の参加率は高いが、他方で兼任教員（非常勤教員）の参加率は低く、これをいかにして向上させるかが課題である。この課題については、下記の「(5)」で述べるように、2018 年度以降、新たな対応策を順次講じている。

なお、2023 年度の授業参観については、前期25件(18名)、後期24件(16名)の合計49件(34名)の実施があり、うち兼任教員の参加も7件（2名）あった。

(5) 特に力を入れている取り組み

F D研究集会については、学生の学修状況等を踏まえながら、その変化に応じたテーマをF D委員会が設定し、実施している。実際に、他の教員の授業実践に係る発表をもとに自らの授業について改善を図った結果、ベスト・ティーチャー賞における得票数が上昇した事例もあり、本法科大学院の教育改善にあたり有益なものとなっている。

2018 年度からは、F D研究集会への兼任教員の参加促進に注力している。以前から兼任教員に対してF D研究集会への参加を呼びかけており、実際に、2020 年度第3回F D研究集会には兼任教員が各1名、2023 年度第1回には3名が参加した。また、2021 年度第1回F D研究集会は、兼任教員を講演者として開催した。もっとも、F D研究集会は教授会と同日に開催していることから、専任教員の参加度合いは高いものの、兼任教員については本務との関係において参加が難しいという課題を有している。そのため、2018 年度からは、兼任教員を対象にF D研究集会の議事録をメーリングリストで配信するとともに、音声データと当日資料の貸出しを行うこととし、より多くの兼任教員の参画を得られるよう努めている。さらに、2019 年度より、全学授業支援システム「manaba」上でも音声データの公開を開始した。

また、2022年度においては、FD研究集会での検討内容を共有することを目的として、平日の日中だけではなく、弁護士や他大学教員を中心とする兼任教員・実務講師が参加しやすい時間帯となる平日の夜間に日時を設定し、兼任教員・実務講師用の説明会を開催した（具体的には、5月及び6月に、在学中受験に対応した授業編成の在り方をテーマとして開催したFD研究集会に関する説明会を実施した）。なお、本説明会は、参加しやすくするためにオンラインを用いて開催するとともに、録画をしたうえで、説明会にも参加することができなかった兼任教員・実務講師も速やかに視聴できるようにした。

(6) その他

科目担当者間で、授業後の質問時間やオフィス・アワー等で寄せられた質問等を共有し、活用できるようにするため、質問等を受け付けた教員が報告書を作成し、これをファイルして、いつでも全教員が閲覧できるようにしている。

2 点検・評価

本法科大学院のFD活動についてはこれまでの活動を継承しつつ、さらにその内容を充実させ、実績を積み上げるようにしている。具体的には、成績評価制度の改善、新たな授業参観制度の導入、ICTを活用した教育・授業システムの構築と実践内容・成果の共有、各法律基本科目部会におけるFD活動の充実、本法科大学院にとどまらず全学の教員や他研究科の教員を対象としたFD研究集会の開催、本法科大学院 Web サイトにおけるFD活動に関する取り組みの情報発信である。また、2018年度以降は、兼任教員がFD研究集会に参画しやすくするための取り組みを継続的に行っている。

これまでの認証評価での様々な指摘を踏まえ、FD委員会、教授会においては、FD活動を行うための組織体制を整備してきており、FD活動の内容は幅広く展開され、かつ非常に充実しているといえる。また、教員のFD活動への参加も一定程度確保されているとともに、外部研修等への参加が奨励されており、さらには、積極的に授業の相互参観が行われている。そのほか、FD研究集会や、学修成果分析会の開催、授業アンケートやオピニオン・アンケートの実施、ベスト・ティーチャーの選考等も行い、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的な取り組みを精力的に実施している。

本法科大学院におけるFD活動の取り組みは、質的・量的にみて非常に充実しているといえるが、FD活動の成果については、常に検証をし続ける必要がある。

他方で、非常勤教員のFD活動への参加については、本務の都合等との関係から、依然として難しい状況があるが、FD研究集会の案内やその議事録のメール配信、音声データ、オンライン会議ソフトの機能を用いた録画データ及び当日資料の貸出・manabaでの公開、平日夜間の兼任教員・実務講師用説明会の開催等によって情報の共有に努めており、また、兼任教員を講演者としてFD研究集会を開催する等、参画を得るための工夫をしている。

3 自己評定

B

4 改善計画

FD活動に関しては、継続してその効果を検証し、その時々学生の質を踏まえて対応していく必要がある。また、新たな制度を導入したことに伴って、新たな課題も想定されるため、優先順位をつけたうえで計画的にそれらの課題に取り組む必要がある。

また、学位授与の方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定について、まずはFD委員会において検討を行っており、カリキュラムマップを活用して、各科目の成績分布と学位授与の方針に明示する学修成果と紐づけた分析を行っている。今後も継続して議論・意見交換を行った上で、本法科大学院における方向性を検討する。また、その後のステップとして、教務委員会と連携するなどして、さらなる学位授与方針に明示した学修成果の測定方法の模索や、成果を踏まえた上で個々の学生に合わせた学修支援策も検討していく。

さらに、在学中受験の開始等を契機として、成績評価の割合等の現行規定について、FD委員会、教務委員会を中心に、学生の履修動向も考慮しながら見直し・検討に着手していく。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

2023年度においても、下記のとおり、前・後期にわたり、各種アンケートを実施した。

ア 学期中間の授業に関する学生アンケート

このアンケートは、約半分の授業回が終了した時点で、それまでの授業運営の方法等について履修者に問い、改善を求められた点を後半の授業に速やかに反映させることを目的にして「C plus」を通じてシステム上で実施している。進行中の授業を改善・微調整するための積極的意見を得ることを主たる目的としていることから、計数化された項目は設定せず、自由記述による任意回答を原則としている。

なお、改善希望がない場合には学生は回答しないことが多いため、回答率が低くなる傾向にある。2023年度の場合、回収率（必修科目の平均）は、前期が2.2%、後期2.6%である。

イ 学修環境等に関する学生アンケート（オピニオン・アンケート）

学修環境等に関する学生の意見や要望は、学期末の授業評価アンケートと同時期に、「C plus」を通じて提出できるようにしている。実施回数は、前期に1回、後期に1回である。

ウ 学期末の授業評価アンケート

毎学期末に、各授業科目につき、各クラス別に、授業評価に関する学生アンケートを実施している。このアンケートは、共通の質問項目と選択肢に基づき回答する部分と、自由に記載して回答する部分からなっており、無記名で実施される。原則として履修者11名以上の科目は授業最終回に教室でアンケート用紙に記入する方式で実施し、それ以外の科目は「C plus」を通じてシステム上で実施してきたが、2020年度以降においては、新型コロナウイルス感染症蔓延をきっかけに、アンケート用紙による実施は行わず、全科目「C plus」を通じたシステム上で無記名での実施へと移行した。

法律基本科目（必修）とそれ以外の科目では、アンケートの項目が若干異なっており、法律基本科目（必修）では授業の理解度、学修の進捗状況について、より詳細に情報を収集できるような設問となっている。

なお、2023年度の授業評価アンケートの回収率（必修科目の平均）は、前期が17.3%、後期が10.0%である。FD委員会において回答率を上げるための取り組みについて適宜検討し、アンケート実施期間中の授業内においてアンケート回答を促すための案内文の配布、アナウンス、回答時間の確保等の工夫を行っている。

(2) 評価結果の活用

ア 学期中間の授業に関する学生アンケートの活用

学期中間の学生アンケートは、当該学期の後半の授業運営の参考に供するため、実施後直ちに集計され、個別に授業担当教員に届けられている。各教員は、他の小テストやレポートの結果等とあわせて、学修達成度や学生の意見・要望を把握し、現に進行中の授業運営の改善・充実に役立てている。また、研究科長及び3名の研究科長補佐が全てのアンケート結果を確認し、緊急対応や全体的な対応の必要がある場合には、関係する委員会及び教員と協議して具体的な対応を検討・実施することとしている。

イ 学修環境等に関する学生アンケート（オピニオン・アンケート）の活用

授業のみならず学修環境全般（施設・設備・学修支援・事務体制等）に関する学生からの意見や要望は、「C plus」を通じて提出される。これらの意見や要望については、可能な限り迅速に対応するとともに、これらを項目別に集計して、関連部署に伝達し、必要があれば、その回答を求め、それらをまとめて授業評価アンケート結果に添付して公開している。また、中間アンケートと同様、執行部及び本法科大学院事務課長がアンケート結果を確認し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合には、関係部門と協議して具体的対応を検討することとしている。

なお、机・椅子、教室扉、プロジェクター等の機器の故障や不具合等、緊急性が高いものについては、オピニオン・アンケートとは別に、法科大学院事務課の窓口申し出るように促し、申し出があった場合は、関連部署と連携し、修繕等を迅速に対応している。

ウ 学期末の授業評価アンケートの活用

学期末の授業評価アンケートの結果は、実施後直ちに集計され、授業担当者に対して個別に通知される。また、教員別に、アンケート結果に対するコメント（回答）と授業改善方針等の回答を寄せてもらい、学生に開示している。

また、学期末の授業評価アンケートの集計結果及びコメント（回答）は、全教員が閲覧することができ、科目ごとや分野ごとの授業運営に関する協議の重要な資料となっている。さらに、授業に対する満足度に係る設問の結果を科目・クラス単位でグラフ化したものをFD委員会で検証することや各科目・分野担当教員へのフィードバックとして利用することで、科目総体としての授業改善に向けた検討に活用している。

このように、アンケートの集計結果は、次期の授業担当者、講義要項の内容、授業方法等を検討する際に、授業運営の組織的な改善・充実に役立てられるよう、有効に活用されている。

他方、学生に対しては、次年度や次学期の教材配布から履修登録期間までの間に、自由記述欄も含め期末アンケート結果に教員の授業改善方針等を付して、いつでも閲覧できるよう、法科大学院事務課窓口で常設している。

なお、中間アンケートと同様、研究科長及び研究科長補佐がすべてのアンケート結果を確認し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合は、関係する委員会及び教員と協議して具体的対応を検討することとしている。

(3) アンケート調査以外の方法

「第3分野3-2(3)」において述べたとおり、2月時点での修了見込者の投票によるベスト・ティーチャー賞の選出を毎年度実施している。ベスト・ティーチャー賞は授業評価アンケートとは異なり、3年間(既修入学者については2年間)の学修を通じて学生自身がベスト・ティーチャーと考える教員を3名選び、理由とともに投票するものである。受賞者に対しては、修了式後に修了生の代表から表彰を行い、本法科大学院 Web サイトに氏名と受賞理由を公開し、顕彰している。また、1票以上の得票があった教員に対しては、学生からの推薦理由の内容をフィードバックしており、自己の教育活動をふりかえる手段となるだけでなく、今後の教育活動を行っていくにあたっての励みにもなっている。

また、ベスト・ティーチャー賞の受賞者の授業実践については、FD研究集会のテーマとしてとりあげ、広く共有を行っている。さらに、翌年度の教員相互の授業参観において、前年度のベスト・ティーチャー賞受賞者の授業の参観希望が多数にのぼるなどの事例もみられることから、本法科大学院全体としての教育改善にあたり、きわめて有効な取り組みとなっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

授業評価アンケートやベスト・ティーチャー賞等、教育活動に係る学生評価の結果について、学内外に対して広く情報公開を行うことを徹底している。

これらのことにより、学生は翌年度の授業選択にあたっての参考となる情報を得ることができ、また、教員にとっては自己の取り組みを客観視する手段のひとつとして、教育改善に向けた意識向上に大きく寄与している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

中間アンケート、学期末アンケート、オピニオン・アンケート等によって、学生からの意見や要望を把握するための複数のチャンネルが確保されている。また、これらの方法によって得られた情報はフィードバックを行う対象に応じて適切にデータ化がなされたうえで開示されており、情報公開が徹底されている。

これにより、問題が明らかになった際には直ちに是正に向けた方策がとられるだけでなく、Good Practice を教員間で共有することともなり、個々の教員における意識の向上のみならず本法科大学院全体における教育活動の改善や質の向上にきわめて重要かつ有益な効果をもたらしている。

3 自己評定

A

4 改善計画

2023年度に、FD委員会においてアンケート回答率を上げるための取り組みについて検討し、アンケート実施期間中の授業内におけるアンケート回答を促すための案内文の配布、アナウンス、回答時間の確保等の工夫を行ってきた。今

後も学生及び教員が、学生による評価の意義を共有し、それが真に望ましい法科大学院教育に資するツールとなるよう、不断の努力を続ける。

また、全学のFD推進委員会や大学評価委員会等の場においても本法科大学院の実践を紹介するとともに、相互に連携しつつ、中央大学全体としての教育改善にも資するものとして、さらなる展開を図っていく。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目(基礎科目及び応用科目)、法律実務基礎科目、基礎法学・外国法・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律基本科目 48 単位以上(そのうち、基礎科目 30 単位以上、応用科目 18 単位以上)」、「法律実務基礎科目 10 単位以上」、「基礎法学・外国法・隣接科目 4 単位以上」、「展開・先端科目 12 単位以上(そのうち、選択科目 4 単位以上)」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。[設置基準第 20 条の 3、第 23 条第 2 号]

1 現状

(1) 開設科目

本法科大学院における 2024 年度の開設科目は、以下のとおりである。

2024 年度未修入学者

	開設科目数	単位数	うち必修科目数	うち必修単位数
法律基本科目群	65	102	27	56
実務基礎科目群	10	13	7～	10
基礎法学・外国法・隣接科目群	23	44	2～	4
展開・先端科目群	63	114	5～	12

2024 年度既修入学者

	開設科目数	単位数	うち必修科目数	うち必修単位数
法律基本科目群	51	71	14	27
実務基礎科目群	9	12	7～	10
基礎法学・外国法・隣接科目群	23	43	2～	4
展開・先端科目群	63	114	5～	12

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

(2) 履修ルール

2024 年度入学者については、2021 年度改正カリキュラムに基づき、修了に必

要な最低履修単位 93 単位中、「法律基本科目群で 56 単位以上（そのうち、基礎科目 31 単位以上、応用科目 25 単位以上）」、「法律実務基礎科目群で 10 単位以上」、「基礎法学・外国法・隣接科目群で 4 単位以上」、「展開・先端科目群（演習・研究特論を含む）で 12 単位以上（選択必修）」を修得することを修了の要件としている。

したがって「法律基本科目 48 単位以上（そのうち、基礎科目 30 単位以上、応用科目 18 単位以上）」、「法律実務基礎科目 10 単位以上」、「基礎法学・外国法・隣接科目 4 単位以上」、「展開・先端科目 12 単位以上（そのうち、選択科目 4 単位以上）」という基準を満たしている。

（3）学生の履修状況

2023 年度 3 月（2024 年 3 月）修了生の履修

	法学未修者コース (2021 年度法学未修者)	法学既修者コース (2022 年度法学既修者)
法律基本科目	68.33	35.32※
うち基礎科目	31	2
うち応用科目	25	29
実務基礎科目	10.33	10.24
基礎法学・外国法・隣接科目	5	5.25
展開・先端科目	14.17	17.03
うち選択科目	-	-
4 科目群の合計	97.83	67.84

※法学既修者については、入学時に一括認定を行った 1 年次配当科目の必修法律基本科目を除く。

各科目の配当学期や時間割を工夫し、学生が現実に多様な科目を無理なく履修できるよう十分な配慮を行っている。とりわけ 2 年次及び 3 年次については、必修科目と展開・先端科目群における司法試験選択科目との科目間において時間割の重複がないように注意を払っている。

また、履修にあたっては、履修要項や、本学ホームページでの履修モデルの提示に加え、各期初において実施する履修指導のオリエンテーション等を通じ、個々の学生が自らのキャリア・プランを明確にし、これを十分意識したうえで履修を行うよう働きかけている。

（4）科目内容の適切性

科目内容の適切性については、次のような仕組みで厳格に検証・確認を行い、問題が明らかになった際には、直ちに是正を行うこととしている。

ア 新設科目に係る内容の適切性

次年度以降に新設を予定する科目については、当該科目の運営を担うこととなる科目担任者会議において科目の設置目的・内容等の検討を行う際に、開設を予定している科目群の内容として適切であるか否か（適切性）について確認を行っている。その後、さらに教務委員会においてもその適切性について検討し、妥

当と判断された科目のみを教授会の議を経て新設科目として認めることとしている。

イ 既存科目に係る内容の適切性

既に開設済みの科目に係る内容の適切性については、①講義要項（シラバス）内容を通じた事前確認、②期末試験を通じた事後チェックの2段階で検証を行っている。

講義要項の内容を通じた事前確認については、次年度開講予定の全ての科目の内容について、教務委員長、FD委員長、自己点検評価委員長が、それぞれの委員会の任務に基づく観点から授業内容の適切性や科目名称と授業内容との整合性、記載内容の適切性等について確認を行い、問題がある場合には直ちに担当教員に対して是正を求めることで、講義要項の公開前に確実に改善がなされる仕組みとなっている。さらに、展開・先端科目については、公法、民法、刑事法の科目担任者会議主任・副主任において、それぞれの分野の視点から、講義の内容の事前確認を行っている。

（5）特に力を入れている取り組み

ア 新制度に適合した多様な科目設置

2023年度から始まった司法試験在学中受験制度に対応するためには、司法試験受験前の3年次前期の期間、司法試験終了後の3年次夏季休業期間、司法試験合格発表を挟む3年次後期の期間という時期的区分が重要であり、さらにそれぞれの学生の学修深度や司法試験の手応えによって異なったニーズが存在することを念頭に置く必要がある。

そこで、こうした多様なニーズに対応するため、3年次の一部科目については実質的なクォーター制を導入し、前期・後期それぞれに前半傾斜科目、後半傾斜科目（各1単位）の開設を可能とすることにより、これらの多様なニーズに柔軟に対応するための多様な科目設置を進めた。

前期においては、学修深度に応じ重点を絞った学修を望む学生のための前期前半傾斜科目を多く設置するとともに、自習時間確保を望む学生にも柔軟に対応できるように必修科目を前期前半傾斜科目として設置した。

後期においては、司法試験の手応えに応じて法律基本科目と展開先端科目を柔軟に選択することができるようにするとともに、司法試験の結果に応じて後期後半傾斜科目については履修登録変更ができる措置を講ずることとした。

また、こうしたニーズの多様性に即した履修をより一層進めるため、各科目群における修了に必要な単位数を見直し、修了に必要な総単位数93のうちの11単位については、どの科目群から選択してもよいこととした。

これらの取り組みによって、各科目群のバランスを取りつつ、司法試験在学中受験という新制度にも柔軟に適合できる科目履修を可能としている。

イ 未修者教育の充実

従来から法学未修者教育の充実が法科大学院の重要な課題とされてきており、本法科大学院においてもこの点につき教授会等で議論を重ねた結果、2011年度のカリキュラム改正で、「生活紛争と法」を導入科目と位置づけてこれを必修化するとともに、その配置を展開・先端科目群から法律基本科目群総合系へと変更

した。

あわせて法律基本科目群総合系に、事例分析の基礎力を養成する科目（「基礎事案研究」）を設置し、刑事系に「刑法Ⅱ」を1年次開講科目として新たに設けた。また、2013年度のカリキュラム改正では1年次の「行政活動の法的統制」を廃止し、新たに2年次に「行政法基礎」を設けた。

その後、「生活紛争と法」は在学中受験に向けて履修の自由度を高めるため、2021年度のカリキュラム改正で選択科目に変更した。また、「基礎事案研究」は2021年度からは、そこで取り扱ってきた内容を後述する「基礎演習@民法総則・物権法の諸問題」及び「基礎演習@債権法の諸問題」として実施することにして発展的に解消（廃止）した。さらに「行政法基礎」は2019年度に1単位から2単位とし、2021年度に「行政法」へと名称変更した。

なお、2018年度には、法学未修者コースの入試制度、カリキュラムを中心とする教育内容、フォローアップ体制など、未修者教育の現状分析と課題の抽出を目的としたプロジェクトチームを立ち上げ、課題検討を進め、2019年3月にその結果を提言として取りまとめた。

その提言で示された教育改善にあたっての組織的取り組みの必要性に関する具体的な取り組みとして、2019年度より、未修者の学生の基礎力を強化するため、「短答演習」（択一ドリル）を実施している。本法科大学院では、1年次から2年次、及び2年次から3年次に進級する際の要件を従来よりも厳格化し、共通到達度確認試験の結果も進級要件の一つとしているため、この短答演習を、同試験を受験する学生に対する組織的な支援と位置付けている。具体的には、憲法・民法・刑法の担当教員が、過去の試験問題から問題を選定し、対面での試験形式で解答させ、採点のうえ返却する形で、後期9月から共通到達度確認試験本番直前の12月までの全20回で実施しており、出席は任意の課外講座であるが、全員の出席を促している。本法科大学院内における共通到達度確認試験の上位の学生は、出席率が高い傾向にあり、この短答演習の成果が表れていると分析している。それゆえ、未修者教育の質改善に向けた着実な継続的取り組みとして成果を上げているといえる。

また、これに加えてまずは取り扱う範囲が広範にわたる民法に焦点を合わせて成績中位層以上の起案力向上を図るため、本学修了生で司法研修所所付の経験がある弁護士と本学の研究者教員が共同担当する形で、2021年度に、1群（法律基本科目群）の総合系科目として「基礎演習@民法総則・物権法の諸問題」（1単位）及び「基礎演習@債権法の諸問題」（1単位）を新設した。

いずれの科目も、2週を1セットとし、第1週は①研究者教員による起案に関連するテーマの講義（前半50分）、②オリジナル問題を用いた起案作成（後半50分）、第2週は③実務家教員による添削済み答案の返却とその内容と実務上の経験をふまえた解説（前半50分）、④正誤式・短答式小テストの実施と研究者教員によるその解説（後半50分）というサイクルで実施している。このように、実務的な観点も踏まえつつ、法学未修者の基礎的な学力や答案作成力が向上するためのカリキュラム改善も積極的に実施している。

ウ 法律基本科目群の充実

法学既修者を含めた2年次生以上についても、在学生の特性の変化に対応して、法律基本科目の理解をより一層深めることが必要との認識から、以下のような改正を行ってきた。

まず、2015年度のカリキュラム改正では、2年次に法律文書作成能力の向上を目的とした「中級事案研究」を必修科目として設けた。2017年度のカリキュラム改正では選択科目であった「統治の基礎」を「憲法Ⅱ」に名称変更して必修科目とし、必修科目である「人権の司法的救済」を「憲法Ⅰ」に名称変更した。

また、2018年度のカリキュラム改正では、3年次の法律基本科目群に特別講義として1単位又は2単位の「1群特講」（選択科目）を置くことができることとし、各人の学修の習熟状況に応じて、苦手分野の重点学修や反復学修ができるよう措置した。

さらに、2021年度のカリキュラム改正で、起案科目である「中級事案研究」（1単位）の内容をさらに充実させ、「1群特講A@公法系事案研究」「1群特講A@民法系事案研究」「1群特講A@刑事法系事案研究」（各1単位）を必修科目として設けることとした。

（6）その他

各期初において、履修指導のオリエンテーションを行い、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群、展開・先端科目群の各分野の教員によるオリエンテーションを行っている。また、科目によっては、前・後期の双方に同一科目を開講し、履修者数の適正化を図るとともに、学生が履修しやすいように時間割を設定している。

2 点検・評価

本法科大学院の授業科目は、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群及び展開・先端科目群の4つの科目群全てにわたり開講されている。特に展開・先端科目群では、学生のキャリア・プランに配慮した多彩で豊富な科目が開講されている。また、学生の履修が特定の科目群に過度に偏ることのないように配慮しつつ、法学未修者教育を改善するためのカリキュラム改正を行う等、改善を図ってきた。したがって、認証評価基準で求められている水準を十分に満たしているものとする。

3 自己評定

A

4 改善計画

本法科大学院においては、新制度への対応、法律基本科目の充実、未修入学者の基礎学力の向上を図るために、不断の検証を行い、改善を図っている。

現在取り組んでいる司法試験在学中受験を念頭に置いた科目設置については、在学中受験制度が始まったばかりであることから、学生からの情報収集や司法試験成績との相関関係などもふまえ、今後も不断の状況分析と改革が重要であ

る。また、未修者教育プログラムについては、「短答演習」における成績と司法試験合格との相関を分析してさらにブラッシュアップして取り組むとともに、その他の中長期的な課題についてもワーキンググループを活用する等、その都度適切な意思決定プロセスを構築し、本法科大学院におけるPDCAサイクル（計画の実効性）を高めていく。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう〔設置基準第20条の2第1項〕。

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方、工夫

本法科大学院では、養成する法曹像を具体的に示すモデルとして、市民に身近なリーガル・ジェネラリスト及び社会のニーズに応えるリーガル・スペシャリストとしての6つの法曹像を掲げている。これらの法曹のいずれであれ、社会のあらゆる面で発生している法律紛争に対応し得る高度な法的知識はもとより、幅広い知識や適切な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観等が求められる。これらの知識や資質・能力の涵養に向け、本法科大学院では、設立当初より、学生が最低限修得すべき内容を踏まえた授業科目全体の体系性を確保し得るカリキュラムを提供するように配慮している。

まず、6つの法曹像のいずれにおいても求められる基礎的かつ汎用的な法的学識・能力の涵養については、「法律基本科目群」を置き、専門法曹養成のコアとなる知識を身につけるための科目を、「公法系」「民事系」「刑事系」「総合系」に分類・配置することで、体系的な理解がなされるように配慮している。特に、「総合系」の1年次に配当される「生活紛争と法」については、選択科目ではあるが、未修入学者に法曹実務についての具体的なイメージをもたせることを企図した導入科目であり、民事・刑事双方の分野についてワークショップ形式を取り入れた授業を展開し、2年次以降に開講される民事系、刑事系の各科目の履修に向け、学生に体系的な履修・学修を意識させる役割も果たしている。

実務法曹として活動するにあたり、その基礎となる知識・能力を実践的に養うための科目群としては、「実務基礎科目群」を設置している。この科目群には、法曹として活動するにあたり必須となるリサーチ能力の涵養を目的とする「法情報調査」や、法曹として不可欠な高い倫理観を涵養する「法曹倫理」を置くとともに、紛争解決に必要な能力の涵養にあたり実践的な教育を行う「模擬裁判」「リーガル・クリニック」をはじめとする臨床科目を配置している。

「基礎法学・外国法・隣接科目群」は、法曹としての活動を支える幅広い知識の涵養を主たる目的とする。「法哲学」をはじめとする基礎法学科目に加え、外国法や企業活動における紛争予防・解決の基礎となる科目を設置していることが特色である。

「展開・先端科目群」は、複数の分野にまたがる領域を扱う科目、リーガル・スペシャリストたる専門法曹の養成に向け、発展的・先端的な法領域に関する科目等を6つの法曹像に即して多彩に設置することで、社会の多方面にわたる高度な法的知識を涵養するとともに、異なる分野・領域を統合した知識も養うものとなっている。

以上の各科目群においては、1年次には基礎的な知識を身に付ける科目、2年

次には実際の事例を分析する基礎的応用力の養成を目的とする科目、3年次は発展的・先端的な内容を扱う科目や、複数の分野を横断・統合するような総合力を養成する科目を配置し、「基礎から応用へ」という順次性にも十分配慮している。また、学生に対しては6つの法曹像それぞれに即した履修モデルを提示するとともに、各種のガイダンス等を通じ、各自が志望する将来のキャリア・プランを踏まえた体系的な履修を行うよう促している。

このほか、科目の開講時期に関する工夫として、例えば1年次の法律基本科目においては、前期には、それぞれの法分野に関する概論的な知識と実務法曹に係る理解を深めるために、必修科目である「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」「民法Ⅵ」「刑法Ⅰ」とあわせて、前述の選択科目である「生活紛争と法」を設置している。そして後期には、これらを土台として商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野や、事案研究の基礎を扱う科目等を設置することで、未修者が汎用的で基礎的な法的学識・能力を着実に身に付けることができるよう最大限の配慮を行っている。

2年次以降においても、基礎・応用を段階的に履修することが望ましい科目（例えば「労働法Ⅰ（基礎）」、「労働法Ⅱ（応用）」等）については、前期に基礎的な内容を扱う科目、後期に応用的な科目をそれぞれ配置することで、学修効果の向上を図っている。

これらのカリキュラム並びに各科目の配当年次や時間割の妥当性については、教務委員会において、学生の実際の履修状況や成績、修了後の司法試験の合格状況等をもとに、絶えず検証を行っている。

イ 関連科目の調整等

科目担任者会議において、全般的に、隣接する各法律分野の教員相互間で科目間の重複や脱落のチェックを行い、内容の調整を適宜行っている。例えば、1年次配当の「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」「民法Ⅴ」は財産法の分野をカバーすることになっているが、あらかじめ取り上げる領域について各担当教員が協議するとともに、その後の授業の進行についても適宜情報交換を行うことで、無駄のない効率的な授業運営をすべく努めている。

科目間の関連性を精査した結果、前回の認証評価以降、2019年度に以下のカリキュラム改正を行った。

[2019年度のカリキュラム改正の変更点]

未修者の学修をさらにきめ細やかなものとするため、1年次必修科目「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」（各4単位・合計8単位）の内容を分割して「民法Ⅰ～Ⅳ」（各2単位・合計8単位）に変更するとともに、「民法Ⅲ」（2単位）を「民法Ⅴ」（2単位）、「民法Ⅳ」（2単位）を「民法Ⅵ」（2単位）にそれぞれ名称を変更した。

2年次必修科目「民事法総合Ⅰ」（4単位）を「民事法総合ⅠA」（2単位）、「民事法総合ⅠB」（2単位）に分割した。

2年次必修科目「行政法基礎」（1単位）を2単位に、3年次必修「公法総合Ⅱ」（2単位）を1単位に変更した。

1群特講Ⅰ及び1群特講Ⅱを、原則として3年次配当から2・3年次配当に変更した。

独禁法違反に対する措置・制裁に係る手続法については、履修者が数名程度で、

その概要を「経済法Ⅰ」及び「経済法Ⅱ」の科目の中で講義することが可能であることから「経済法Ⅲ（独占禁止手続法）」（2単位）を廃止した。

また、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正にする法律」に伴う、2022年度からの5年一貫教育制度の開始と、2023年度から始まる司法試験の法科大学院在学中受験が可能になるという大きな制度変更に対応するため、本法科大学院においても、主に①学生の履修負担の軽減及び学修時間の確保を目的とした修了要件（各科目群における必要単位数を含む）の見直し、②必修科目を含むカリキュラムの大幅な改正、について2020年度から検討を開始し、順次実行している。

[2021年度のカリキュラム改正の変更点]

法曹養成連携協定に基づいた5年一貫教育に必要な教育内容の整備・充実を図るため、以下のとおり、授業科目の廃止及び新設等を行った。

1年次配当の法律基本科目群に属する必修科目であった「商法Ⅰ」（2単位）及び「商法Ⅱ」（2単位）を廃止し、1年次配当の法律基本科目群に属する必修科目として「会社法」（3単位）、2年次以上配当の法律基本科目群に属する選択科目として「商法総則・商行為法」（1単位）及び「手形法・小切手法」（1単位）をそれぞれ設置した。

1年次配当の法律基本科目群に属する必修科目である「生活紛争と法」（2単位）を、選択科目に変更した。

2年次配当の「中級事案研究」を廃止し、内容をさらに充実させ、「1群特講A@公法系事案研究」「1群特講A@民事法系事案研究」「1群特講A@刑事法系事案研究」を設置した。

法律基本科目群総合系に、2・3年次選択科目として「1群特講B」（1単位）を設置した。

2年次以上配当の基礎法学・外国法・隣接科目群選択科目として「西洋法制史」（2単位）を設置した。

[2022年度のカリキュラム改正の変更点]

2023年度未修カリキュラムより、以下のとおり授業科目の廃止及び配当年次変更等を行うこととした。

2・3年次配当の展開・先端科目群選択科目「ジェンダーと法」（2単位）の単位数を1単位に変更した。

3年次配当の展開・先端科目群選択科目「経済刑法」について、在学中受験への対応で3年生が現状よりも履修しにくくなると考えられることから、2年生も履修できるよう2・3年次配当に変更した。

在学中受験に向けた授業内容の見直しの一環として、3年次配当の法律基本科目群に属する必修科目である「総合事案研究」に代えて、起案科目として「1群特講B@要件事実演習」と「4群特講I@民事裁判実務研究」をそれぞれ設置した。

ただし、とりわけ2023年からの司法試験の法科大学院在学中受験の実施を踏まえてカリキュラム改正を行ったが、学生の段階的な履修状況や学修負担等も

確認しながら、試行錯誤しつつ対応している状況であることは否めない。在学生は、3年次の7月に司法試験を受験できることになったため、3年次に進級するまでに、法律基本科目及び司法試験選択科目のうち所定の単位数を修得しておく必要がある。これを踏まえると、学生は2年次において、法律基本科目及び司法試験選択科目の学修に注力することになり、実務基礎科目を履修する余裕が乏しくなる。

そのため、5-1(5)で述べたように、2023年度より、これまでの半期開講科目に加えて、前期・後期それぞれに前半傾斜科目・後半傾斜科目を設置した。

具体的には、3年次前期において、法律基本科目や司法試験選択科目に関連する1単位科目を集中的に開講する傾斜科目を配置している。これにより、学生の司法試験受験に必要な知識・能力を補完するとともに、2年次の学修における負担の軽減を企図している。また、司法試験終了後に、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群及び先端・展開科目群の修了に必要な単位を修得しなければならず、学生の履修選択の幅を確保するために、前期の集中講義期間にも授業科目を開講するとともに、後期においても傾斜科目を開講している。

なお、半期を通じて開講する2単位科目も、従来通りあわせて開講している。

(2) 特に力を入れている取り組み

基礎的かつ汎用的な法的学識・能力の涵養を目的とする科目から、先端的・発展的な科目まで多彩な科目を豊富に開設するとともに、6つの法曹像に対応した履修モデルを学生に提示している。あわせて、各年次の到達目標及び各年次において履修すべき基本科目にも配慮して、いずれの履修モデルをもとに履修科目を選択しても体系的・効果的に履修ができるように科目を配置している。また、学生の段階的な学修に資するよう、各学年の終了時までには修得すべき事項を定めた「中央大学法科大学院到達目標」は、本学の授業支援システム「C plus」上に掲載し、周知している。

なお、履修モデルはいずれか1つを選びそれに沿った履修を行わなければならないというのではなく、学生の履修に際しての指針という位置づけとしており、同時に履修指導の指針として機能している。

(3) その他

カリキュラム編成にあたり、教務委員会及び各科目担任者会議が密接に共働して課題に対応できる体制を構築している。

2 点検・評価

本法科大学院では、6つの法曹像のいずれの履修モデルを選択しても体系的・効果的に履修ができるように科目を配置し、学生に提示している。また、各年次の到達目標及び各年次において履修すべき基本科目にも配慮するとともに、3年次の展開・先端科目群には、各自が志望する将来のキャリアを見据えた履修が可能となるよう、より専門的かつ先端的な内容の科目を数多く設置して学生のニーズに応えている。

さらに、各法律分野の教員において科目間の重複や脱落のチェックも十分にいき、体系的かつ効果的なカリキュラム編成を行っている。

3 自己評定

A

4 改善計画

教務委員会において、既の実施しているカリキュラム改正が機能し効果を上げているかを検証し、改善事項を点検し、具体化していく。アドバイザリーボード会議の意見を勘案しつつ、必要に応じてFD委員会との連携や教授会を含めた組織的対応を行っていく。

5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し〉

(評価基準)

授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、適切な体制を整えて実施されていること。

1 現状

(1) 教育課程連携協議会の設置状況

① 教育課程連携協議会の根拠規程

本法科大学院は、教育課程連携協議会にあたるものとして、学則第7条に基づき、「法科大学院アドバイザリーボード」を設置している。

② 教育課程連携協議会のメンバー構成

アドバイザリーボードは、外部の有識者5名(弁護士3名、公認会計士1名及び企業関係者1名)によって構成されており、法曹を取り巻く状況の変化を踏まえて、社会が法曹に何を期待しているかについて多様な意見を汲み取るための体制が整っている。

③ 教育課程連携協議会の活動・審議内容の記録の作成・公開

アドバイザリーボードの審議については、開催のつど議事録を作成している。この議事録については、各年度の自己点検・評価報告書と併せて本学Webサイトにて公開することとしている。

(2) 教育課程連携協議会の活動内容

アドバイザリーボードでは、本法科大学院の自己点検評価報告書及びその他必要資料をもとに、①法曹その他産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、②法曹その他産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項のいずれについても審議がなされている。そのうえで、これらの事項について本法科大学院に意見が具申されている。

(3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

アドバイザリーボードからの助言等については、教授会の下に設置する常設委員会において、さらなる自己改革に向けて具体的な施策の検討・実施を行う仕組みとなっている。

アドバイザーボードの意見を踏まえて、教務委員会や教授会において、司法試験合格率向上へ向けた法律基本科目の充実等を図るため、検討を開始している。

(4) 特に力を入れている取り組み

アドバイザーボードの意見を踏まえた授業科目及び教育課程の見直しは、本法科大学院が養成しようとする6つの法曹像と密接に関連している。

教務委員会において、アドバイザーボードの意見を勘案して、授業科目及び教育課程の見直し等を行っている。

2 点検・評価

アドバイザーボードは、教育体制や教育課程に関して、忌憚のない意見や示唆を得ることが可能であり、これまでも具申された意見を研究科運営に反映してきた。

このアドバイザーボードは、本学教職員も加わってより一層の充実を図るための重要な機会として位置付けている。

3 自己評定 合

4 改善計画

アドバイザーボードの在り方や意見聴取の機会の回数及び時期等については、アドバイザーボードを構成するメンバーの意見も踏まえつつ、引き続き検討を重ねていく。また、今後、新型コロナウイルスの感染症の蔓延等予期せぬ事態が起きた場合の対応策も含め、自己点検・評価活動の継続性が損なわれないよう、アドバイザーボードの実施に関する機能改善に努める。

さらに、今後のアドバイザーボードの委員構成についても、法曹界や産業界において経験に富んだ識者や、各界の専門家等の深い知見を有する識者に依頼し、幅広い視点から、本法科大学院の教育課程や運営等について評価・助言を受ける体制を維持する。

5-4 科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では、開学当初から、法曹倫理を重視し、法曹に求められる倫理と行為規範を修得する授業として2年次の必修科目(2単位)として「法曹倫理」を開設していた。しかしながら、段階的に学修を行うことで法曹倫理を着実に身につけるため、2022年度のカリキュラム改正において各1単位の「法曹倫理Ⅰ」と「法曹倫理Ⅱ」に分割するとともに、配当年次も変更し「法曹倫理Ⅰ」を2年次に、「法曹倫理Ⅱ」を3年次に開講することとした。2023年度から2年次の必修科目として「法曹倫理Ⅰ」の授業が開始され、2024年度後期から3年次の必修科目として「法曹倫理Ⅱ」の授業が開始される予定である。学生は、他の必修科目と同様にクラス指定で履修する。2022年度までの「法曹倫理」(2単位)では、第1週から第12週までの弁護士倫理については実務家教員(弁護士)が担当し、第13週の「検察官の役割と倫理」と第14週の「裁判官の役割と倫理」については現職の検察官と元裁判官がゲストスピーカーとして登壇し、担当教員とともに授業を行っている。2023年度以降は、2年次配当の「法曹倫理Ⅰ」において弁護士倫理を扱い、2024年度から3年次配当の「法曹倫理Ⅱ」において、「法曹倫理」と同様の現職の検察官と元裁判官がゲストスピーカーとして登壇し、「検察官の役割と倫理」「裁判官の役割と倫理」の授業を担当教員とともに行う予定である。

(2) 特に力を入れている取り組み

近い将来法曹となるべき学生は、法曹倫理を単なる知識として修得するだけでなく、現実の実務において適切な問題意識をもち得る感覚まで体得する必要がある。そのため、この授業においてはあらかじめ課題として提示した具体的な設例に基づいて検討・議論をさせるとともに、各担当教員が自身の経験を語るなどして、学生に我が身に置き換えて法曹倫理を考える姿勢を求めている。実務家教員(弁護士)が弁護士倫理の授業を担当し、検察官・裁判官の倫理に関する授業を現職の検察官・元裁判官がゲストスピーカーとして担当教員(弁護士)とともに担当しているのも、このような理由からである。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院において「法曹倫理」の授業を担当する弁護士教員は、司法研修

所教官または教官室所付、さらに弁護士会での関連委員会の委員等の経歴を持ち、十分な実務経験を有する教員である。検察官・裁判官の倫理の授業を担当する検察官・元裁判官の教員とともに、依頼者との関係、相手方や他の弁護士との関係、法廷における弁護士倫理、企業内弁護士に固有の弁護士倫理、広告、刑事弁護、裁判官の倫理、検察官の倫理などについて、具体的な事例を素材として法曹倫理の基本を修得させることを目標としており、必修としているだけでなく充実した教育体制を取っている。

3 自己評定 合

4 改善計画

「法曹倫理」は従来の法学教育からすると新たなタイプの科目であり、そのあるべき教育内容については、本法科大学院において一定の経験と蓄積があるものと自負するが、引き続き、弁護士会、裁判所、法務省、他の法科大学院等との間で協議や意見交換をしていくことにより、内容のより一層の向上に努めていく。

5-5 履修(1)〈履修選択指導等〉

(評価基準) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 履修選択指導についての考え方

6つの法曹像に基づき、それに応じた履修モデルを提示することで、学生各自が将来のキャリア・ビジョンと明確な目的意識をもったうえで履修選択を行えるよう支援することを第一に考えている。

基本的には、学生にはこれらの法曹像・最終的な目標に到達するに適した科目を履修するように指導している。1年次及び2年次の必修科目については、いずれの法曹像を目指すにせよ全ての基本として履修しなければならない。それとともに、例えばビジネス・ローヤーを志すのであれば、2年次の後半からは経済、金融、倒産手続に関わる先端科目を率先して履修するように促しているほか、国際会計研究科から移籍した教員の担当科目をはじめ、企業会計等に精通した法曹となるために特に有益な科目の履修を推奨するなどの対応をしている。他方で、複雑化する現代社会における紛争解決にあたっては、幅広い視野と問題意識の涵養が不可欠であり、専門から少し離れた科目であっても余裕のある限りで選択することが望ましいと付言している。

本法科大学院における履修指導の概要は、次のとおりである。まず、本法科大学院が養成する法曹像を「ガイドブック」で明示し、また、履修要項においても、履修指導の目安として各分野の法曹を目指すための履修モデルを示している。法学未修者については、入学段階で、適切な科目の履修選択の重要性について注意を喚起することはもとより、法学未修者が2年次に進学した際の履修開始時に、また法学既修者コース入学者の入学年度の2年次配当科目の履修開始時にオリエンテーションを開催して、各自が志望する法曹像やキャリアデザインに意を用いた学修指導を行っている。

(2) 学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

入学予定者に対しては、入学前ガイダンスとして、入学前年の秋に入学前説明会を実施し、カリキュラムや履修全般の説明とともに、各授業担当者から授業内容の説明と4月までの学修指示をしている。また、実務講師にも本説明会に参加を求め、個別相談に応じてもらうことで履修選択の参考に供している。

また、入学後は、前期・後期の学期初めに、オリエンテーション期間を設けて、各科目・科目群ごとの説明を実施している。このうち、「基礎演習」「テーマ演習」「研究特論」については、授業実施前の期間に「事前相談」・「事前面談」の機会が設けられ、学生は履修を検討している科目の担当教員へ直接相談することができる。

このほか、1年次対象科目の「法情報調査」については、制定法、判決、文献、資料等を適切に発見するための背景的知識の獲得と技法を身につけることを目的としており、法学未修者が今後の学修を効果的に進めていくにあたり極めて重要な位置づけにある科目であることから、当該科目に特化した履修ガイド

スを行い、履修を促している。

さらに、3年次後期のオリエンテーション期間中には、司法研修所教官・所付経験のある教員5名により、司法研修所の5科目それぞれについて紹介をし、司法研修所入所までにやっておくべきことと後期の履修科目との関係について、ガイダンスを行っている。

このように、オリエンテーション、ガイダンスについては、対象者や科目等の目的に応じた内容・方法で実施しており、学生の履修選択にあたり有効に機能している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

学生への資料として、「講義要項」「C plus」（授業支援システム）内の電子媒体、「選択科目履修の手引」が挙げられる。

また、クラスアドバイザーやクラスサポーターが個々の学生への履修選択の相談に応じるほか、オフィス・アワー等を活用した個別指導も随時行われている。

ウ 情報提供

6つの法曹像を「ガイドブック」で明示し、履修要項においても各分野の法曹を目指すための履修モデルを示している。

また、正課外教育として、教授会の下で常設委員会としてリーガル・キャリア・サポート委員会を組織し、法科大学院のキャリア・サポートに関するキャリアプランニングガイダンス、就活セミナー、業務・採用説明会等を実施し、将来の法曹像やキャリア・プランを意識させるような機会を提供している。

[開催一覧（2023年度・開催順）]

2023年12月14日 衆議院法制局説明会

2023年12月7日 デジタル庁業務説明・座談会

2023年9月11日 法律事務所アプローチ実践②模擬事務所面談

2023年8月22日 進路決断セミナー ～法律事務所か、インハウスか～

2023年8月21～25日 業務・採用等説明会（民間企業21社）

2023年7月18日 就職活動ガイダンス

2023年7月18日 法律事務所アプローチ実践①自己アピールのポイント・心構え

2023年6月15日 企業法務系弁護士のキャリアパスの現状と戦略思考の獲得

2023年6月9日 日本司法支援センター・ひまわり基金法律事務所ガイダンス

2023年6月6日 国家公務員の仕事とその魅力

2023年5月30日 法曹界の現状と若手弁護士の実情

2023年4月2～3日 新入生キャリアプランニングガイダンス①②

エ その他

とりわけ実務基礎科目（「リーガル・クリニック」、「模擬裁判」、「法文書作成」及び「ローヤリング」）においては、一定の履修者数による授業実施が望ましいことから、各クラス定員について上限・下限を設けている。そのうえで、ガイダンスの実施により十分な情報提供を行い、各クラスの履修者数が適正範囲になるようクラス分けを行っている。

なお、「模擬裁判」については、履修選択時に一定の履修者数未満である場合は授業実施が困難であるため、過去においてはそのクラスを未開講として、別の曜日・時限のクラスの授業を希望する学生には履修変更をしたケースもあったものの、他に履修者数が少ないという理由で未開講とした科目はなく、履修者数が1名であっても授業を開講している。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

6つの法曹像との関連では、司法試験の選択科目について学生が本法科大学院では2年次後半ないし3年次でいかなる履修選択をしているのかがポイントとなるが、租税法、労働法、倒産法、経済法、環境法、知的財産法、国際関係法（私法系）及び国際関係法（公法系）のそれぞれについて、毎年一定程度の履修者があり、様々な法曹像の可能性を意識させる履修指導の効果が現れている。また、「法哲学」「比較契約法」「比較法文化論」等、実定法科目以外の科目でも多くの履修者が存在するなど、法曹に必要な幅広い視野の重要性を認識した履修選択の動向も見られ、履修指導の趣旨にかなう学生の履修選択はおおむね実現されている。

イ 検証等

各学期に履修登録が完了すると、直ちに各科目の履修者数を集計して教授会で報告し情報を共有している。また、数年間のデータに基づき履修者数に偏りがないか否かに注意を払っている。さらに、学生の授業アンケートなども参考にしつつ、一定程度の偏りがみられる場合には、その原因が履修指導における当該科目の紹介の仕方にあるのか、あるいは授業運営の方法に問題があるのかなどを科目担任者会議で検討している。

これまでの検討の結果、開講クラスの増設や担当教員の増員を実施したことがあり、今後も開講科目履修申請結果をもとに必要な対応を想定している。

(4) 特に力を入れている取り組み

科目の特殊性に応じて各学期のオリエンテーション期間にガイダンスを実施することで、学生が本法科大学院において効率的に履修選択できること、また、各自が志望する法曹像に応じて履修選択できることを目指している。具体的には、以下の3点を挙げることができる。

ア 実習科目について

「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」及び「ローヤリング」では、オリエンテーション期間に授業担当教員から授業内容のみならず、これらの科目を履修することで将来法曹として必要な知識やマインドを修得することができるかという点まで説明を行っており、法曹養成に向けた重要な機会となっている。

イ 選択科目について

司法試験論文式試験の選択科目（租税法、労働法、倒産法、経済法、環境法、知的財産法、国際関係法（私法系）及び国際関係法（公法系））については、「選

択科目ガイダンス」を実施して配付資料とともに、該当分野の教員からの説明時間を設けることで、2年次・3年次における該当分野及びその隣接する分野について体系的な履修選択を可能とする機会となっている。

ウ 1年次科目について

「法情報調査」は、法学未修者を対象とし、実習を通じて法情報の調査方法の修得を目的とする科目であり、他の科目の学修の前提をなすことから、これに特化したガイダンスを行うことで履修を促している。この結果、当該科目については、各年度の入学者のおおむね9割が履修を行っており、効果的な履修指導の機会として機能している。

(5) その他

学生の先輩にあたる実務講師を多数任用しており、授業のフォローアップや学生からの学修指導を担当してもらうことにより、きめ細やかな履修指導を展開している。2018年度から、実務講師にクラスサポーターとしての役割を加え、専任教員が務めるクラスアドバイザーとの連携のもと、組織的に学修指導を行える体制を構築している。また、2024年度からは、実務講師が学生の要望に応じて個別に学修相談を行う制度も設けることとした。これらについては、今後もさらに継続しつつ充実を図りたい。

2 点検・評価

本法科大学院では、学生募集の段階から、養成する法曹像及び科目履修プランにつき一貫した方針を示し、学生の入学後もオリエンテーション期間を中心として適切かつ明確な履修指導を行っている。このことは、学生の履修選択という側面のみならず、各授業科目における教材作成や授業運営、試験の実施・成績評価等の全般にわたり、体系的な教育の提示とその実践という意味で好ましい影響を及ぼしていると考えている。

その一方で、厳格な成績評価を行った結果、履修前提要件に抵触し、想定している履修モデルに沿った順次的な履修が困難な学生や、標準修了年限以内に修了できない学生も少なからず存在するため、今後はこうした学生に対する個別的な履修指導についても強化していく必要がある。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生が適切な履修選択を行い、科目履修を通じて法科大学院において身に付けるべき資質・能力を着実に修得していくにあたっては、計画的かつ効果的な履修を可能とするためのカリキュラム上の科目配置や時間割編成が不可欠である。この点について、本法科大学院では授業編成時の科目担任者会議等において最大限の配慮をしているが、2年次以降に開講される複数の科目において履修前提要件に抵触するようなケースでは、科目の配当時期や時間割との兼ね合いにより履修選択にあたっての自由度がきわめて小さくなる。この傾向は、特に法学未修者において顕著である。そこで、上記の科目の履修前提要件となる科目の単

位を着実に取得できる実力を涵養するため、「第5分野5-1」に述べたように、未修者教育の強化を図っている。

このほか、本法科大学院全体としては、現在行っている履修指導が適切なものとなっているかどうかを学生の履修動向等をもとに検証し、より効果的な実施内容・方法にすべく改善を図るとともに、学生の履修動向を十分に把握し、学生のニーズにあった開講形態に近づけるよう努めていく。例えば、科目によっては設置の曜日・時限を毎年固定して学生への周知を図り、学生が在学期間を通じて円滑に必要な科目を履修できる目安を提供するといった措置を採ることも検討する。

5-6 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

(注)

- ① 認定法曹コースを修了して法科大学院に入学した学生、修了年度の年次に在籍する学生、その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた合理的な基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生(以下「認定学生」という。)については、年間 44 単位を上限とすることができる。[設置基準第 20 条の 8 第 2 項(令和 4 年 4 月 1 日から施行)]

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

授業時間は 50 分とし、週 1 回(50 分)×15 回=750 分(12.5 時間)で 1 単位としている。

履修科目登録の上限単位数については、年次ごとに上限を設定しており、1 年次が 36 単位、2 年次が 36 単位、3 年次が 44 単位となっている。

(2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無
該当なし。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無
該当なし。

(4) 認定学生等についての履修単位数増加の有無
該当なし。

(5) その他年間 36 単位を超える履修の有無

2 年次においては、例外的に、「エクスターンシップ」又は「Study Abroad Program【Study Abroad Program I / Study Abroad Program II】」(海外研修プログラム)を履修する場合のみ、年次別最高履修単位(36 単位)に 2 単位まで上乗せすることとした。

これらの科目は、本法科大学院の教育理念と直結する重要な科目であること、長期休暇期間を利用して実施しているため、直ちに通常の学期中の授業の予習・復習を圧迫する恐れはないこと等から、上乗せ履修を認めている。

なお、「Study Abroad Program【Study Abroad Program I / Study Abroad Program II】」(海外研修プログラム)については、2022 年度は新型コロナウイルスの影響により開講できなかったが、2023 年度は開講した。また、2023 年度における「エクスターンシップ」の履修状況は、前期 24 名、後期 60 名である。

(5) 無単位科目等

本法科大学院は、慶應義塾大学法科大学院とともに、学外機関(現在は、東京弁護士会法曹養成センター)が主催する夏季リーガル・クリニックに 2014 年よ

り参加している。これは、両大学内の募集に応じた2・3年次に在籍する学生(上限各15名・合計30名)が3～4名のチームに分かれて、担当弁護士の指導の下、実際の事件処理を通して法律実務を体得することを目的とするものである。

本法科大学院では正規科目ではないが、リーガル・クリニック運営委員会の委員である専任教員が中心となり法科大学院事務課を通して募集を行っており、本法科大学院からも多くの学生が参加している。過去3年間の参加実績は、2021年度は11名、2022年度は15名、2023年度は8名である。夏季休暇期間中の短期間ではあるが、実務に深く関わることができるため、参加者からは高い評価を得ており、2024年度も同様の形で継続することとしている。

(6) 補習

補習については、実施していない。

なお、補習ではないが、休講に伴う補講については、原則として休講とした当該週の土曜日に実施している。

(7) 特に力を入れている取り組み

履修登録の上限については、履修要項に記載するほか、ガイダンス等でも十分な注意喚起を行うとともに、履修登録を行う際に利用する「C plus」においても上限を上回る登録ができないようシステマ的にもチェックを行っており、学生の過度な履修を防ぐため万全の措置を講じている。

(8) その他

特になし。

2 点検・評価

年次別最高履修単位については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示53号)第7条に即して設定している。また、2年次における履修単位の上限緩和についても対象科目の開講期間が長期休暇期間に設定されていることから、過度な履修や予習・復習の負担を課すものとはなっていない。

以上のことから、各年次における最高履修単位数の上限は、いずれの年次においても学生の自学自修を阻害するものとはなっておらず、本法科大学院の掲げる6つの法曹像にかなった人材を育成するにあたり妥当な水準に設定されている。

3 自己評定

合

4 改善計画

今後も、年次別最高履修単位については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示53号)第7条の趣旨を踏まえつつ、法曹に対する社会の要請や学生の学力水準を加味しながら検討を行っていく。

第6分野 授業

6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

(注)

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

(1) 授業計画・準備

本法科大学院では、教員に対し、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえ、各授業の計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項の提出を求めている。講義要項においては、授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分を明確に区分して記載することで、学生が十分な準備のもと授業に出席できるよう配慮している。講義要項は、「C plus」(授業支援システム)にて公開している。

講義要項の内容については、5-1の1(4)イで述べたように、教員が入稿後にFD委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長によって、また、展開・先端科目群の科目については科目担任者会議の主任及び副主任によって、科目名称と授業内容との整合性・適切性をはじめとする記載内容に係るチェックをし、事前確認を行っている。

さらに、実際の授業進行に際して、変更が生じた際に適切な説明がなされたかどうかについては、授業アンケートを通じて確認している。これらの確認の結果、問題があると判断された場合には、担当教員に対して是正・改善を指示し、適切に対応がなされている。

(2) 教材・参考図書

教材・参考図書については、講義要項に明記するとともに、授業進行に応じて新たなものを追加指示する場合には、授業及び「C plus」を通じて周知している。また、開講後においては、各授業担当者間で調整のうえ、オリジナル教材を作成し、適宜履修者に配付している。

なお、法律基本科目群として開設されている科目のうち必修科目の多くでは、授業期間を通じて使用する教材等を開講前の時期に一括して配付する「事前配付」を行っており、配付された資料をもとに授業開始時から履修者が科目の全体像について把握し、計画的な学修が進められるよう配慮している。

(3) 授業支援システム

授業支援システムとして「C plus」を導入しており、履修登録、講義要項の閲覧、教員から学生への指示伝達、教材配付、レポート提出等が可能となっている。

利用にあたっては、全教員・職員・学生に対して「C plus」のログインID・パスワードを利用マニュアルとともに配付し、必要に応じて教育研究支援担当

にて利用方法のサポートを行っている。

(4) 予習指示等

授業で使用するレジュメ等は、「C plus」でのデータ配付、又は手渡しで学生に配付される。学生は、講義要項に示された各回授業の概要と事前に配付された教材・資料等により、各回において自分が修得しなければならない内容を十分に認識することができる。

予習・復習の指示は、講義要項の授業外の学習活動に示されるとともに、必要に応じて、授業内での指示又は「C plus」を通じて、学生に通知される。また、あらかじめ提出した講義要項の内容を改定する必要がある場合（例えば、重要な法律の改正、判例の変更、指定したテキストの新版が発行された等）には、「C plus」を通じて直ちに学生に周知している。

(5) 到達目標との関係

各科目の授業設計にあたっては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたうえで到達目標を設定し、これに基づいて授業計画等を作成している。

講義要項においては、「科目の目的・到達目標」として、当該科目を履修する意義と、授業の最終段階において学生がどのようなことができるようになる水準をめざすかということについて明示するとともに、「授業の概要」においては、当該科目がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関係でどのような位置づけにあるのかについても示している。

さらに、本法科大学院においては、特定の科目について、期末試験の過去問題と講評を「C plus」と紙媒体にて複数年度分公開している。学生は、この内容を閲覧することによっても当該科目の修得にあたって求められる水準を認識することが可能であり、自律的な自学自修の促進に寄与している。

授業で取り上げるべき事項と自学自修に委ねる部分については、個々の教員が授業設計を行う際に検討し、講義要項の「授業計画」及び「授業外の学修活動」にそれぞれ記載するほか、履修前のガイダンスや授業の際に伝達している。なお、同一科目を複数の教員で担当する場合には、科目責任者が主体となり、授業計画の策定の段階で、科目担当者間で事前の打ち合わせを行い、協議のうえ決定している。

加えて、上記「(2) 教材・参考図書」において述べたように、法律基本科目群のうち必修科目の多くにおいては、授業期間を通じて使用する教材等を開講前の時期に一括して事前配付を行っている。これらの科目においては、授業で取り扱う部分と自学自修に委ねる部分とをあらかじめ峻別した上で教材を作成しており、これを配付することでも自学自修すべき範囲が明確に伝わるものとなっている。

これらの取り組みについては、教務委員会とFD委員会が連携しながら推進している。また、「(1) 授業計画・準備」において記載したとおり、FD委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長が作成後の講義要項について事前確認をすることで検証を行っている。

(6) 特に力を入れている取り組み

講義要項の内容の確認については、特定個人が行うのではなく、FD委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長が、それぞれの委員会において留意すべき事項を踏まえた確認を行う体制とすることで、開設する全ての科目について多角的な観点からのチェックを行っている。また、展開・先端科目群については、分野横断的な科目を多数設置していることから、科目担任者会議の主任及び副主任によるチェックも行うことで、科目内容の適切性や到達目標との関係の妥当性を厳格に確認している。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

授業計画は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて設定されており、講義要項を第三者が事前に確認するという方法で検証を徹底している。

学生に対しては、講義要項等を通じ、各科目における到達目標や自学自修すべき部分が明確に示されるとともに、授業を通じても適切な予習指示等がなされている。特に、法律基本科目の多くにおいては、開講前の段階で年間を通じて使用する教材等を一括して配付する「事前配付」を行っており、教材の内容を通じて自学自修すべき部分を学生が十分認識したうえで、計画的かつ自律的な学修ができるものとなっている。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後の入学者の学力レベルの変動を注視しつつ、教材や予習指示等のあり方について不断の検討を続けていきたい。

具体的には、近年、入学者の学力レベルが変化していることを踏まえ、従前どおりの教材や予習指示でよいのかについて、教務委員会・FD委員会を中心に検討を行っていく。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目ごとの教育内容の適切性

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関し、教育内容をはじめとする科目分野ごとの適切性については、「別紙2」に記載のとおりである。

イ 授業全般の実施状況の適切性

（ア）教育内容

1年次配当の法律基本科目及び2年次配当の法律基本科目においては、同一科目を担当する教員間で授業の進行に合わせて意見交換を随時行い、相互の授業間で説明内容に不均衡がないかなどを確認し合い、最終的な学期末試験の内容や採点基準などの作成を含めて緊密に連絡を取り合っている。

各科目系のうち複数学年にわたって複数の科目を履修する必要があるもの（例えば、法律基本科目の民法、商法、民事訴訟法、刑法等）については、各年度の節目に、その担任教員で構成される会議で意見交換を行い、毎年の学生の現状・レベルについて議論した上で、1年次の授業内容やレベルのあり方、それと連動して2年次の授業内容やレベルのあり方を検討している。

法律基本科目と実務基礎科目、さらに展開・先端科目との関係については、FD研究集会における意見交換で、各科目の授業の現状等について情報の共有を図っている。

また、「4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉」（2）ケで詳しく述べたように、2018年3月より「学修成果分析会」を実施している。

（イ）授業の仕方

1年次配当の法律基本科目においては、法学未修者に条文の意味内容をひととおり理解させるために講義をすることにはなるが、ポイントごとに簡単な事

例を交えて学生に質問を投げかけ、その解答に対して教員からコメントをする
とともに、他の学生の意見も適宜述べさせるようにして、学生の考える機会を確
保するよう努めている。2年次以降に配当された事例分析を中心とする授業に
なると、本格的な双方向の授業を展開することになるが、1つの論点について
なるべく複数の学生に対立する意見を述べさせたいうで、結論の分かれ目とな
るポイントがどこにあるのかを学生に考えさせるように心掛けている。

学生の自学自修に資するため、教材配付は次の2つの形態で行っている。

- ① 法律基本科目のうち、必修科目の大半については、「事前配付」教材とし
て授業期間前に教材配付期間を設け、あらかじめ学生に一括して配付して
いる。これにより、学生は授業の全体像と自学自修すべき部分を明確に把握
したうで、学修に取り組むことが可能となる。
- ② 授業期間中の教材配付については、原則として1週間前までに、授業にお
いて配付するか「C plus」を通じて配付している。これにより、学生は翌
週の授業に向け十分に予習を行うことができ、授業の理解を深めることが
できる。

その他、実務系の科目については、実務家をゲストスピーカーとして招き、実
体験に即した授業を行うことで、学生の理解度の向上及び学修成果の定着を図
っている。

(ウ) 学生の理解度の確認

多くの科目では、授業期間内に1～2回の中間試験・レポートなどを実施し、
個々の学生の授業理解度を確認し、適宜学生への学修指導を行っている。なお、
中間試験の実施にあたっては実施日の調整等を行い、学生に負担がかからない
ように配慮している。中間試験やレポート等を実施した科目の多くは、採点・評
価や添削済み答案を学生に対して速やかに返却しており、教員が学生の理解度
を確認するとともに、学生自身が自己の習熟度を理解することにも役立ってい
る。また、学期末試験については、2022年度後期より全科目において添削済み
答案を学生に返却することを必須とし、制度化している（詳細については、「第
8分野8-3」を参照）。さらに教員は、採点を通じて学生の理解度を確認し、
その採点実感や結果等を講評としてまとめ、学生に公開している。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の学生のフォローアップは、オフィス・アワー制度と実務講師によるフ
ォローアップ演習により実施している。

また、授業を担当する専任教員は、授業実施期間中、オフィス・アワーの予約
を受け付け、授業に関連する質問等に対応している。このオフィス・アワーにつ
いては、「C plus」を通じて周知を図っている。

実務講師によるフォローアップ演習については、1年次（法学未修者）を対象
とする「フォローアップ演習（グループ型）」、2年次及び3年次を対象とする「フ
ォローアップ演習（起案演習型）」を正課外でそれぞれ実施している。フォロー
アップ演習（グループ型）は、法学未修者が法律学の学修を円滑に進めることが
できるよう、授業の進度にあわせて少人数のグループ単位で指導を行うもので
ある。フォローアップ演習（起案演習型）についても、授業の復習になるような
事例を用いた事例問題演習を行うことで、学生の起案能力の養成を図っている。

このように、授業の進行度合いや個々の学生の理解度をきめ細かく把握しながら学修支援を行うことで、法曹に求められる能力・資質の着実な定着を図っている。これらのフォローアップ演習の受講は任意であるが、特にフォローアップ演習（グループ型）は、法学未修者の学修をフォローアップする機会として有効に機能している。

学期末試験については、学生には成績とともに試験の講評を公開してきたが、2022年度後期からは、全科目において添削済み答案を学生に返却することを必須とし、制度化した。必修科目においてはさらに担当教員が受講生に向けて直接学期末試験の解説を行い、採点実感を伝える「講評会」も実施している。

（オ）出席の確認

本法科大学院における学修は、授業に出席して双方向・多方向の授業を受けるプロセスが重要であることに鑑み、出席を重視し、科目の時間総数の3分の1を超えて欠席した場合には、原則として当該科目の成績を「F」評価とするものとしている。（「本法科大学院における授業欠席の取り扱い基準」を定め、2007年度から実施）。これは、履修要項に記載されており、学生にも周知されている。このような厳格な措置を前提として、授業開始第3週の時点で、必修科目について出欠状況の定点調査を実施し、一定回数を欠席している学生については、直接又は「C plus」等を通じて現在の出席状況を通知し、出席を促している。なお、一定の要件に該当する場合（学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症に罹患した場合、裁判員に選出された場合、及び家族等の忌引によりやむを得ず欠席する場合）には、授業への出欠回数において分子・分母の回数から除いて欠席率を算出する措置をしている。

教員が出席確認を適切に行うため、必修科目についてはあらかじめ履修者の座席表を教員に配付して出席状況を目視で確認できるようにしており、あわせて原則として、出席者には授業回ごとに出席確認用の署名用履修者名簿に自署させている。選択科目については、座席指定ではないことから、原則として、出席者に出席確認用の署名用履修者名簿に自署させる方法又は授業回ごとに出席カードを配付して自署させたうえで提出させる方法により、出欠を確認している。

（カ）授業内の特徴的・具体的な工夫

実務基礎科目では、映像教材等を活用して現場のイメージをつかみやすくしている。映像教材等については、オンデマンドでも提供し、学生の学修効果を向上させるのに役立っている。また、下記「第6分野6-2」において詳述するように、実務の現場を体感させるため、法曹のみならず、公務やビジネスにおいて実務に携わっているゲストスピーカーを招聘した授業も多数行われている。

このほか、授業内における特徴的な工夫の事例としては、ICTを活用した遠隔授業が挙げられる。本法科大学院では、地方に所在する大学との連携協力に基づき、ICTを活用して、それぞれの大学が所在する地域特有のテーマを扱った、特色ある授業を実施している。2023年度は、琉球大学・鹿児島大学・静岡大学・信州大学・新潟大学との間で、以下の授業を実施した。

①政策形成と法 [琉球大学に配信]

②地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）（4群特講Ⅰ） [鹿児島大学から配信]

③地域と法Ⅳ（中部地方の法律問題）（4群特講Ⅰ）〔静岡大学・信州大学・新潟大学から配信〕

（キ）対象学年にふさわしい授業の工夫

1年次配当の法学未修者を対象とする科目については、主要な実定法の基本的原理と各条文・制度の基礎知識を修得目的とする科目に加え、選択科目ではあるが「生活紛争と法」のように事案研究の基礎・導入を扱う科目をあわせて配置している。「生活紛争と法」においては、少人数のグループによるワークショップ形式も取り入れながら、基本的原理を扱う科目で学んでいる理論が実際の紛争解決においてどのように活用されているのかを体感させ、事案分析の重要性を入学当初から強く意識させる機会となっている。

2年次以降では、これを基礎にした事案分析能力の向上を図る授業、さらに3年次では、発展的な論点・先端分野も取り入れた総合的な授業を行っている。授業進行にあたっては、担当教員との意見交換を通じて、毎年の学生の現状を考慮しつつ、1年次では発展的すぎる問題を取り上げてはいないか、また、2年次以降に配当された授業における事例分析の材料となる問題が過度に高度なものとなっていないかを毎年度検討しており、その都度必要に応じて教材も改正しており、授業のレベル設定はおおむね適切なものと考えている。

（2）到達目標との関係

「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループが提示した「共通的到達目標（第二次案）」（コア・カリキュラム）を受け、本法科大学院における法律基本科目全体の学修の到達目標を設定すべく教務委員会で統一した方針を策定、議論を重ねた結果、2012年度に法律基本科目について学生が在学中に修得すべき事項を大きく3段階に分けて「中央大学法科大学院到達目標」を作成した。授業ではこの「中央大学法科大学院到達目標」を意識しつつ、授業で十分検討できない事項についても、そこに示された3段階を参考にして自学自修を進めるよう学生に指示している。この3段階とは、大まかに言えば、A（1年次に修得すべき事項）、B（2年次までに修得すれば足りる事項）、C（3年次までに修得すれば足りる事項）であり、授業ではA及びBの事項の大部分は扱うが、Cの事項は必ずしも十分に上げることができないことがあるため、そのような部分は学生の自学自修に期待されることを「C plus」などを通じて周知している。なお、「中央大学法科大学院到達目標」は、その適切性や現実的機能の検証を随時行っており、法改正をふまえて逐次改正している。

授業外で自学自修を支援するための体制としては、実務講師によるフォローアップ（上記「（1）イ（エ）」にて詳述）がある。また、在学生が無料で利用できる株式会社TKC提供のeラーニング演習システム（短答対策及び論文対策のための4種類の演習システム）があり、これにより基礎知識の確認から司法試験過去問演習まで学修できるようになっている。

上記の取り組みについては、教務委員会等で検証を行っている。

（3）特に力を入れている取り組み

学生の学修効果を高めるため、授業内・外それぞれにおいて、さまざまな工夫を行っている。

ア 「生活紛争と法」

「生活紛争と法」の授業の概要については上記「(1)イ(キ)」においても述べたところであるが、グループ単位のワークショップ形式の授業実施にあたっては、担当教員がグループごとに助言・指導を行うなど、きめ細かな指導を行うことで、法学未修者への導入科目という科目設置の目的に照らして極めて有効なものとなっている。この授業に対する学生の満足度も、きわめて高い。

イ 授業外の自学自修に対する支援

上記「(1)イ(エ)」において言及した実務講師によるフォローアップ演習は、本法科大学院が他の大学院に先駆けて設置当初から導入した取り組みであり、在学生のみならず修了生からも高い評価を得ている。これは本法科大学院のOB・OGによる強力なネットワークを活用した取り組みであり、大規模法科大学院でありながら学生ひとりひとりに向き合ったきめ細かな教育・学修支援を行う「ハートフル・メソッド」を体現する取り組みとして注力している。

ウ ICTを活用した遠隔授業

ICTを活用した遠隔授業については、2015年度に文部科学省の先導的大学改革推進委託事業として調査研究を行った「法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究」による成果をもとに、本学の学内競争的資金を活用してさらに調査研究を進め、2017年度から正規科目として「4群特講I@地域と法」を設置・開講した。

本学から連携協力先の地方大学に対しては、東京23区内に所在するという本学の強みを生かし、国の行政機関で活躍されている方をゲストスピーカーとして招き、国家行政の最前線における課題を取り上げる授業である「政策形成と法」を提供している。また、連携協力先の地方大学から本学に対しては、司法過疎や当該地方固有の法律問題を扱う科目として上述した「4群特講I@地域と法」を提供してもらっている。このように、各大学の強み・特色を生かした科目を相互に提供し合うことで、教育課程の充実が図られている。

ICTを活用した遠隔授業の成果については、FD研究集会や全学のFD・SD講演会、機関誌「中央ロー・ジャーナル」において発表し情報を共有することで、組織的かつ安定的な運営に努めている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

授業の実施にあたっては、双方向・多方向型の議論や映像を用いた授業、ゲストスピーカーの招聘等を行うことで、科目の到達目標や教育内容、対象となる学年に応じて適切な方法が採られている。また、出席状況についても厳格な確認を行っている。

その他、特筆すべきは、学修支援において、オフィス・アワー制度に加え、実務講師によるきめ細やかなフォローを行っている点である。1年次必修科目の

授業進度にあわせて少人数のグループ単位で指導を行う「フォローアップ演習（グループ型）」はもとより、選択科目ではあるが、1年次対象の「生活紛争と法」の授業内においても、法学未修者が学修に困難を感じないようにきめ細やかなアドバイスを行っている。この実務講師は主に本法科大学院を修了した若手弁護士から構成されており、日常的な学修相談、キャリア相談等にも応じている。これらのきめ細やかな学修支援は、本法科大学院が特に重視する「豊かな人間性」の涵養にも大きく寄与している。

また、授業における特徴的な工夫としては、地方大学と連携して実施されている、ICTを活用した遠隔授業がある。これらの授業は、本法科大学院が掲げる「公共政策ローヤー」「市民生活密着型ローヤー」の育成に資するものとなっている。

さらに、本法科大学院において学生が在学中に修得すべき事項についても「中央大学法科大学院到達目標」として明確に定めており、本法科大学院の授業体制には特別の問題はないと考えている。今後は、「中央大学法科大学院到達目標」の意義の検証を行うとともに、法科大学院志願者数の増減と連動する形で入学者の学力レベルが大きく変動する恐れもあることから、具体的な入学者の状況を考慮したうえで授業内容を改正する必要性に留意しつつ、不断の改善・向上を図っていききたい。

3 自己評定

A

4 改善計画

授業内容や実施方法については、FD研究集会における好事例の共有等を通じ、今後もさらなる向上・充実に努めていく。また、実務講師の活用による学修支援については、現在の取り組みを継続するとともに、学生・実務講師双方に対するアンケートを通じた意見聴取や、受講した学生の成績調査等を通じて効果の検証を行い、充実に努めていく。

ICTを活用した遠隔授業については安定的な運用に努めるとともに、不断の検証を行い、さらなる充実に努めていく。

他方、「中央大学法科大学院到達目標」については、教務委員会を中心に、その適切性や現実的機能の検証をさらに進めている。入学者の学力レベルの変動には特に注視し、授業内容やフォローアップのあり方について不断の検討を続けていききたい。

6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

(評価基準) 理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

(1) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院は、教育理念の1つとして、「日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行う」ことを掲げ、「実務を批判的に検討し発展させる創造的な思考力を持った法曹を養成する」ことを明らかにしている(詳細については「第1分野1-1」を参照)。高度な法理論と創造的な法律実務を高いレベルで両立させることにより、現代社会に生起する紛争に適切に対応し、社会正義の実現に邁進できる法曹を養成することができるからである。このような理論と実務の架橋は、法科大学院教育の本質であるにとらえ、周知・徹底を図っている。この理念は、カリキュラム、担当教員の配置及び授業実施の各側面において、その達成が目指されている。

(2) 授業での展開

法律基本科目群においては、選択科目ではあるが、1年次配当の科目のうち実務家教員が担当する導入科目である「生活紛争と法」において、日常生活から生じる身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえで導入科目としての役割を担いつつ、同時に法律実務への関心を深める契機を作っている。商法分野では、例えば、教材として株主総会参考資料を配付し、会社法の条文と照合することを通じて、企業実務との関わりを認識できるように工夫している。刑事法系では、教員が判例を素材とした事例問題形式の教材を作成し、捜査・公判立証の実際も取り上げながら、刑事実務との関わりを認識できるよう工夫されている。また、選択科目であるが、「基礎演習」では、民事系について研究者教員と実務家教員のそれぞれが理論的・実務的基礎知識の修得を目標とした授業を展開している。

2年次・3年次配当の法律基本科目(「行政法」、「公法総合Ⅰ～Ⅱ」、「民事法総合Ⅰ～Ⅳ」及び「刑事法総合Ⅰ～Ⅲ」)及び実務基礎科目についても、理論と実務を架橋することを企図した科目である。教材は、主として、判例を中心とした長文の事例と設問であり、市販のテキストを利用する場合にも、教員が補助教材を作成するなど、学生の理解・特性に合わせて工夫を凝らしている。また、2021年度後期からは、2年次に法律基本科目・総合系として事例問題を素材にして起案力を養成する「1群特講A@公法系事案研究」「1群特講A@民事法系事案研究」「1群特講A@刑事法系事案研究」を設置した。

3年次配当科目の「1群特講B@要件事実演習」は、2年次までの理論科目と実務基礎科目での学修を踏まえ、実体法解釈論と要件事実論的事案分析と訴訟法上の主張立証等の規律を有機的に結び付けて文字どおり総合的な検討を行うとともに、実務法曹に必要とされる書面及び口頭での表現能力を培うことも企図する科目であり、司法修習、とりわけ実務修習への架橋を目的としたものである。

実務基礎科目群は、模擬裁判、エクスターンシップ等、理論と実務の架橋を具

現化した科目から構成される科目群である（詳細については、「第6分野6-3」を参照）。

基礎法学・外国法・隣接科目群では、裁判実務のみならず、アジアに根差した外国法の実践を企図した科目、法律領域と会計領域との融合等を強く意識した科目を展開している。

このほか、展開・先端科目群においては、実務家・研究者の共同担当科目を豊富に設置するのみならず、多分野にわたるテーマ演習を設定し、理論的分析の実務における意義ないし重要性を学生が体得できるように配慮している。

（3）理論と実務との架橋を意識した取り組み

展開・先端科目群においては、既存の制度や判例・通説に基づく対応が困難な現代的な問題をどのように解決するか、それぞれのもつ思考プロセスを学生に開示し、実務家教員と研究者教員がそれぞれ連携しつつ、学生に考えさせる授業を実施している（例えば「ジェンダーと法」、「IT社会と法」、「環境法」、「知的財産法Ⅲ」、「4群特講Ⅱ@弁護士業務と税務判断」等）。実務家教員と研究者教員との連携については、オムニバス方式を採る場合もあれば、基礎・応用を分担する場合もある。

また、研究者教員の担当する授業においては、さまざまな分野の実務家をゲストスピーカーとして招く例も少なくない（例えば「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@コーポレート・ファイナンス」、「犯罪被害・犯罪心理と法」等）。

さらに、法科大学院協会が司法研修所の協力を得て実施する研修会に研究者教員を派遣するなど、実務に触れる機会を設けている。

（4）特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、社会における紛争予防に資するため、企業活動や税務の実態と法との関係や国際的な企業活動、とりわけアジア地域におけるビジネスに着目した法のあり方といった分野に着目し、実務を題材に多彩な授業を展開している。具体的な科目として、「3群特講Ⅱ@アジア・ビジネス法」、「3群特講Ⅱ@法と財務諸表の基礎」、「4群特講Ⅱ@コーポレート・ファイナンス」、「4群特講Ⅱ@現代企業取引法」等があり、これらの科目においてはケーススタディや実際の事例を用いた授業、実務に携わるゲストスピーカーの招聘等、理論と法実務、ビジネス実務との架橋を意識した授業が展開されている。

（5）その他

基本7法関連の科目については「科目別学修支援のガイドライン」を作成し、年度初めにオリエンテーションで学生に配付のうえ、説明している。それは、各科目の基礎から応用までステップアップする過程のそれぞれの段階で必要とされる理解度の到達目標を明示することで、どの段階で、理論教育と実務教育のどちらにどの程度の重点を置くか、学生自身が判断できるように大まかな目安を示すものである。すなわち、まず基礎的な知識の修得を重視し、次に判例を中心とした事例分析を重視し、最終的には新しい問題を自力で解決できるだけの実務的対応能力を身につけることといった目標が示されている。この目標に従って、学生は、入学から修了までのプロセスにおいて徐々に進展する「理論と実務の架橋」のどの位置に自分がいるかを、自ら判断できるようになると期待される。

2 点検・評価

理論と実務の架橋については、研究者教員と実務家教員が協議のうえで教材や授業内容を決定しており、また、研究者教員が担当する場合でもそれぞれの教員の工夫により「実務を意識した理論教育」が実践されている。

1年次から3年次まで幅のある法科大学院の教育において、理論教育と実務教育の架橋をどの段階でどの程度目指すべきかについては、一般的なコンセンサスがあるわけではない。この問題についての1つの対応として「科目別学修支援のガイドライン」を作成し、教員間の認識の統一に努めつつ、教育活動を展開している。

本法科大学院においては、理論教育と実務教育の架橋を目指した教育体制が段階的に強化され、質的・量的に見て比較的充実しているものと考えているが、なお不断の改善・向上を続けていく。

3 自己評価

A

4 改善計画

「理論と実務の架橋」という課題は、法科大学院教育の全般に関わるものである。そこで、FD研究集会において、「理論と実務の架橋」を効果的に行っている科目の実態を紹介することで、今後も「理論と実務の架橋」に関する情報の共有とともに、教員の意識の向上を促進していく。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

本法科大学院では、臨床科目として、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法文書作成」、「ローヤリング」及び「模擬裁判」を開設している。法科大学院が法曹養成機関である以上、机上の法律論を修得させるだけではその役割として不十分であり、実務家として要求される実務現場での事実及び規範の発見能力、紛争解決能力、コミュニケーション能力、文書作成能力、情報処理能力等を養成するために設けられたのがこれらの科目である。これらは選択必修科目であり、授業内容は科目相互の補完性を意識して設計されている。

その中で、「エクスターンシップ」及び「リーガル・クリニック」は、法律事務所における実習など実地に赴く授業内容となっているため、受け入れ機関の確保や機密保持の徹底など授業開設にあたって調整すべき事項が多い。エクスターンシップについては、エクスターンシップ運営委員会を実務家教員及び研究家教員で組織して、その運営にあっている。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア 臨床科目の開設状況

2023 年度前期

科目	単位数	開講区分	履修者数	単位修得者数	履修要件等
エクスターンシップ	2	選択必修	24	23(内前期Z評価4名)	3年次以上かつ進級判定科目のGPAが1.8以上
リーガル・クリニック	1		21	21	3年次以上
法文書作成	1		80	80	2年次以上
ローヤリング	1		33	33	2年次以上
模擬裁判(民事)	1		4	4	3年次以上
模擬裁判(刑事)	1		16	16	3年次以上

2023 年度後期

科目	単位数	開講区分	履修者数	単位修得者数	履修要件等
エクスターンシップ	2	選択必修	60	60	進級判定科目のGPAが1.8以上
リーガル・	1		36	36	2年次後期から

クリニック					
法文書作成	1		22	21	2年次以上
ローヤリング	1		13	13	2年次以上
模擬裁判 (民事)	1		17	17	2年次後期から
模擬裁判 (刑事)	1		14	14	2年次後期から

以上のとおり、臨床科目は、法科大学院の趣旨に即した単位数を確保している。また、これらの科目は授業期間中において必修科目が開講されていない8限(18:00～18:50)・9限(19:00～19:50)を中心に複数クラス開講し、また「エクスターンシップ」は夏季又は春季の授業期間外に集中して全国各地の法律事務所等で実施するなど、学生にとって履修しやすいように工夫している。

臨床科目においては、単に実務を見学するにとどまらず、担当教員の適切な指導のもとで学生がこれに積極的に参加している。

臨床科目の特性上、いずれも成績評価は合否のみの判定としている。「エクスターンシップ」では、実施後直ちに学生には詳細な報告書を提出することを求め、派遣先から提出される報告書と併せ、担当教員がこれを厳正に評価し、単位認定を行っている。「リーガル・クリニック」やその他の科目については、担当教員が各回の学生の授業への貢献度を正確に記録し、厳正な単位認定を行っている。

イ 「エクスターンシップ」

本法科大学院の「エクスターンシップ」は、法律事務所、企業法務部など幅広い派遣先を多数確保して実施している。とりわけ法律事務所は、地域では北海道から沖縄まで、業務では国内法務中心の一般事務所から渉外事務所まで、極めて広範かつ多彩な派遣先がリストアップされている。また企業法務部も、本格的な法務部門をもつ多くの有力企業を派遣先としている。官公庁については、これまで中央省庁及び地方自治体への派遣実績がある(ただし、中央省庁が各法科大学院の学生を一括して募集する「霞が関法科大学院生インターンシップ」を行うようになって以降は、中央省庁での研修を希望する学生にはこれを勧めている)。いずれにせよ、学生の希望を尊重した派遣が可能であり、あらかじめ用意されたリスト以外からも、学生が自己開拓した法律事務所への派遣を、一定の条件の下に認めている。派遣期間も原則として2週間であり、2単位科目にふさわしい充実した研修が可能な期間が設定されている。

受け入れ先とは定期的に意見交換の場を設けており、本科目の趣旨について十分な理解を得ている。また、派遣に先立って、機密保持や情報漏洩の防止等を徹底させるため、誓約書の提出はもとより、オリエンテーション期間におけるガイダンスのほか、履修者決定後2回の事前研修会(実施時期:8月派遣の場合、第1回は6月、第2回は8月、2月派遣の場合、第1回は12月、第2回は2月。実施時間:いずれも約50分)を設けるとともに、学生には派遣先を事前訪問して研修内容を打ち合わせたうえ、その報告書を提出するように義務づけている。学生がどの程度事件に関与し得るかについては、当事者との関係で許される範囲で柔軟に対応している。

さらに、学生には、実施後直ちに詳細な報告書を提出することを求め、派遣先から提出される報告書とあわせ、担当教員が評価して厳格かつ適正に単位認定にあたっている。加えて、他の学生の経験に学ぶことも有意義であることから、エクスターンシップ終了後に学生による報告会を実施している。これは、エクスターンシップ運営委員会のもと、学生相互のディスカッションを通じ具体的な活動報告を行うものである。また、上記後期報告会の終了後に、派遣先の担当者と本法科大学院の関係者が一堂に会して検討会を実施し、成果の共有化を図っている（ただし、2023年度は日程上の都合により開催見合わせとなった）。

派遣にあたっては、履修直前学期までの進級判定科目のGPA1.80以上という成績基準を履修条件として設けている。「エクスターンシップ」の学修効果を上げるためにも、また外部に指導を委嘱するという科目の性質からも、一定水準以上の法律基本科目の修得が必要不可欠と考えられること、派遣先との連絡調整などで齟齬をきたさないよう適正規模での運営を意図したことがその理由である。

なお、派遣先から学生のマナーを懸念する指摘があったことから、「エクスターンシップ」の派遣学生を対象としたマナー講習会を、オンデマンド形式にて実施している。

ウ 「リーガル・クリニック」

本法科大学院の「リーガル・クリニック」としては、「市民生活紛争」、「個別労働紛争」、「家事法」、「企業法務の基本的実務」、「知的財産法実務の基礎」、「公益的刑事弁護」、「倒産・事業再生」、「行政訴訟の基礎」など多様な内容を扱う授業が提供されており、それぞれで担当教員による実務の経験を踏まえて工夫を凝らした独自教材を用いて効果的な授業が展開されている。この多様性をもった各授業それぞれが6つの法曹像に対応して開講しており、学生が将来の目標を意識して主体的に授業に参加することを求めている。

「リーガル・クリニック」は、実務の現場に関わるものであり少人数で授業を実施することが望ましい科目のため、各クリニックのクラスごとに定員（平均7人程度）を設け、定員を超えた場合には公平に抽選にて履修者を決定している。さらに、履修登録後、「リーガル・クリニック」を履修するにあたり遵守すべき事項等が記載されている「誓約書」を提出させ、事務課にて内容に不備がないか確認後、「C plus」に履修登録することを徹底している。

授業は1単位50分15週を基本としており、実施状況については、各担当教員から提出されるリーガル・クリニック授業報告書によって確認している。また、それぞれの授業内容については、本法科大学院の紀要「中央ロー・ジャーナル」において授業実践報告として掲載し、授業内容を可視化し、研究者教員を含めた全専任教員の評価を得たうえで、さらなる授業の充実・進化に努めてきた。また、法化社会が進展する中で、法曹実務の有り様は多様化・高度化しており、これに対応できるように、授業設計や授業方法・教材の開発を進めている。

なお、学生には報告書等の提出を義務づけている。

エ 「ローヤリング」

「ローヤリング」については、担当教員と実務講師（実務経験10数年から数年の本法科大学院出身の若手弁護士）が、実際の事件を素材とした事例を共同作

成し、これに基づいて実施される法律相談及び訴訟上の和解のロールプレイ 3 回と、その結果の検討を中心に授業が行われている。

ロールプレイの際、弁護士役は学生が、当事者（相談者）役は実務講師が担当している。実務講師はロールプレイ後に行われる検討の場にも加わり、教員とともに学生が行う問題点の分析に関与している。

担当教員と実務講師とは、教材を踏まえ、あらかじめ授業進行について検討及び打ち合わせの機会をもっている。

オ 「模擬裁判（民事）」

「模擬裁判（民事）」については、実務家教員と研究者教員の共同担当で教員 2 名と実務講師（弁護士） 3 名の合計 5 名の教員スタッフと、定員 15 名程度の学生とで、専用の法廷教室において授業が行われている。

授業内容としては、あらかじめ授業担当者会議で、策定した授業行程表に従って、実務家教員と研究者教員が共同で作成したオリジナルの統一教材を用いて授業が展開されている。その内容の柱をなしているのは、リーガルライティングとロールプレイである。リーガルライティングは、訴状起案・答弁書起案・判決起案などであり、ロールプレイとしては、第 1 回口頭弁論手続・弁論準備手続・本人尋問手続・判決言渡手続の各場面を実務講師の指導の下で学生が担当している。

カ 「模擬裁判（刑事）」

「模擬裁判（刑事）」については、担当教員 1 名と実務講師（弁護士） 3 名のスタッフと、定員 20 名程度の学生とで、専用法廷教室において授業が展開されている。授業の進行は、あらかじめ授業担当者会議で策定した授業工程表に従って展開される。

授業内容は法務総合研究所作成の教材を使用し、学生に裁判官、検察官、弁護人のいずれかの役割を担当させて、冒頭手続（公判前整理手続は任意）から判決宣告までを模擬法廷で実際の裁判と同じような手順を進めていく。担当した役割に応じて、訴訟指揮、証人尋問、被告人質問を行わせ、論告、弁論、判決を起案させている。授業を進めるうちに、刑事裁判手続が理解できるよう工夫をしている。

（3）特に力を入れている取り組み

現在、実務家教員と研究者教員の共同授業は、「リーガル・クリニック@倒産・事業再生」、「模擬裁判（民事）」で実施している。

今後は、実務家教員と研究家教員とが連携・共同で授業担当する科目をさらに拡大・深耕することによって、「理論と実務の架橋」の強化を企画・推進する。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

「エクスターンシップ」においては、多くの幅広い派遣先が確保され、履修を希望する学生全員を派遣することができている。また、「リーガル・クリニック」

において、多様な法的紛争・問題類型（家事・相続、企業法務、公益的刑事弁護、個別労働紛争、知的財産紛争、行政事件、倒産事業再生）に即した実習が可能であることは、学生の希望を最大限実現できることは本法科大学院の大きな長所であり、学生の参加意欲も極めて高い。「リーガル・クリニック」の担当教員のほか、「エクスターンシップ」の派遣先からも、学生の熱心な取り組みが高く評価されており、質的・量的に非常に充実している。

一方で、臨床科目については、これまで一貫して充実に努めてきたことから、本法科大学院開設当初と比較して科目運営に関わる担当教員が増加している。このことは、学生への教育機会の提供や多彩な教育内容の展開といった観点では長所といえるが、担当教員間のネットワーク作りや、それによる教育内容の共有促進といった点についてはさらなる努力が必要であると考えている。また、理論教育と実務教育の架橋という観点からの研究者教員と実務家教員との連携のさらなる拡大も重要である。

3 自己評定

A

4 改善計画

理論と実務の架橋、とりわけ臨床科目については、本法科大学院の特徴のひとつである本学出身の法曹ネットワークの協力も得ながら今後もさらなる充実に努めていきたい。

担当教員間のネットワークづくりや研究者教員と実務家教員とのさらなる連携については、認識共有のため、理論と実務の架橋をどのように実践しているかということについて「見える化」できるような発信を行うことで担当者の意識を醸成するとともに、教務委員会や科目担任者会議において、ネットワークづくりに向けた具体的な方策について検討を進めていく。そのうえで、将来的には各科目における新たな教材開発についても検討を行っていきたい。

6-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 国際性の涵養

本法科大学院では、国際的な視野をもって活躍できる法曹の養成も本法科大学院の重要な使命の1つと考え、「涉外・国際法ローヤー」を6つの法曹像の1つとして掲げている。具体的な施策としては、涉外・国際法ローヤー向け科目履修モデルの提示、外国法科目だけでなく、展開・先端科目においても多岐にわたる選択科目を設置し、国際性の涵養に資するカリキュラムを充実し、寄付講座を含む課外科目を展開している。

国際系の科目の設置状況としては、基礎法学・外国法・隣接科目群に英米法・ヨーロッパ法・アジア法に係る個別外国法科目及び比較法学関連科目を設置しているほか、同群及び展開・先端科目群に次のような科目を設置している。

ア 国際関係法（公法系）

「国際法Ⅰ（基礎）」（2単位）及び「国際法Ⅱ（応用）」（2単位）を設けて国際公法に関する確実な理解を深め、併せて「国際人権法」（2単位）、「国際経済法」（2単位）を展開している。

イ 国際関係法（私法系）

「国際私法Ⅰ」（2単位）及び「国際私法Ⅱ」（2単位）を置くとともに、「国際取引法」（2単位）を設置することで、「涉外・国際法ローヤー」の養成に対応したカリキュラムとしている。

ウ 「Study Abroad Program」

この科目は、正規科目として設置されている海外研修プログラムである。

2019年度までは、「Study Abroad ProgramⅠ（香港プログラム）」（1単位）と「Study Abroad ProgramⅡ（メルボルンプログラム）」（2単位）を開講し、いずれのプログラムも毎年2月に海外研修先大学（香港大学及びメルボルン大学）の著名な教員から直接英語での講義を受けるとともに、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶほか、英語による法律プレゼンテーションを行うなど、実践的内容も含むよう工夫した。2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により休講が続いていたが、2023年度は「Study Abroad Program@英国プログラム」を開講した。このプログラムでは、英国のダーラム大学ロースクール内に設置されている国際紛争解決研究所を主要な舞台に、英米法及び国際紛争解決というコンテンツを中心として、イギリス法、法律英語、イギリス法文化、法律家としての考え方・行動様式・倫理などを学ぶことを目標としている。

エ 「Foreign Law Seminar」

「Foreign Law Seminar」は、外国法の特定のテーマを学ぶ科目である。当該外国法を母法とする外国人教員もしくは当該特定テーマについて深い知見を有

する日本人教員が担当している。

2023年度は3つのテーマが開講しており、各学期末試験後の集中講義期間中に駿河台キャンパスにおいて対面授業形式で実施した。2024年度は、夏季集中講義期間中に「Foreign Law Seminar@アメリカ著作権法」、後期に「Foreign Law Seminar@欧州知的財産法概論」を開講することになっている。

次に、課外活動プログラムについては、例年、以下のとおり実施している。

ア ポストンプログラム

アメリカ合衆国ボストン大学法科大学院（又は同大学 Center for English Language and Orientation Program）から専任教員を招聘し、本法科大学院学生を主たる対象とする課外サマースクール「ポストンプログラム」を実施している。授業中の言語を英語とする本プログラムでは、正規科目である Study Abroad Program への参加を希望する学生への参加を呼びかけているほか、課外科目であることを活用して、国際的に活躍できる法曹となることを希望する法学部学生や修了生、さらには若手の実務家にも参加を認めている。

2023年度は、ボストン大学法科大学院 Stephen M. Donweber 教授による“Introduction to American Law and Legal English”を8月7日～11日の5日間合計15時間実施した。なお、このプログラムは、ウエストロー・ジャパン株式会社の寄付講座として運営し、参加費を無料とすることで参加者の負担を軽減することとなっている。

イ Introduction to Japanese Law in English

本法科大学院の関連組織たる学校法人中央大学ロースクール・アカデミーの主催により、国際サマースクール“Introduction to Japanese Law in English (IJLE)”を開講している。これは、本法科大学院の専任教員（一部学部教員等を含む。）が、主として海外の法学生を対象として英語による日本法入門を教授するとともに、法廷傍聴や法律事務所訪問等を行う5日間の集中講座であり、上記のポストンプログラムと並行して開講している。

本法科大学院学生にも開放しているほか、上記ポストンプログラムのサマープログラムをこれに連動させ、本法科大学院学生が海外の法学生と共同学修し、交流できる機会を設けている。2023年度においては、キャンパス外活動である法廷傍聴等に本法科大学院学生の参加を認めたほか、複数回の懇親・懇談の機会を設けた。

ウ 日本比較法研究所の講演会等

学校法人中央大学が設置する日本比較法研究所が主催する外国人研究者の講演会等を駿河台キャンパスで開催することを積極的に推し進め、本法科大学院学生が研究者や実務家とともに、外国法・比較法への知見を高める機会を提供している。

エ 外国法情報調査講座

ウエストロー・ジャパン株式会社の寄付講座として、同社及びウエストロー社

のデータベースを活用した法情報調査講座を課外・公開講座として開講しており、アメリカ法を中心とする英米法情報調査について、本法科大学院学生及び実務家がともに学ぶ機会となっている。

(2) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、国際的な視野をもって活躍できる法曹の養成も本法科大学院の重要な使命の1つと考え、「涉外・国際法ローヤー」を6つの法曹像の1つとして掲げており、上述のとおり、基礎法学・外国法・隣接科目群に英米法・ヨーロッパ法・アジア法に係る個別外国法科目及び比較法学関連科目を設置し、展開・先端科目群に国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）、「Study Abroad Program」、「Foreign Law Seminar」を配置していることに加え、課外活動プログラムも例年実施している。

(3) その他

ウエストロー・ジャパン株式会社との協定に基づき、本法科大学院における国際性の涵養に資する課外講座を同社寄付講座とし、積極的にこれを展開している。

2 点検・評価

本法科大学院では、国際的な視野をもって活躍できる法曹養成を本法科大学院の重要な使命と考え、これに資する多様な施策を展開しているが、これらは文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の「優れた取組」における認定（2016年度）、平成28年度私立大学研究ブランディング事業における選定、あるいは、企業の寄付講座指定を受けるなど、外部からも高い評価を得ている。正規科目と正課外科目の連携、正規科目内でも基礎法学・外国法・隣接科目群科目と展開・先端科目群科目の連携、本法科大学院教員と海外パートナーとの連携を核とする諸施策は、本法科大学院ならではの国際性の涵養に係る重要な取り組みであると評価することができる。

他方で、日本法の実務に係る高度専門職業人としての教育を担う法科大学院段階において、国際性の涵養をどのように行うべきかについては、社会のリーガル・サービスに対するニーズや学生の基礎的資質の変化等を踏まえて、不断の検討と改革を行うことが求められている。とりわけグローバル化が進展する現代社会において、「涉外・国際法ローヤー」以外の法曹像を描いて学修する学生においても、国際性の涵養は当然に必要なが、そのための教育プログラムをどのように拡充するかが課題である。本法科大学院では、基礎法学・外国法・隣接科目群科目についての必要修得単位数の4単位の中で、外国法や比較法を学ぶ機会を確保する施策を採用しているが、こうした科目履修を契機とする、さらなる国際性の涵養が今後の重要な課題である。

3 自己評価

A

4 改善計画

現状においては、「涉外・国際法ローヤー」を目指す者など、積極的に国際性

を涵養したいと考える学生が利活用できる環境は一定程度整備されているが、それ以外の法曹像を描いている者を含む全ての学生が、いわば日常的な学びの中で国際性を涵養する環境については、引き続き改善の余地がある。

そこで、前者については、外国語のみで完結する授業の設置（課外科目の正規科目化を含む。）等を検討し、2019年度以降、科目の新設を行っている。

後者については、さらに今後予定される基礎法学・外国法・隣接科目群科目及び展開・先端科目群科目の整備において日本法に関する学修の中で国際性を涵養する施策に取り組み、また、実務と連動した国際的要素を含む課外活動の拡充等を検討する。

第7分野 学習環境及び人的支援体制 7-1 学生数 (1) 〈クラス人数〉

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

(注)

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人以下であること(ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない)、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることはないように適切な努力がなされていることをいう。なお、50人以下か否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

1 現状

(1) 1つの授業を同時に受講する学生数(人数にカウントされる人、されない人の区別も含む)

開講科目ごとの履修者数については、開講科目履修申請結果のとおりである。

(2) 適切な人数となるための努力

法律基本科目の授業は、40名程度を標準とするクラス編成としており、2017年度は、1年次(法学未修者)に2クラス、2年次に5クラス、3年次に5クラスが設置されており、いずれも40名程度以内であった。しかしながら、2018年度以降は、法学未修入学者が減少したことを受け、適切な履修者数を確保するため、1年次(法学未修者)は1クラス(30人程度)にすることとし、2年次(法学既修者及び1年次からの進級者)も4クラス(25人程度)とすることとした。

また、選択必修科目である「基礎演習」(推奨人数原則15名以内、最大30名まで)、「テーマ演習」(推奨人数10~15名程度、最大30名まで)においても、科目の性質・特殊性や少人数教育によって教育効果が高まるため、履修者数の上限が推奨人数の範囲に収まるようにしている。具体的には、「基礎演習」及び「テーマ演習」については推奨人数を超えないよう、第1回授業前に担当教員への依頼文で促すとともに、確定した履修者登録用名簿について、事務担当者が最大人数を超えて登録されていないことを点検しており、これまで最大人数を超えたことはない。

(3) 特に力を入れている取り組み

クラスの人数については、双方向・多方向の授業の実効性を確保するために、未修クラスを1クラス(30人程度)、既修クラス(未修1年次からの進級者を含む)を4クラス(25人程度)としている。

また、必修科目以外の科目においても、履修人数の経年データをもとに、開講授業数を増減させるなど、履修者が特定の科目に集中しないよう時間割のうえでバランスをとり、学修効果を損なわないようにしている。

(4) その他

1年次から2年次への進級時のクラス分け（A～Dの4クラスに振り分ける）においては、クラスによって成績及び人数に偏りが発生しないよう配慮している。

2 点検・評価

必修科目及び演習科目においては、適切な規模が維持されている。また、これら以外の科目についても、おおむね適切な規模が維持されている。さらに、適切な規模が維持されるよう、振り分けに考慮した方策が適宜とられている。その他の取り組みとしても、経年データをもとにして、開講コマ数や時間割を工夫するなど十分な取り組みがされている。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生数の減少に伴い、学修効果をあげるための適正なクラス数を検討し、2019年度より2年次以降のクラスを5クラスから4クラスとした。今後も引き続き授業科目を設置する学期、クラス数を調整し、適切な規模を超えないよう対応していく。

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

1 現状

（1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率 (B/A×100)
2020年度	200人	86人	43.0%
2021年度	200人	99人	49.5%
2022年度	200人	132人	66.0%
2023年度	200人	124人	62.0%
2024年度	200人	148人	74.0%
平均	200人	117.8人	58.9%

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- 3 「定員充足率」については、小数点以下第2位を四捨五入した数値。

入学定員及び入学者数は、上の表のとおりである。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

入学定員を大幅に上回る入学者の受け入れとならないよう、入学者選抜においては、正規合格者を発表すると同時に、不合格者のうち総合点の上位から一定数を追加合格候補者とし、追加合格が必要な場合には、入学手続状況に応じて、追加合格候補者の上位ゾーンから順次に区分されたゾーンごとに追加合格者を出すこととしている。

なお、入学者選抜における合格者数を的確に判断するため、経年データに基づき、適切に判断している。また、入学手続者を対象とした入学前説明会の出欠状況及び進路アンケートの内容に基づき、入学者数の予測及び追加合格の必要有無について、入試・広報委員会において慎重に判断している。

既修・未修別の入学定員に対する入学者数比率については、2020年度は既修：0.45、未修：0.36、2021年度は既修：0.45、未修：0.65、2022年度は既修：0.69、未修：0.59、2023年度は既修：0.65、未修：0.52、2024年度は既修：0.80、未

修 0.56 となっている。入学定員充足率について、近年は改善傾向が継続しているものの、安定的かつ質の高い入学者確保に向けて、入試・広報委員会を中心に、入学者選抜の検証及び改善方策を講じていく必要がある。

本法科大学院としては、2018 年度入学生以降、「量から質」へ転換する方針を採ったところであり、その効果が現れるまでは量的側面における安定的な確保という点で厳しい状況が継続している。2022 年度入学者選抜より、5 年一貫教育制度に基づいた入試制度（5 年一貫型選抜及び開放型選抜）を新設しており、合わせて入学定員の 45%の募集人数を設定していることから、入試・広報委員会を中心に、新入試制度を前面に出した学生募集広報を効率的かつ効果的に行うことで、法科大学院の求める質的水準にある学生の安定的な確保に努めている。

一方、法科大学院に求められる多様性の観点において、入学者全体に占める「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は、過去 5 年間（2020 年度～2024 年度入学者選抜）で平均 19.4%（とりわけ未修入学者については 35.6%）となっており、一定程度以上の多様性が確保されている状況にある。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

入学者数は、過去 5 年間の平均で入学定員の 58.9%となっており、入学定員を上回る状況となっていない。また、入学定員を大幅に上回る入学者の受け入れとならないよう、入学手続状況等を勘案しながら、必要に応じて段階的に追加合格者を発表する等、適正な入学者数の確保に努めている（。その他、入学前説明会での出欠状況等から入学者数の予測を行う等の工夫もしている。

3 自己評定

合

4 改善計画

本法科大学院における教育の質をさらに向上させるため、2018 年度に入学定員を 240 名から 200 名へ変更した。その後、本法科大学院の運営にとって適切な入学定員及び収容定員について、将来構想検討委員会および教授会において慎重に検討を行った結果、1 学年あたり 160 名の入学定員が適切であると判断し、2025 年度入学生より適用するための手続を行うこととした。これを受けて、2024 年 3 月に文部科学省に対して、収容定員を 600 名から 480 名（入学定員を 200 名から 160 名）に減員する旨の申請を行った。今後も引き続き、入学定員と入学者数とのバランスの適正化に努めていく。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員（A）	在籍者数（B）	定員充足率 (B/A×100)
2020年度	600人	234人	39.0%
2021年度	600人	216人	36.0%
2022年度	600人	250人	41.7%
2023年度	600人	292人	48.7%
2024年度	600人	309人	51.5%
平均	600人	260.2人	43.4%

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数（未修）	在籍者数（既修）	合計
1年次	38人		38人
2年次	27人	156人	183人
3年次	10人	78人	88人
合計	75人	234人	309人

- 〔注〕
- 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。
 - 2 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。
 - 3 上期に評価を実施する場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、おって追加でご提出ください。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

在籍者数は、収容定員を上回っていない。

（3）特に力を入れている取り組み

教務委員会において、進級判定制度との関連で、要件を変更する際に原級留置者数のシミュレーションを行い、在籍者数が収容定員を上回らないようにしている。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

過去3年度の在籍者数は収容定員を上回ってはならず、定員充足率は常に110%以内である。大幅に上回らないように、進級制度とのバランスを考慮した運用を行っている。

3 自己評定 合

4 改善計画

現在のところ、在籍者数が収容定員を大幅に上回ることはなっていない。現行の1年次から2年次への進級判定制度に加え、2014年度から実施された2年次から3年次への進級判定制度の導入に伴い、収容人数を上回る在籍者が生じないよう、教務委員会を通じて分析及び検討を毎年度厳格に行っており、今後も継続していく。また、法科大学院設立期とは異なり法曹志願者の減少に伴い法科大学院入学者が減少している現状を踏まえ、法曹養成に資する学生の確保に向けた適正な定員数の設定に向け、2024年3月に文部科学省に対して、収容定員を600名から480名（入学定員を200名から160名）に減員する旨の申請を行った。

7-4 施設・設備 (1) 〈施設・設備の確保・整備〉

(評価基準) 教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

(1) 施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

2015年に策定され2021年に中間見直しを経て現在に至る中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」には、キャンパス整備計画の一環として、本法科大学院を含む専門職大学院が2023年4月竣工の新キャンパスへ移転すること、また、同時期に法学部が多摩キャンパスから茗荷谷キャンパスへ移転することが、本学の中長期事業計画の大きな柱となっていた。これにより法学部と本法科大学院との5年一貫教育が一層促進されるとともに、同じ新キャンパスに移転した戦略経営研究科(ビジネススクール)との連携により、法曹リカレント教育を含む高度専門職業人養成の拠点にすることを旨とする事となった。

本法科大学院では、上記事業計画をもとに2023年4月から駿河台キャンパスにて教育研究活動を開始した。

駿河台キャンパスは、専門職大学院設置基準に基づき、本法科大学院における高度な教育水準と環境を確保するために、次の教室等を設置している。

① 教室、ゼミ室とその設備

施設	収容人員	面積	教室数	備考
大教室	268人	308.30 m ²	1	
模擬法廷	32人	149.05 m ²	1	
中教室	51~106人	84.97 m ² ~150.17 m ²	11	双方向・対面教室
小教室	15~27人	35.46 m ² ~38.40 m ²	5	
ゼミ室	4~10人	12.43 m ² ~18.49 m ²	14	

② 学生自習室

法科大学院における学生の自習施設は、授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うためにきわめて重要であることから、本法科大学院では、従来から学生自習室をはじめとする自習施設の環境整備に努めている。

駿河台キャンパスにおいては、学生1人に一席の固定席を自習席として確保している。

施設	面積	設備	席数
学生自習室A	73.79 m ²	学生専用自習席(キャレル型)設置。 各キャレルに情報コンセント敷設。	42
学生自習室B	92.71 m ²		51
学生自習室C	193.68 m ²		108

学生自習室D	107.09 m ²		53
学生自習室E	137.2 m ²		77
学生自習室F	161.18 m ²		88
学生自習室G	101.65 m ²		60
合計			479

③ 教員研究室

専任教員研究室は49室、兼任教員や非常勤教員については講師合同控スペース1室が確保されている。

また、専任教員の個人研究室がある16階には研究室受付を設け、教材作成用のPC、スキャナ、コピー機を配置しており、専任教員の利用が可能である。また、必要な場合には研究室受付のスタッフに資料検索等のサポートを依頼することができ、さらに近刊の雑誌類も配架されているため、教材作成にあたって極めて有益な環境である。なお、学習指導については、キャンパス内に複数存在する会議室及び各階に適宜配置されている談話コーナー等を利用して行うことが可能である。

④ 情報処理環境

駿河台キャンパスでは、学生個人のPCをキャンパス内に持ち込んで使用するBYOD方式を採用している。キャンパス内では、プリンタ環境などを利用することが可能である。また個人PCを所有していない学生には、駿河台ITサポートデスクにおいて合計40台の館内貸出用ノートPCを準備している。

キャンパス内の各所に無線LANのアクセスポイントが設置され、キャンパスのほとんどのエリアで利用可能である。

PC設置場所	設置状況	PCの台数
図書室（12階）	閲覧席一部にデスクトップPCを設置	4
ITサポートデスク	館内貸出用ノートPCを保管	40
合計		44

⑤ C plus（授業支援システム）

履修登録、講義要項の閲覧、教員から学生への指示伝達、教材配付、レポート提出等をオンライン上で行うことができるネットワークシステムとして、「C plus」を導入している。この利用にあたり、全教員・職員・学生に対して「C plus」のログインID・パスワードを利用マニュアルとともに配付し、必要に応じて教育研究支援担当にて利用方法のサポートを行っている。

⑥ その他の設備等

キャンパスにおけるその他の設備の概要は、以下のとおりである。

a ロッカー

学生用ロッカーは、在学中に個人専用として1人につき貸与され、7・9階の自習室があるフロアに設置されている。

b コピー機及びプリンタ

学生が使用できるコピー機は、オンデマンドプリンタ/図書室プリンタ/コピーカード・コイン対応複合機の3種類が存在する。

オンデマンドプリンタは、7～11階のラウンジや通路、12階プリンタ室に合計20台設置されている。オンデマンドプリンタに関しては、一部の機能を除き、印刷枚数に上限はなく、学修に必要な資料を出力できる環境を整備している。

また、12階の専門職大学院図書室には、図書室プリンタ4台とコピーカード・コイン対応複合機2台を設置している。コピーカード・コイン対応複合機を利用するための複写補助として、各年度に学生1人あたり800枚印刷可能なコピーカードを配付している。

コピー機及びプリンタは、12階専門職大学院図書室にあるものを除き、新キャンパスの開館時間内であれば自由に利用することができる。

⑦施設・設備等の利用可能時間

各施設・設備等の利用可能時間については、ゼミ室は平日10時から20時、自習室を含むその他の施設・設備については、年末年始の一時期を除き、土・日・祝日を含む8時から24時まで利用可能とし、防犯カメラによる安全管理も行うなどの配慮をしている。また、貸出用PCは法科大学院事務課の窓口開室時間（平日9時50分から18時）の間、使用を可能としている。

イ 障がいを持つ学生（139頁を参照）への配慮

キャンパスにおいては、来校しやすいように車いす対応駐車場やエントランス部にはインターホンを設置している。また、建物での措置だけでなく補助・介助を行うことで、円滑な入構を促す仕組みが整備されている。キャンパス内に設置されている4基全てが車いす対応のエレベーターであるほか、全ての居室へ車いすでアクセスができるよう、通常の幅員以上の通路幅を有するなど、バリアフリーに配慮した環境が整備されている。さらに、全てのトイレ設置階に多目的トイレを併設しているほか、階段の上下にも点字ブロックを設置している。

（2）問題点及び改善状況

駿河台キャンパス移転により、教室等の施設については刷新が図られたものの、従前のキャンパスと比較するとスペースが限られていることから、学生が学修の合間に休憩をとることができる共有スペースや自主的な勉強会において使用可能な教室が不足している点などが課題である。これらへの対応として、キャンパス内の空き空間の活用、戦略経営研究科との協議による教室の共用など、適宜対応を行っている状況である。

（3）特に力を入れている取り組み

本法科大学院においては、学修教育環境のさらなる充実を目指し、オピニオン・アンケートを前期、後期ともに各1回実施している。オピニオン・アンケートには、教室や自習室、施設等について、学生が期待・要望・提案を記入することができる。オピニオン・アンケートは、研究科長、研究科長補佐及び法科大学院事務課職員が内容を確認している。このうち、学生サービスに直結するような

要望については迅速に対応し、学生の声を適切に反映するようにしている。

また、研究室受付については、教材作成をはじめ、教員の教育活動の推進にあたりきわめて重要かつ必要不可欠な環境であり、その整備に努めている。

(4) その他

法科大学院の研究室に関する事項を取り扱う常設委員会として、研究室委員会を設け、教員の良好な研究環境を維持するための検討を行っている。

また、学生が十分な学修ができるように、研究科長、研究科長補佐及び法科大学院事務課を中心に、就学環境に関する個別の相談に応じる等、学生のサポート体制を整え、学生が安全に集中して学修できる環境を堅持している。

2 点検・評価

本法科大学院における、教室・ゼミ室・模擬法廷教室・教員研究室等の施設及び無線LAN・コピー機・プリンタ・学生用ロッカー・貸出用PC等の設備については、合理的に必要な数量や広さが確保されており、実施される教育の効果向上に向け、適切な環境が整備されている。また、障がいを持つ学生が入学した場合においても、当該学生のニーズに応じた適切な措置が講じられており、入学者選抜要項でも周知を図っている。

3 自己評定

A

4 改善計画

半期に1度のオピニオン・アンケートで毎回、学生自習室や共用自習室について学生から意見が出ていたことから、自習室に特化したアンケートを別途、2018年度に一度行っている。

教職員には、施設の故障等が判明した場合には、直ちに法科大学院事務課窓口まで連絡する旨を周知し、駿河台キャンパス庶務課又は管財課と密に連絡を取りながら、迅速に修繕するよう努めている。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

ア 図書室の環境整備

駿河台キャンパスは、専門職大学院である法務研究科及び戦略経営研究科の双方が使用するキャンパスであることから、法学のみならず経済・経営に関わる専門図書・雑誌を中心に収集し、両研究科の学修・教育・研究支援を行うことを目的とした専門職大学院図書室が設置されている。図書室機能はワンフロアに集約され、授業期間を通じて利用が可能である（月曜日から土曜日は 9:00～22:00、日曜日は 9:00～20:00 に開室）。

専門職大学院図書室においては、学生数や蔵書構成、貸出実績を勘案した上で図書の貸出期間を 30 日間に設定し、学修の実態に即した図書利用を可能としている。また、学修に必須の基本書・参考図書・主要シリーズ等を開架書架に集中配置し、法科大学院を含む専門職大学院所属の学生の学修に特化した書架・閲覧スペースの構築に努めている。また、これまで同様に、司書が配置され、図書館利用ガイダンスや各種データベース講習会を実施し、学生及び教員の図書資料のリーサーチやリーガル・リーサーチに関する相談等に応じるなど、法務研究科の主題に合わせた専門的な図書館サービスを行い、教育・研究・学修を側面から強力に支援する体制が整えられている。

イ 図書資料等の整備

図書資料の整備については、本法科大学院の学生の学修の充実を最優先事項とし、①講義要項に記載の教科書、参考書については全て配架する、②①とあわせ、授業担当教員が推薦する図書を優先的に配架する、③学修の充実に有用であり、図書委員会が必要と判断した図書を配架するという 3 つの点を重視している。特に、①②に該当する授業・学修に密接な図書については、3 冊以上所蔵することとしている。

さらに、豊かな人間性の涵養に向け、専門職大学院図書室に勤務する司書の選書による法律専門書以外の図書の配架も充実させるとともに、法科大学院の学生として知っておくべき最新の時事情報を新聞のクリッピングを通してタイムリーに提供する等の特徴的な取り組みを行っている。

2024 年 5 月 1 日現在における専門職大学院図書室の蔵書数は、図書約 68,000 冊、雑誌約 650 タイトルで、総計約 60,000 冊（未製本雑誌の冊数は除く）となっている。このほか、本学他キャンパス図書館が所蔵する資料が利用可能であり、配送体制の高速化を図るとともに、茗荷谷キャンパス内の法学部図書館との連携も強化しているほか、後述するオンライン・リソースを含め、専門職大学院での学修活動を幅広くカバーできる体制を整えている。

法学関係データベースについては、オンライン及びオフラインのものを含め、判例・法令データベース、雑誌全文データベースなど 50 種類程度を導入してお

り、このうち約17種類は、キャンパス外からもインターネットを通じて利用できるよう整備し、充実を図っている。データベースの利用にあたっては、図書館全体の「データベースリスト」とは別に、専門職大学院図書室が、情報をアップデートして、新たに「法情報データベースガイド」と名称を変更したうえで、専門的なデータベース情報の提供を行っている。

専門職大学院図書室の運営にあたっては、教授会のもとに図書委員会を組織し、新刊図書の収集、利用頻度調査による複本の整備、利用規則の改善などを専門職大学院図書室の担当職員（図書館都心キャンパス事務室所属）と連携して行っている。また、専門職大学院図書室の担当職員が、法科大学院事務課の協力を得ながら新刊図書の選書リストの作成を行い、選書・配架の充実と促進を図っている。

最後に、コロナ禍を契機として、学内外からのインターネットによる学修を容易にする環境を構築した。具体的には、①法情報データベース、電子ジャーナル、電子書籍などオンライン・リソースの学外利用を始めとする利用の拡大、②図書館HPを通じた「自宅から利用できる図書館サービスの案内」等の情報発信、③郵送貸出・郵送複写サービスを通じた図書館所蔵資料の提供を行った。その中で、学外利用ができるこれらサービス等について、適宜電子版の利用案内等を作成し、配信した。さらに、講義要項掲載資料の電子書籍の購入をはじめとする法律書等の電子書籍の購入も大幅に拡大した。また、法律関係の電子ジャーナルの購入件数も増加させた。

ウ 学生の自習に供する情報環境の整備

専門職大学院図書室には、デスクトップPCを4台配置し、蔵書検索やデータベース利用を可能とするとともに、キャンパス内の無線LANの環境を前提に、BYOD方式による図書室内での学生個人のPC利用が可能である。

(2) 問題点及び改善状況

特になし。

(3) 特に力を入れている取り組み

必要な書籍及びデータベースについては、常に最新のものを整備している。また、専門職大学院図書室では、『L・L 便り』として、法令・判例をはじめとする法情報や図書館関連情報を年5回程度配信し、最新の法令情報や裁判情報、新刊情報等を発信している。『L・L 便り』は、パスファインダー形式を用いることで最新情報の提供を行っており、学生は最新号刊行のつど、「C plus」を通じて閲覧することが可能なため、自学自修にあたり有益なものとなっている。

その他、専門職大学院図書室では、過去に発行された資料や外国文献などを収集し、学生及び教員の利便を図っている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

教育及び学修の上で必要な図書・情報源及びその利用環境は、十分に整備され

ている。

まず、必要な情報へ学生及び教員が適時容易にアクセスできる蔵書スペース及び閲覧席が十分整備されており、利用や資料検索にあたり支援を受けることができる。データベースの利用にあたっては、学生が最新の情報に容易にアクセスできるよう、充実した情報提供に努めている。

次に、蔵書の充実については、カリキュラムの年次進行と学生数に合わせた蔵書充実計画を着実に遂行するとともに、他のキャンパスの豊富な図書資料も利用可能な体制を設けている。

さらに、情報環境の整備が行き届き、利用できるデータベースの量と質が確保されていることに加え、利用頻度も高い。

さらに、コロナ禍を契機として、学生がオンライン授業を受けやすくするために、学内外からのインターネットによる学修を容易にする環境を整備している。

3 自己評定

A

4 改善計画

コロナ禍を契機として、電子化された学修資源へのアクセスがますます必須となっている状況に鑑み、利便性の向上とセキュリティの確保を調和させつつ、情報環境を整備する予定である。

図書・資料の購入に際しては、利用図書の入れ替え等の工夫を図り、適宜所蔵・配架スペースの確保に努めていく。法情報データベースについては、今後もその発展に応じた検討を加え、追加・入れ替えを行うことを検討する。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

本法科大学院の運営に関わる固有の業務を独立して担う組織として、法科大学院事務課を設置している。

法科大学院事務課は、事務課長以下の専任職員 8 名、嘱託職員 1 名、派遣職員（短期除く） 7 名、パート職員 5 名の合計 21 名の体制で、2 グループ（教務、学務）を編成し、上記に係る固有の業務を適切に執行しながら、法務研究科の運営に携わっている。なお、事務課長は、法務研究科長を補佐しつつ、公平・公正な視点をもって事務課内の調和をはかり、課員に対して適切な仕事を割り当て、組織を活性化させる役割を担っている。

また、本法科大学院では、「教授会に付すべき議題に関して企画、立案及び審議の準備を行うことを任務とする」（中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程第 12 条）ために運営委員会を設置しているが、その開催に際しては、事前に法科大学院事務課長及び各グループ副課長が法務研究科執行部（研究科長及び研究科長補佐）と打ち合わせを行い（執行部会議、毎月 1 回）、情報及び問題・認識等の共有化、論点整理等を行うことによって、相互に連携しながら企画・立案にあたっている。その他、教授会の下におかれる各種委員会においても、事務担当者と委員長との間で認識及び情報の共有を随時行うなど、法科大学院事務課の職員は、企画・立案に際して重要な役割を担っている。

また、法科大学院事務課内においては、職員間で適宜打合せを行っており、重要事項に関する情報共有を図っている。

法科大学院事務課における職務の分掌内容は、中央大学事務組織規則別表第 2 において、次のとおりとされている。

- 1) 研究科教授会審議事項に関する業務
- 2) 学年暦の作成及び発表並びに学事計画に関する業務
- 3) 予算・決算に関する業務
- 4) 学生募集方針に関する業務
- 5) 研究科の広報に関する業務
- 6) 研究科の入学者選抜に関する業務
- 7) 研究科教授会・各種会議に関する業務
- 8) 学籍の管理に関する業務
- 9) 教員人事の管理に関する業務
- 10) 教育研究支援に関する業務

- 11) 国際交流に関する業務
- 12) 奨学制度に関する業務
- 13) 教務システムに関する業務（共同）
- 14) 他大学院との連携・協定に関する業務
- 15) 提携学外機関に関する業務
- 16) 研究科修了者との交流に関する業務
- 17) 教員研究室の庶務に関する業務
- 18) 学生相談室に関する業務（共同）
- 19) 学生に対する告示に関する業務
- 20) 研究科長秘書並びに教員の応接及び受付に関する業務
- 21) 研究科の教育研究に係る一般庶務事項の処理
- 22) 資金の検査収納支払に関する業務（受託）

事務職員の資質向上に向けては、本学人事部が企画・実施する研修プログラムのほか、日本私立大学連盟主催の研修等があり、法科大学院事務課員もこれらに積極的に参加している。

本学では事務職員の研修制度として、中央大学職員就業規則、中央大学職員人事規則、中央大学職員研修実施取扱細則等により、事務職員の能力・効率化の向上、ならびに専門性の向上のため、全学的に期待される人材像に基づいて「職員の研修計画」を策定し、職能資格の基準を充足させるための資格別研修、専門的知識を獲得するための目的別研修、各部課室に必要な知識・技術の獲得のための職場別研修、職員個人の自己啓発のための自己啓発研修などを実施している。法科大学院事務課職員についても、これらの全学的な研修制度の下で、能力の向上、専門的知識の獲得を図っている。

（２）教育支援体制

ア 専任教員による個人面談

原級留置となった学生には、新年度の履修にあたって個別に履修指導を行うとともに、成績や学修方法に不安を抱える学生に対して、教務委員又は法律基本科目担当教員を面談委員として「個人面談」の機会を設けている。面談委員は、主に勉強方法や学生生活面についてヒアリングを行い、必要なアドバイスをを行っている。

イ 実務講師による教育補助

本法科大学院では、原則として弁護士としての業務経験が５年以内の弁護士を補助教員（実務講師）として採用している（2020年度は50名、2021年度は47名、2022年度は42名、2023年度は43名、2024年度は43名）。実務講師は、「模擬裁判」、「ローヤリング」等の実務実践教育における担当教員の補助、また学生の学修方法に関する質問、授業の予習と復習をフォローアップする学修相談等の業務を行っている。

ウ 教育研究担当

本法科大学院においては、教育研究活動を支援することを目的に、事務課内に、本法科大学院独自の教育研究支援担当を配置している。

教育活動支援にあたっては、個々の教員の授業内容やニーズにあわせたオリジナルサポートを行っている。教育研究支援担当を通じて提供されている主な教育支援の内容は、以下のとおりである。

- (ア) 教材作成補助（授業用資料の検索収集・編集作業補助）
- (イ) 授業で配付された教材、成績評価資料の保存
- (ウ) 電子資料(データベース)の利用提供・代行検索
- (エ) 「C plus」利用に関するサポート

これらのサービスには、教育研究支援担当と研究室受付をあわせて専任職員1名、派遣職員2名、パートタイム職員2名（1日2名ずつ出勤）が、従事している。

教育研究支援担当は、事務組織上は「エ」で後述する法科大学院事務課に含まれるため、教員に対するワンストップサービスの観点から、法科大学院事務課内に所在しているが、上記「第7分野7-4」において述べた研究室受付にも要員を配置し、支援を行っている。

エ 法科大学院事務課窓口における授業及び教育補助

授業実施に係る業務として、教材印刷、休講・補講情報の連絡、出欠情報の管理等、定期試験等の実施に係る業務として、問題印刷、試験監督、答案・レポートの返却等を行っている。

このほか、駿河台キャンパスに所在する教育研究組織は法科大学院と戦略経営研究科のみであることから、奨学金やハラスメントに係る相談等の学生生活支援に関する事項、キャリア支援に関する事項、修了生の同窓会組織に関する事項等、幅広い領域の支援をワンストップ体制で担っており、学生の利便性はきわめて高いものとなっている。

(3) 特に力を入れている取り組み

教育及び学修を支援するための人的支援体制については、実務講師を採用し、「模擬裁判」、「ローヤリング」等の実務実践教育における担当教員の補助や、学生の学修方法に関する質問や授業の予習と復習をフォローアップする学修相談、「第7分野7-8」において後述するクラスサポーター等の業務に従事させている。

また、教育研究支援担当については、法科大学院事務課と研究室受付にそれぞれ人員を配置している。教員のニーズに即応した形でのサポートができる体制を整備し、柔軟な履修・研究指導体制をとることができるよう措置している。

(4) その他

教育研究支援担当では、図書や外部機関から提供されるDVD等の教材資料の収集・閲覧やシンポジウム案内の広報等を積極的に行い、より充実した支援を行えるよう、工夫を重ねている。

2 点検・評価

教育及び学修を支援する体制として、法科大学院事務課に豊富な人員を配置

し、教員や学生のさまざまな要求に迅速かつ適宜に応じている。また、教員の授業支援を行う教育研究支援担当が、きめ細やかな教育研究の支援を行っている。さらに、実務講師は、教育補助要員として十分な成果を上げている。

3 自己評価

A

4 改善計画

実務講師については、引き続き人員確保に努める。制度の導入から相当の期間が経過したため、業務経験が5年以上の者の割合が増え、任期が一般に長くなる傾向がある。そこで、司法修習を修了してからあまり時間の経っていない者の採用を積極的に行うようにしているが、今後もこの点に留意して対応していく必要がある。

事務組織については、法科大学院事務課内のジョブローテーション及びグループ間連携を推進し、十全な支援ができる体制を維持していく。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準） 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

ア 本法科大学院独自の奨学金制度の創設と運用

本法科大学院では、開設時より独自の奨学金制度（中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度）を発足させ、多様で優秀な人材が本法科大学院における法曹養成のプロセスに参加し、学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している。

入学者選抜時の成績優秀者を対象にした学費全額相当（130万円）及び学費半額相当（65万円）の奨学金（第一種、第二種奨学金）の給付を受けている者は、全学生の45.9%である（2023年度実績）。また、初年度に奨学金を受給できなくとも、一定期間（1年間）の学業成績優秀者には、学費半額相当額給付を内容とする第三種奨学金を用意している（2023年度支給実績28名）。これらを総合すると、例えば、2023年度における3年次生は、その87.5%が、学費半額相当額以上（第一種、第二種又は第三種）の本奨学金を受給している。

イ 本学の全学的な奨学金制度の運用

全学的な枠組みでの経済的支援としては、大規模災害等が発生した際の経済支援制度を有しており、これを活用する形で実施している。

ウ 外部機関による奨学金制度の活用

外部機関による奨学金（主に給付）について、案内及び募集を行っている。奨学金によっては、本法科大学院学生に対する推薦枠が設定されている。

特に、学生への経済支援の一層の充実・強化を図るため、中央大学法曹会（本学出身の先輩法曹）の篤志により給付奨学金制度を設けている。対象者は毎年20名程度、1名あたり2022年度までは30万円を支給していたが、2023年度より在学中受験制度が開始されたことに伴い、Ⅰ種（司法試験に合格した者）5万円、Ⅱ種（司法試験に合格していない者）20万円の支給として制度変更した。その結果、2023年度の給付実績は、Ⅰ種14名、Ⅱ種0名であった。

エ 日本学生支援機構の奨学金制度の有効な活用

日本学生支援機構の奨学金のうち、無利子である第一種奨学金については、定期採用時に32人、有利子である第二種奨学金については、定期採用時に8人となっている。二次採用については5人の採用となっており、全ての申請者が定期採用又は二次採用時に希望金額どおりの貸与を受けている（いずれも2023年度実績）。

なお、修了等に伴って奨学金の受給を終了した者の第一種奨学金の返還免除については、2020年度が全額免除4名及び半額免除が6名、2021年度が全額免除4名及び半額免除が7名、2022年度が全額免除1名及び半額免除が2名となっている。2023年度については、本法科大学院からの推薦者は12名となっており、その選考結果は7月以降に発表することとしている。

オ 提携金融機関の教育ローンの利用

本法科大学院学生は、本学と提携する金融機関の提供する教育ローンを利用することが可能であり、入学者選抜要項にその旨を記載し案内を行っている。

(2) 障がい者支援

障がいを有する学生への支援については「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づき実施している。当該ガイドラインにおいては、全ての教職員が障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることを基本方針として、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合には大学として合理的配慮を提供するよう努めることを明示している。合理的配慮に係る具体的な対応としては、学生からの申し出がなされた場合には所属学部・研究科の事務室、保健センター、学生相談室において初期相談を行った上で必要な対応について調整を行うこととし、初期相談の中で調整がつかなかった場合には中央大学障害学生支援検討委員会において審議・調整を行うこととしている。

本法科大学院においても、当該ガイドラインに基づき、学生からの申し出があった場合には法科大学院事務課が中心となり、教務委員会やクラスアドバイザー、保健センター、ダイバーシティセンター等との連携のもと、必要な支援について検討・実施している。

これまでの対応事例としては、学期末試験において、対象となる学生の障がいの種類及び程度に応じて、試験時間の延長、別室受験及びPC等の使用を認める等の措置を行った。

駿河台キャンパスにおいては、全ての教室に車いすでアクセスできるように廊下と出入口の有効幅員が確保されており、全ての教室階のトイレに多目的トイレを併設している。また、教室には可動式机を設置し、バリアフリー環境を充実させている。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学では、全学的な対応組織であるハラスメント防止啓発委員会及びその事務組織であるハラスメント防止啓発支援室(多摩キャンパスに所在)が中核となり、各種ハラスメントの防止啓発及びハラスメント事案への対応業務を行っている。

本法科大学院では、法科大学院事務課にハラスメント相談窓口が置かれているが、他キャンパスに置かれているハラスメント防止啓発支援室等の相談窓口でも、FAX、メール又は手紙での相談にも対応することとしており、相談者がアクセスしやすい相談体制を整えている(当然、窓口担当者と審査委員会構成員は分離されている)。また、その範囲はセクシュアル・ハラスメント、パワー・

ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントを含む全てのハラスメントを対象としている。

具体的な防止啓発活動としては、講演会及び各キャンパスにおける防止啓発キャンペーンの実施のほか、規程及びガイドラインの本学 Web サイトへの掲載、全学生及び全教員へのリーフレットの配付及びハラスメント防止啓発ポスター「NON HARASSMENT MOVEMENT」の掲示が挙げられる。

また、教員に対する啓発活動については、新任の専任教員に対して、全学の中央大学 F D 推進委員会が実施する新任教員研修会の場において研修・啓発を実施している。

(4) カウンセリング体制

本学の保健センターでは、毎年4月初旬に実施する学生定期健康診断をはじめ、病気の予防・早期発見・治療のための二次検診、健康相談、内科を主とした治療、外傷の応急処置及び専門医への紹介等を行っている。

保健センター以外にも本学では、専門職大学院に在学する学生が抱える学生生活上の諸問題に関する相談に対応するために、精神衛生を含む各種学生相談については、茗荷谷キャンパス内に学生相談室を設け、カウンセラー、精神科医及び教員相談員を配置し、カウンセリング体制を確保している。クラスアドバイザーへの個別相談やオフィス・アワーにおいて相談があった場合、必要に応じて、学生相談室と連携する仕組みとなっている。

なお、精神衛生を含む学生相談においては、広報活動が不可欠であることに鑑み、履修要項において掲載するほか、学年当初のガイダンスにおいて口頭説明をし、これに加えて、パンフレットを全学生に配付している。

この他にも、各クラスに、専任教員2名のクラスアドバイザーを配置し、各学期初めのクラス・ミーティング等で学修、進路及び生活相談に対応しているほか、その他全ての専任教員がオフィス・アワーにおいて各種相談に対応しており、必要に応じて、学生相談室と連携する仕組みとなっている。

さらに、毎年、学修面での不安（授業についていけない等）を理由とする休学者が一定数いるため、これを防止するための措置として、出席管理に特に力を入れている。休学する学生の兆候として、授業を欠席する傾向があるため、必修科目・選択科目ともに教員を通じて学生の出席状況を確認し、欠席回数が多い学生に対しては、ヒアリングを行って学生の動向・欠席事由を確認している。学修面で問題を抱えている学生に対しては、クラスアドバイザーや、オフィス・アワー制度の中で教員が今後の学修の進め方等を指導し、改善に向かうケースもある。必要に応じて、学生相談室とも連携の上、対応している。

(5) 問題点及び改善状況

充実した本学内部の奨学金の支援体制に加え、経済的な支援についても、まだ完全なものとはいえず、さらなる充実を目指している。なかでも、外部機関による奨学金については、質・量ともに拡充していくように、情報の収集・発信をし、個別に一人一人の申請書類をチェックし、適宜アドバイスを行うなどの学生サポートを行っている。積極的な広報活動と充実したサポートの成果として、近年は学外の奨学金について、種類や枠が増加している。これとあわせて申請者数も増加していることから、学外奨学金に対する学生の認知度も徐々に高まってい

る。

(6) 特に力を入れている取り組み

経済的支援体制の強化を目指し、本法科大学院事務課では、外部機関による奨学金の情報を収集し、得られた情報を「C plus」及び掲示を通じて、全学生へ発信している。

また、入学直後の日本学生支援機構奨学金の申請時期（毎年4月上旬から中旬）においては、奨学金を希望する学生が法科大学院事務課窓口にな数多く来訪することから、奨学金に関する専用相談窓口及びスタッフを配置し、学生の経済的不安を取り除くための支援に特に力を入れている。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

学生生活を支援するための体制については、奨学金をはじめとする経済的体制、相談室等を含むカウンセリング体制などが十分確保されている。基本的に、法科大学院事務課が学生対応窓口の中心として、適宜必要な専門家や部課室への働きかけを行うことできめ細かい対応を行っている。

精神衛生を含む各種学生相談については、法学部が所在し至近距離にある茗荷谷キャンパス内に専門職大学院生対象の学生相談室を設け、カウンセラーや精神科医及び教員相談員を配置し、対応を行っている。この点については、毎年度、履修要項への掲載、リーフレットの配付及びガイダンスでの説明等を行い、周知に努めている。

障がいをもつ学生への支援については、全学的なガイドラインに基づき、法科大学院事務課や教務委員会、クラスアドバイザー等との連携により、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めている。

さらに、各種ハラスメントに関する相談については、専用の窓口を整備している。毎年度、ガイダンスでのリーフレット配付及び防止啓発キャンペーンを行い、周知に努めている。相談をする窓口は他キャンパスに置かれている窓口でも良く、手段も電話、メール又は手紙でも受け付けるなど相談しやすい体制が整備されている。

以上のように、学生支援体制については十全な体制を整備し、学生への周知も含め適切に対応していると評価できる。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生の経済的支援を強化するため、外部機関による奨学金の獲得を図るとともに、これらを含めた奨学金情報について、「C plus」及び掲示を通じて、学生が容易に情報にアクセスできる体制をより一層整備する。

新キャンパス移転後のサポート体制の変更を踏まえ、キャンパスハラスメント、カウンセラーや精神科医などに学生がより簡単にアクセスし相談しやすい

環境作りを一層進めるとともに、あわせて学生相談室の周知により一層努める。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

ア クラスアドバイザーによるアドバイス

本法科大学院では、学生の学修生活一般について気軽に相談できる環境を作っている。各学年ともに各クラス2名のクラスアドバイザーを配置している。クラスアドバイザーは、当該クラスの授業を担当する専任教員の中から選任している。クラスアドバイザーは、学修方法等について助言するのみならず、学生の出席状況、成績についても把握し、学生の学修生活を広くサポートしている。

イ 実務講師によるアドバイス

本法科大学院の特色ある仕組みの一つとして、実務講師によるフォローアップがある。実務講師は、本法科大学院においてきめ細かな実務教育を行うため特別に任用された法律実務家であり、現場の第一線で活躍している若手弁護士を招聘して、授業の教材作成補助、レポートや起案文書の添削、授業に関する学生の質問対応、授業担当教員による教育の補助、指導の補充等に当たっている。実務講師には、本法科大学院を修了した弁護士を中心に、毎年40名程度が就任している。2024年度は43名である。実務講師によるフォローアップの具体的内容は、以下の①及び②である。

①フォローアップ演習

「6-1-2 授業（2）1（1）授業の実施」にて詳述。

②クラスサポーター

2018年度より、専任教員より学生に身近な存在として2・3年次の各クラスに2名の実務講師をクラスサポーターとして配置する制度を導入し、学生のサポートをする体制の一層の充実を図っている。

クラスサポーターは、特定の科目に留まらない学修全般にかかる方法や進路全般に係る相談について、身近な先輩法曹の立場からアドバイスを行っている。

③学修相談室

特定の科目に留まらない学修全般にかかる方法や進路全般に係る相談について、クラスサポーター以外からもアドバイスを受けることができる機会として、2023年度5月に実務講師による学修相談室を開室し、個別相談を受け付けた。

ウ リーガル・キャリア・サポート委員会によるアドバイス

在学生及び修了生に対するキャリア・サポートの必要性に鑑みて、リーガル・キャリア・サポート委員会を設置し、あわせて相談窓口を設け、専属のキャリア・コンサルタントを配置して、在学生及び修了生がキャリア・進路選択等に関するアドバイスを受けられる体制を整備している。リーガル・キャリア・サポート委員会は、将来目指すべき法曹等、キャリア・進路選択に資することを目的として

各種ガイダンスの開催、求人情報の受付・案内、求人開拓、各種相談対応などについて検討し、在学生及び修了生へのキャリア・サポートを積極的に行っている。さらに、在学生及び修了生向けに、定期的に法律事務所、民間企業及び官公庁等の協力を得て説明会及び講演会を開催している。

エ 学生相談室によるアドバイス

「第7分野7-7」にて述べたとおり、学修方法、進路選択等の相談は学生相談室においても受け付けており、これらの事項については、主として本法科大学院教授会から選出された6名の教員相談員（民事系2名、刑事系3名、展開・先端系1名で構成）が対応する体制がとられている。

（2）学生への周知等

それぞれ、履修要項、ガイダンス、リーフレット、「C plus」及び掲示にて周知を図っている。

（3）問題点及び改善状況

今後も引き続き、在学生・修了生のキャリア・進路選択について適切なアドバイスが行えるよう、本法科大学院修了生の職域の変化やニーズ等を注視し続けていく。

（4）特に力を入れている取り組み

法科大学院在学生・修了生に特化したキャリア支援を行う組織体制を設け、専属のキャリア・コンサルタントを配置して、様々な支援を実施していることは、他法科大学院に類をみない取り組みであるといえる。また、入学当初から就職に対する意識を高めるべく、入学時のガイダンスにおいて、在学時から修了後、司法試験受験後までの就職活動に関するロードマップを提示して説明する機会を設けて、在学中から就職へ向けた情報収集や活動を行うように注意喚起を行っている。

このほか、正規科目（「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@コーポレート・ファイナンス」等）においても、様々な分野で活躍するゲスト講師を招聘する等の工夫をしながら法科大学院修了生の進路の多様性について伝えている。

（5）その他

キャンパス内では、教員による自主的な学術的研究会や読書会が多く開催されており、学生の参加も可能である。学生にとっては、教員の最新の研究に触れる啓発の場となっており、学修意欲の向上に寄与している。

2 点検・評価

学生が学修方法、進路選択、将来構想等についてアドバイスを受けることのできる体制については、オフィス・アワー、クラスアドバイザー、クラスサポーター、実務講師、リーガル・キャリア・サポート委員会による支援など、非常に充実しており、学生に対し「C plus」を通じて告知もされ、それぞれが有効に機能している。

なお、正規科目、各種セミナー、講演会などの企画を通じて、法科大学院修

了生の進路の多様性を伝えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後は、学生の修了後の進路の多様化も踏まえて、弁護士の職域拡大もふまえて、時代を先取りする形で学生生活のサポートをしていくことが望ましく、リーガル・キャリア・サポート委員会を中心に検討を行っていく。

クラスサポーターについては、安定的かつ有効な運用に向けた方策について引き続き検討を続けていく。具体的には、クラスアドバイザーとの間の連携強化に向け、情報共有の仕組み等について、アドバイザーとサポーター双方のヒアリング等に基づき、よりよい方策を模索していく。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院では、授業運営、試験実施、成績評価、進級判定及び修了に関する事項について、「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」、「中央大学法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」で定めている。それぞれの事項は、教授会の決議を経て制定されたものである。

個別の科目の成績評価基準の大枠は、「イ 成績評価の考慮要素」、「オ 各教員の担当科目についての成績評価基準」に示すとおりであるが、上記「6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施」で述べたとおり、各科目における具体的評価に当たっては、「中央大学法科大学院到達目標」を踏まえて、「ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価」記載のとおり、S～Fの6段階及びNで評価を行っている。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価基準のうち、骨子である評価区分と評価は、教授会における申し合わせにより設定されている。筆記試験の他、平常点、レポート及び口頭試問を組み合わせる成績評価を行うか否かは、各考慮要素のウエイトも含めて担当教員の判断に委ねられている。ただし、筆記試験を実施する科目であっても、プロセス教育を重視する観点から、授業期間内における様々な学力チェック(小テスト・中間試験・レポート等)及び授業への参加・発言状況等を考慮して、一定程度平常点を加味しなければならないものとしている。複数教員が担当する科目の筆記試験では、学生の最終的な到達度を統一的に判断する必要性から、試験問題及び採点基準を協議したうえ、科目ごとに統一した試験を実施している。各科目における成績評価基準の適切性については、FD委員会において共通認識を形成し、それに沿った運用がなされている。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績の評価と評点(Grading System)は、S(90～100点)、A(80～89点)、B(70～79点)、C(60～69点)、E(60点未満、不合格)、F(評価不能)、N(認定)である。同時に、成績評価をより厳格化するため、FD委員会を中心に検討を重ね、以下のとおり成績評価の基準を定めている。

[成績評価の基準等]

成績評価は、出席の状況、授業における発言、試験の得点その他講義要項(C

plus を含む) に予め示した要素を考量して総合点を算出し、これを基礎として行う。ただし、当該学期において当該科目を履修した学生全体の総合点の分布状態を併せて考量するものとしている。

- S : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る十分な発展的理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位 15%以内に属する者
- A : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る発展的理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布上位の 40%以内に属する者
- B : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る発展的理解の萌芽が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位 85%以内に属する者
- C : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められる者
- E : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められない者
- F : Eのうち、成績評価に必要な資料が得られない等により成績評価が不能であることが不合格の理由である者

「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」において、Sは上位 15.0%以内、SとAを併せて上位 40.0%以内、SとAとBを併せて上位 85.0%以内と定めている。なお、総合点が同一であるなどの特段の事情があるときは、申請書を提出することにより、FD委員会の判断により、基準に従って算出した人数から 1 名までの増加を認めている。

成績評価の特例として、実務基礎科目群のうち、次の科目については、科目の特性に鑑み、合否判定のみを行うこととし、成績評価は、合格の場合はS、不合格の場合はE、評価不能の場合はFとしている。

[合否判定のみを行う科目]

「法曹倫理Ⅰ・Ⅱ」、「法文書作成」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」

また、次の科目については、当該科目の特性に応じて、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」を考慮しないで成績評価を行うことができる。

[「内規運用指針」を考慮しない成績評価を行うことができる科目]

「基礎演習」、「テーマ演習Ⅰ」、「テーマ演習Ⅱ」、「生活紛争と法」、「政策形成と法」、「4群特講Ⅰ@企業内法務の実務」、「3群特講Ⅱ@法整備支援論」、「4群特講Ⅱ@社会安全政策と法」、「研究特論」、履修者数が 15 名以下の科目（厳格な成績評価の観点より、2020 年度から履修者数の上限を 20 名から 15 名に引き下

げた)、その他FD委員会が適当と認めた科目

なお、上記の「その他FD委員会が適当と認めた科目」に関しては、FD委員会における厳格な審査を行い、認定している。

エ 再試験

実施していない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

成績の評価と評点に係る基本的枠組みは、教授会における申し合わせに基づいて設定されている。筆記試験の他、平常点、レポート及び口頭試問を組み合わせる成績評価を行うか否かについては、教員が授業科目の内容・性質に応じて決定し、講義要項において明示している。

複数の教員が担当する科目では、各学年で目標とされる学力到達度を考慮し、最終的到達度を図る試験問題のレベルも含めて、筆記試験、平常点の評価割合を議論して評価基準を設定している。単独の教員が担当する科目については、基本的に当該教員がその科目の内容及び性質に鑑みて評価基準を設定している。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

入学年度に配付している「履修要項」の中に、評価方法、成績評価とGPAの関係、GPAの算出方法、成績発表等が記載されている。また、科目ごとの成績評価基準は、各年度初めに配付している講義要項の中で記載されており、「C plus」(授業支援システム)でも開示されている。なお、授業開始後に成績評価基準を変更する場合には、「C plus」を通じて直ちに変更内容を周知すると同時に、授業の中でも告知している。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

学生に対してあらかじめ講義要項等で示した評価基準を厳守することは、教授会での合意事項である。学期途中において評価基準の変更をしなければならなくなった場合には、「C plus」を通じて直ちに変更内容を周知すると同時に、授業の中でも告知している。

複数教員が担当する科目では、評価方法、試験問題及び採点基準を協議したうえで、科目ごとに統一した試験を実施している。また、採点についても、あらかじめ統一的な採点基準を徹底する、あるいは複数の教員が同一答案を採点するなどして評価の客観化・厳格化を図っている。

さらに、2022年度後期からは、全科目において添削済み答案の返却を制度化し、実施している。

学生に自身の学修成果の把握を促す取り組みとしては、上記の①学期末試験の添削済み答案の返却、②各科目の全体講評の開示のほか、③法律基本科目において教員が履修者に学期末試験の解説及び採点実感を伝える「学期末試験の講評会」の実施が挙げられる。これらの取り組みを通じて、学生に、自分の答案と

講評を成績評価と照らし合わせることによって自身の学修到達度を認識させる機会を設けるとともに、試験の評価が適正・厳格に行われているかどうかを客観的に判断する材料が提供されているといえる。また、学生には成績判定につき異議申立ての機会が与えられていることから、成績評価の適正さと客観化を事後的に担保する仕組みが整えられている。

その他、1年生及び2年生のうち、成績や学修方法に不安を抱える学生に対して、教務委員又は法律基本科目担当教員を面談委員とする「個別面談」の機会を学期末に設けている。面談委員は、学生が提出する自己分析シートをもとに、主に勉強方法や学生生活面についてヒアリングを行い、必要なアドバイスを行っている。なお、面談後には面談委員から教務委員会へ報告書が提出され、同委員会内で共有している。また、入学又は進学直後に学修への不安を覚える学生が少なくないことから、2023年度前期には、そのような学生を早期の段階でサポートするため、学期の初期の段階で希望する学生に対して個別面談を行った。

さらに、FD研究集会においても成績評価のあり方をテーマとして設定し、この点に関する情報共有を行い、共通の認識を得るようにしている。また、教員間での意見交換も行っており、厳格な成績評価が実施されるように組織的に努めている。

イ 成績評価の厳格性の検証

定期試験問題、採点基準、添削済み答案等の成績評価資料については、規程を整備し、回収・保存を行っている。

また、①成績評価SからFの割合、②学期末試験における素点割合をとりまとめ、その分布状況を教授会で把握したうえで、成績評価が厳格に行われているか、学期ごとに検証している。2023年度前期および後期の本法科大学院教育課程の法律基本科目（必修科目）における成績評価割合は、下表のとおりとなっており、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用」および「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」に基づき適正に運用されていることを確認している。なお、事後的な評価変更により、割合超過が発生する場合がありますが、その場合は必ず運営委員会及び教授会の確認を経ている。

2023年度前期 法律基本科目（必修科目）成績評価割合							
科目名	S	A	B	C	E	F	履修者数
憲法 I	14.3%	17.1%	40.0%	17.1%	8.6%	2.9%	35
行政法【行政法基礎】	14.8%	25.0%	26.9%	19.4%	11.1%	2.8%	108
公法総合Ⅱ【公法総合Ⅲ】	5.0%	16.3%	33.3%	32.6%	10.6%	2.1%	141
民法Ⅰ	2.9%	34.3%	34.3%	22.9%	2.9%	2.9%	35
民法Ⅲ	2.9%	17.1%	42.9%	25.7%	8.6%	2.9%	35
民法Ⅳ	5.7%	14.3%	34.3%	31.4%	11.4%	2.9%	35
民法Ⅵ	11.4%	28.6%	34.3%	17.1%	5.7%	2.9%	35
民事法総合ⅠA	4.1%	22.8%	40.7%	21.4%	8.3%	2.8%	145

民法法総合Ⅲ	6.9%	33.1%	34.5%	17.9%	4.8%	2.8%	145
民法法総合Ⅳ	11.4%	21.4%	50.0%	17.1%	0.0%	0.0%	70
刑法Ⅰ	14.7%	23.5%	44.1%	14.7%	0.0%	2.9%	34
刑事法総合Ⅰ	14.8%	24.6%	44.4%	12.7%	1.4%	2.1%	142
刑事法総合Ⅲ	12.9%	25.7%	45.7%	14.3%	1.4%	0.0%	70

2023年度後期 法律基本科目（必修科目）成績評価割合							
科目名	S	A	B	C	E	F	履修者数
憲法Ⅱ	14.3%	17.1%	48.6%	8.6%	0.0%	11.4%	35
行政法	0.0%	55.6%	33.3%	0.0%	0.0%	11.1%	9
公法総合Ⅰ	10.7%	24.6%	41.8%	18.0%	4.1%	0.8%	122
公法総合Ⅰ<旧カリキュラム>	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1
公法総合Ⅱ<旧カリキュラム>	6.3%	31.3%	43.8%	18.8%	0.0%	0.0%	16
1群特講 A@公法系 事案研究	14.9%	23.9%	21.6%	14.9%	23.1%	1.5%	134
民法Ⅱ	12.5%	21.9%	46.9%	3.1%	6.3%	9.4%	32
民法Ⅴ	9.4%	18.8%	46.9%	18.8%	3.1%	3.1%	32
会社法	13.3%	26.7%	30.0%	16.7%	10.0%	3.3%	30
民事訴訟法	9.4%	25.0%	46.9%	9.4%	0.0%	9.4%	32
民法法総合ⅠB	2.9%	32.4%	49.3%	13.2%	0.7%	1.5%	136
民法法総合Ⅱ	13.1%	23.8%	45.4%	13.8%	2.3%	1.5%	130
1群特講 A@民法系 事案研究	14.7%	24.0%	17.8%	17.8%	24.0%	1.6%	129
刑法Ⅱ	13.3%	26.7%	43.3%	13.3%	0.0%	3.3%	30
刑事訴訟法	12.1%	12.1%	12.1%	18.2%	39.4%	6.1%	33
刑事法総合Ⅱ	12.8%	26.3%	45.9%	6.8%	6.8%	1.5%	133
1群特講 A@刑事法系 事案研究	14.6%	24.6%	16.9%	20.8%	21.5%	1.5%	130

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

授業は、本法科大学院で修得すべき内容のうち特に重要な部分を中心に展開されるため、学期末試験の出題もこれに相応する内容が多くなるが、この点は学年に応じてやや状況が異なる。

1年次配当科目では、授業で扱う基礎的で重要な事項を確実に理解することが大切であるとの見地から、出題は基本的に授業で扱った範囲に限定する傾向にある。これに対し、2年次以降配当科目の授業では応用力・事例分析能力の向上がねらいとされるため、試験問題も授業で扱った論点のみならず、さらに発展的な論点を扱うことが多い。その際には、「中央大学法科大学院到達目標」に鑑みて、学生の自学自修も前提にして当然に修得するのが望ましい論点を出題するように配慮している。このような出題意図は、試験終了後に開示される講評の中で説明するようにしており、学生にも十分伝わっていると評価している。このように、個々の授業及び科目においては、それぞれの担当者レベル（マイクロレベル）で検証が行われ、改善が続けられている。

他方で、教育課程全体としてのマクロ的な観点から検証する機会としては、「4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1)〈FD活動〉」(2)ケで詳しく述べた学修成果分析会がある。

エ 再試験等の実施
実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

学生の学修到達度は、個々の科目及び授業の中で把握されているが、本法科大学院では、これに加え、学修成果分析会やFD研究集会を開催し、教育課程全体を通じたマクロ的な視点からも把握するよう努めている。当該分析会は、FD活動の観点からも有効であると認識しており、より充実した分析および意見交換の場とするべく、実施方法やテーマの見直し・工夫を行いながら、さらなる充実を図っている。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

成績評価のあり方については、認証評価における指摘をうけ、FD委員会において改善に向けた検討を重ねた。現在は、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」を制定し、より客観性及び厳格性を確保する制度を整え、これに基づいた運用と検証を不断に行うことで、客観的かつ厳格な成績評価の実施に努めている。

ただし、成績評価の分布や平常点の付け方に科目ごとのばらつきがあることも確認されている。もっとも、このばらつきの多くは科目の特性や学生の実態によるものであると分析している。

なお、FD研究集会等において、成績評価基準の厳格な遵守を啓発し、教員相互の共通認識を得られるよう努めている。

3 自己評定
A

4 改善計画

厳格な成績評価基準を設定・公開するとともに、厳格な成績評価を実施するためには、その前提として、各科目の到達目標が明確に定められている必要がある。かねてより、科目別履修ガイドラインの策定・改定や各科目担当者による議論を通じて、司法研修所における修習で求められる能力や司法試験の合格に必要な学力も考慮して、本法科大学院修了時点及び各学年修了時点で、どの程度の学修達成度が必要であるのかについてのコンセンサスを形成し、それに沿った成績評価基準を設定する努力をしてきた。その成果として、「中央大学法科大学院到達目標」が完成したことは前述のとおりであるが、今後は、さらなるFD活動や教授会での議論等を通じて、この「到達目標」についてさらに検証を進める。

また、厳格な成績評価を行うには、兼任教員、とりわけ実務家教員による理解が必要不可欠である。そこで、2018年度からは、FD研究集会や学修成果分析会の様子を録音したDVDの貸し出しを行い、また、manaba上でも録音・議事録を公開している。2020年度からは、オンライン会議システムを利用した開催とし、キャンパスに来ることが難しい兼任教員も内容を確認することができる機会を担保している。しかしながら、依然として兼任教員のFD活動への参加が十分とは言えないことを踏まえて、FD委員会を中心として、FD活動への参加を促す工夫や新たな取り組みを検討していく。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。

(注)

① 「適切に設定され」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、修了認定要件が設定されていること、及び、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目(必修科目や選択必修科目)、当該法科大学院入学後に当該大学院の授業科目において修得した単位以外の単位を当該法科大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすための条件等が、適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならない、100単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

(1) 修了認定基準

修了認定基準は、履修要項において記載されている。修了に必要な単位数(学則第64条)がカリキュラム改正等の事情により入学年度で異なるため、修了認定基準は履修要項の中で入学年度別に記載されている。2023年度入学生の場合は、法学未修入学者は3年以上在学し、必要な要件を満たしつつ93単位以上を修得すること、法学既修入学者は2年以上在学し、必要な要件を満たしつつ64単位以上を修得することが修了の要件である。

修了認定は、修了に必要な単位数を修得しているかおよび修了判定時のGPAを確認したうえで行っている。各学年に配置された個々の科目を履修し、単位を修得することで、法曹となるために必要な能力が体系的に備わるようにカリキュラムは編成されている。これを担保するため、法律基本科目群の授業科目については、「履修前提要件」を設定し、下級年次の一定の授業科目を修得していなければ上級年次の配当科目を履修することができないようにしている。

(2) 修了認定の体制・手続

修了認定の体制・手続は、学則第15条において定められている。

具体的には、研究科長及び研究科長補佐による執行部会議において原案を作成し、運営委員会、教授会へ上程している。

設立当初は、各科目についてD以上の評価を得て修了に必要な単位を修得すれば修了を認めることとしていたが、2008年度の改定で、1年次から2年次への進級判定制度を導入することで、修了判定手続をより明確なものとした。これは、具体的には、①判定対象科目の全てを履修し、②そのGPAが一定以上という要件を全て満たすと進級できる制度である。特に②については、一定のGPAを満たさない場合には、翌年度も同一年次に留まり、Cの評価以下の進級判定科目についてもう一度履修することとしている。その後、2014年度からは、2年次から3年次にかけても同様の進級判定制度を導入した。この進級判定も、修了判定と同じ方式によって実施している。さらに2020年度からは、③共通到達度確認試験を受験し、共通到達度確認試験の割合が上位60.0%以内であること、2020年度からは、④修了判定時のGPAも要件に追加された。

これらの点については、学則及び内規を整備し、各種説明会及び入学者選抜合

格者への通知文書等で周知している。また、入学者には4月の履修ガイダンスで説明するとともに、履修要項に明記している。

(3) 修了認定基準の開示

修了認定基準は、入学年度に配付している「履修要項」の中で「修了要件」という項目を立てて記載している。2020年度法学未修者コースの入学者より、修了要件として、①所定の単位数を修得すること、②GPAが一定以上であることを定めている。修了要件等について学生からの問い合わせ等があった場合には、適宜相談に応じている。

なお、上記「(1)」の履修前提要件を充足しない場合には、標準修業年限で修了できなくなる可能性があるため、この点については、学生に対して事前に明確な形で告知し、計画的・体系的な履修を行うよう、注意を喚起している。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2023年度3月の修了認定の実施状況については、以下のとおりである。

対象者数	修了者数	法学既修入学者			法学未修入学者		
		男	女	小計	男	女	小計
86	85	48	29	77	5	3	8

修了者における修得単位（平均・最高・最低）※小数点第二位を四捨五入	
法学未修入学者	平均修得単位数 : 97.3 単位
	最高修得単位数 : 106 単位
	最低修得単位数 : 94 単位
法学既修入学者	平均修得単位数 : 66.9 単位
	最高修得単位数 : 80 単位
	最低修得単位数 : 64 単位

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容は、修了に必要な科目の中で取り扱われている。したがって、修了に必要な単位数を修得すれば、最低限修得すべき内容を身につけて修了することができる仕組みとなっている。カリキュラの設定と法科大学院の学生が最低限修得すべき内容とが適合しているか否かは、主に教務委員会で議論しており、絶えずその適正さを教員間で検討している。

(5) 特に力を入れている取り組み

逆説的な表現とはなるが、最後の修了判定に頼らない修了システム、すなわち、各科目の単位認定、各学年での進級判定制度等、段階的な成績評価のシステムによって、最終的な修了判定の適正さが担保されている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

修了判定基準の設定及び開示は適切に行われており、修了判定基準は適切に運用されている。

基本的には単位積み上げ方式による修了認定であっても、特定科目で不合格となり、次年度の科目が履修できなくなれば、カリキュラム上、標準修業年限で修了することが極めて困難になるため、実質的に履修前提要件が部分的に修了認定の基準となっている。すなわち、各科目の成績評価が適正に行われることが、本法科大学院の修了生の質保障を担保しているといえる。

3 自己評定

A

4 改善計画

2008年度に、1年次から2年次への進級判定制度を導入し、前記の通り一定の成果を収めている。2020年度からは、進級判定のGPA基準値を1.80から2.00へ引き上げた。また、2014年度に2年次から3年次への進級判定制度を導入し、進級判定のGPA基準値を2017年度より1.50から1.65以上へ、2020年度より1.65から2.00へと引き上げた。さらに2020年度より、修了判定の要件にGPA基準値を加え、2.00に設定した。また、2019年度後期からは、学生自身が学内成績でどの位置にいるのかを確認できるように成績分布を公開するとともに、成績や学修方法について教員へ相談することができるように「個別面談」を開始している。

今後、教員からの意見も踏まえつつ、学生の個々の学修を充実させるために、これらの進級判定、修了判定制度のあり方について、継続して検討していく。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、授業運営、試験実施、成績評価、進級判定及び修了に関わる事項について、「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」、「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続に関する規程」において取り決めがなされている。

成績評価に関する事項については、学期末試験の採点表を配付する時期に「採点についてのご依頼」、「『成績評価に関する講評』の作成について(お願い)」、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」を書面にて各教員に配付し、周知徹底を図っている。

学生には成績評価を通知するとともに、教員による講評を「C plus」に掲載して、講評と自己の添削済み答案・成績を比較した上で、必要に応じて、一定期間内に異議申立てをすることができるようにしている。

学生から異議申立てがなされた場合、当該科目の担当教員1名、及び当該科目を担当しない教員の中から研究科長が指名する教員1名の協議により、評価変更の必要性を検討し、成績変更の有無とともにその理由を異議申立者に文書で通知している。

成績評価異議申立ての件数

年度	前期	後期
2021	13件	28件
2022	33件	45件
2023	62件	69件

イ 異議申立手続の学生への周知等

履修者が自分の成績評価について異議や意見を申し立てる制度は、入学年度に配付している履修要項の中で「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続に関する規程」として掲載するとともに、「学期末試験の実施について」という学生周知文書の中でも異議申立てに関する手続方法やスケジュールを掲載している。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続に関する規程」を設け、その手続を明確にしている。2023年度の修了判定に係る異議申立ては0件であった。また、修了認定については、上記「8-2」で示した体制をとっており、過誤を生じさせない体制を整えている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

修了判定について異議や意見を申し立てる制度については、入学年度に配付している履修要項の中で「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続に関する規程」として掲載し周知しており、これによって学生は当該制度を把握できるようになっている。

(3) 特に力を入れている取り組み

「8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉」1(3)でも述べたように、学生に自身の学修成果の把握を促す取り組みとしては、①学期末試験の添削済み答案の返却、②各科目の全体講評の開示、③法律基本科目において教員が履修者に学期末試験の解説及び採点実感を伝える「学期末試験の講評会」の実施が挙げられる。

これらの取り組みを通じて、学生に、自分の答案と講評を成績評価と照らし合わせることによって自身の学修到達度を認識させる機会を設けるとともに、試験の評価が適正・厳格に行われているかどうかを客観的に判断する材料が提供されているといえる。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

制度の趣旨が学生に浸透し、適切に運用されている。ただ、一部には、進級判定により進級できなかった学生等が履修している科目のほぼ全てにつき具体的な理由を付すことなく漠然とした時には不満を記載したにすぎない理由での申し立てをしているといった制度の濫用と思われる異議申立ても少なからず見受けられるので、学生に対して制度趣旨を周知徹底する必要がある。また、2022年度後期から開始した添削済み答案の返却について、学生が自身の学修成果を把握するためにより有効な添削内容とできるよう、継続して改善・工夫に取り組んでいく必要がある。

3 自己評定

A

4 改善計画

異議申立て制度本来の趣旨に沿った利用を学生に呼びかけるとともに、教員に対しては、定期試験の出題趣旨及び採点基準に則して厳格な成績評価を丁寧に行うこと、答案の添削、「採点結果及び成績評価に関する講評」及び「講評会」の内容を充実させる等して、成績評価に関する学生と教員との間の共通認識を今後とも維持できるよう努力していく。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

（1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

（ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院は、「**「実地應用ノ素ヲ養フ**」という建学の精神に基づき、4つの「教育理念」を定め（詳細については、「第1分野1-1」を参照）、養成する法曹像を明示している。また、養成する法曹像の具体的なモデルとして、①市民生活密着型ホーム・ローヤー、②ビジネス・ローヤー、③渉外・国際関係法ローヤー、④先端科学技術ローヤー、⑤公共政策ローヤー、⑥刑事法ローヤーという6つを提示している。これらのいずれのモデルにおいても、社会から期待される法曹となるために備えておくべきものとして、「法曹としての使命・責任の自覚」、「法曹倫理」という2つのマインド、「問題解決能力」、「法的知識」、「事実調査・事実認定能力」、「法的分析・推論能力」、「創造的・批判的検討能力」、「法的議論・表現・説得能力」、「コミュニケーション能力」という7つのスキルの養成を目指している。

また、本法科大学院では、法曹に必要なマインド・スキルとして「豊かな人間性」を特に重視している。法曹の職務は単なる法技術的な事務処理にとどまるものではない。様々な問題や葛藤を抱えた紛争当事者や被疑者・被告人などの関係者から信頼されるような「豊かな人間性」を基礎として、全人格的に職務遂行にあたる必要がある。何が依頼者の利益にかなうか、といったことも単純には決まらないのであって、そうした判断や専門家としてのスキルは、「豊かな人間性」に基づいてこそ発揮されるものである。本法科大学院では、少人数クラスにおける双方向・多方向の授業、クラス・ミーティングや読書会等の取り組み、実務講師によるフォローアップ等に代表される「ハートフル・メソッド」により、「豊かな人間性」の涵養に努めている。

さらには、授業や各種講演会、実務講師との関わりにおいて、実務家から率直に法曹としての経験や人間観等について聞く機会にも恵まれており、そこから直接・間接に得られるものは決して少なくないとする。

（イ）本法科大学院による検討・検証等

2つのマインド、7つのスキルとして掲げられている事項は、いずれも法曹に

必須なものであり、入学者の選抜や入学後の授業実施にあたって実際にこれらをどのように取り入れるかについては、関係委員会（入試・広報委員会、FD委員会、教務委員会等）を中心に検証しており、受験生アンケート、新入生アンケート、司法試験アンケート及び授業評価アンケート等の各種データを検討した結果に基づき改善・改革が行われている。

また、関係委員会における議論を通じて、教員間にマインド・スキルについての共通イメージが共有化されるとともに、FD活動等によるFD委員会の検討を通じて、その具体的成果の各授業への反映を図っている。

さらに、アドバイザリーボード会議を通して、本法科大学院において養成を目指しているマインド・スキルが適切なものであるかについて、外部の視点から検討を行っている。

（ウ）科目への展開

本法科大学院のカリキュラムは、基本から応用へと段階的に専門的法知識を積み上げることを基本とし、理論と実務の架橋に十分配慮しつつ、入学者が各人の思い描く法曹像を実現することができるように多様な科目を設定している。学生は、これらの科目を受講することによって、法曹に求められるマインド・スキルを身につけていくことになる。

具体的には、以下のとおり年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって、専門的法知識を確実に修得させるものとしている。

1年次には、選択科目ではあるが、導入科目である「生活紛争と法」を設置し、法曹に必要なマインド・スキルの全体像を提示している。同時に、やはり選択科目であるが「法情報調査」を履修することにより、法情報調査能力の涵養に努めている。また、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法といった法律基本科目を配置し、基礎的な法分野に関する基本知識の体系的な理解と法的思考能力の育成を図っている。さらには、「基礎演習」を設置することにより、問題解決能力、法的分析能力・推論能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルを身につけさせている。

2年次においては、法曹としての責任感及び倫理観を涵養している。具体的には、必修科目として「法曹倫理Ⅰ」を設置し、全ての学生が法曹の役割、使命及び責任について学修することになる。同様に3年次においても、「法曹倫理Ⅱ」を必修科目として設置し、その学修をさらに深めることとしている。2・3年次配当の臨床実務科目である「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」においては、実際の相談者又は依頼者に接することにより、さまざまな境遇や立場の人たちが法曹に対して法的助力を求めてくることを学生たちは実体験し、法曹になるためには単なる知識のみならず「豊かな人間性」が求められることに気づくことになる。

「エクスターンシップ」においては、さまざまな法律事務所又は企業における研修を経験することも可能であり、「リーガル・クリニック」においては、6つの法曹像でイメージされる各専門分野の実務家等の実務経験を踏まえた実地指導を受けることができ、裁判実務のみならず広い視野を備えた法曹としてのビジネス・ローヤーのマインド及び企業においても通用するスキルの修得の必要性を学ぶことができる。

さらには、これも2・3年次配当科目であるが、「法哲学」、「法社会学」、「比

較法文化論」、「比較契約法」等の科目を置き、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力等の養成に努めている。

また、法律基本科目においては、公法、民法及び刑事法の総合科目を設置し、より高度の専門知識の修得や総合的な法的分析・推論能力、問題解決能力、コミュニケーション能力等のスキルの養成に力を入れている。

3年次には、法曹に必要なマインド・スキルをさらに向上させ、個々の学生の法曹像を実現に導くため、高度な法律基礎科目のほか、多様な展開・先端科目や実務基礎科目、基礎法学・外国法・隣接科目を配置している。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

(ア) 法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本法科大学院では、学生が「最低限修得すべき内容」として、2つのマインドと7つのスキル、「豊かな人間性」を踏まえ、中央大学法科大学院到達目標を設定している。各法分野に共通する基盤となる要素は、制度や規範（規律）を正確に理解するとともに、その法的知識を運用するのに必要な法的思考方法に習熟し、それらを用いて法的紛争を解決する能力を修得することであり、その具体的な内容・能力としては以下の6つを挙げることができる。

(a) 基礎的知識と調査能力

事実に法規をあてはめて法的紛争を解決に導く以上、そこでは基礎的な知識を正確に身につけていることが求められると同時に、法的な紛争を解決するために必要な情報の検索能力を修得していることが必要である。

(b) 事実調査・事実認定能力

紛争を解決するにあたっては、法的推論の前提である「事実」を正確に認識することが必須である。したがって、まず「事実」を調査する能力を身につけることが必要である。これと同時に、「事実」の存否を裏づける（事実を認定する）ために必要な「証拠」を収集する能力の修得も求められる。

(c) 法的分析・総合的判断能力

複雑な事実関係を解きほぐし、その中から法的に重要な事実を抽出し、紛争の解決においてもっとも適切な方法を総合的に判断する能力の修得が求められる。

(d) 批判的・創造的思考力

既存のルールや判例の考え方を理解しつつ、それと現実問題のギャップを埋めるための、正義に適った新たなルールを提示できる柔軟な思考力の修得が求められる。

(e) 説得的表現力・議論能力・コミュニケーション能力

人と人の営みの中で起こる紛争解決手段が法であり、法曹は他者への働きかけをその職務とするから、当然これらの能力の修得が求められる。

(f) 問題解決能力

「豊かな人間性」に基づき、以上の能力を駆使して、事案や当事者の意向はも

とより、法曹倫理にも適った最終的な問題解決を図る力の修得が求められる。

(イ) 法科大学院による検討・検証等

最低限修得すべき内容（能力）の設定にあたっては、上記の「第1分野」、「第4分野」及び「第6分野」で詳述した、本法科大学院開設時の方針や学期末試験を含む各授業科目の運営、FD研究集会などを通じて検討・検証されている。このような能力を備えたか否かは、各科目の成績評価及びその総合力としてのGPAによる進級判定で評価されている。

(ウ) 科目への展開

(a) 基礎的知識と調査能力

法律基本科目（1年次・2年次）及び実務基礎科目の履修を通じ、また、学生の到達目標を設定したうえで各科目を学生に修得させることによって、学生が法曹として幅広く一般的で常識的な法律知識を身につけることは最低限の要請である。それに加えて、展開・先端科目や基礎法学・外国法・隣接科目の履修を通じて一定の分野の専門的法律知識を修得することも学生には期待されており、ほとんどの学生はそのような高い志を持っている。その際、6つの法曹像とそれぞれに対応した「履修モデル」が、科目履修の手引きとなる。

また、「法情報調査」では、絶えることのない新たな法形成に対応して、電子データベース等から最新の法令・判例などの法律情報を検索・調査する基礎的能力を涵養している。

(b) 事実調査・事実認定能力

法律実務において問題を法的に分析・推論し、適正な判断を下すためには、要件事実とその他の事実の識別や、法的結論に至る論理的道筋の整理、そのための証拠の適切な評価に基づく事実認定が必要である。そのためには、事実調査・事実認定能力をしっかりと身につけておく必要がある。

この能力は、実務基礎科目群のうち「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」等で実践的に修得される。

(c) 法的分析・総合的判断能力

複雑な事実関係を解きほぐし、その中から法的に重要な事実を抽出し、そのうえでなされる判断は、社会常識に照らしても首肯し得る適切な解決となるべきである。そのためには、経験則等の十分な理解とバランスの取れた総合的な判断能力も要求される。

これらの能力は、実務基礎科目群のうち「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」等において、設例や実際の事例に即して理論的あるいは実践的に修得されるほか、法律基本科目群のうち3年次の総合科目（「民事法総合Ⅳ」、「刑事法総合Ⅲ」）においても、諸事例に即した適正妥当な解決を追求する中で学ぶ機会が与えられる。

(d) 批判的・創造的思考力

下級審裁判例が対立しているような法律問題、まだ先例がない争点、社会の変

化によって法律や判例が時代遅れになっているような問題、立法者がまったく想定していなかった法の欠缺などの事態に直面した場合に、既存のルールを批判的に見直したり、新たなルールを創造したりすることが法曹に求められる。

このような高度な能力は、主として、2年次以降の法律基本科目（公法、民事及び刑事の各総合科目）において、事例中心のソクラテス・メソッドを基礎とした日頃の思考訓練を通じて培われるべきものである。外国法科目等の履修を通じて学ぶ外国の法制度及び紛争解決システムとの比較考察なども、創造的提案の基礎を提供する。

（e）説得的表現・議論・コミュニケーション能力

法的知識と分析・判断の内容を、正確かつ説得的に表現したり、議論したりする能力は、依頼者のほか、相手方ないし相手方代理人、裁判官・検察官など、他者への働きかけを職務上不可避とする法曹にとって欠くべからざるものである。科目としては「法文書作成」が、文書によるそのような能力の訓練に直接関わる。そのほかの科目においても、レポートや訴状・準備書面の起案という形で、文書による表現能力を涵養することを重視しており、国際的素養を育む一貫として外国語文書の読解・作成、これに基づく発表等の能力の修得を目指している。

また、授業におけるソクラテス・メソッド（双方向）や口頭報告、グループごとのバズセッション（多方向）を通じて、授業における口頭表現能力・コミュニケーション能力・議論能力が養われている。

さらに、この能力に関連して、依頼者・被疑者等の話を聞く能力も重要であり、「ローヤリング」においては依頼者役（補助教員たる弁護士）から事実関係や意向を聴取し、ときには説得を試みるシミュレーション型授業が行われている。

（f）問題解決能力

法曹は、以上のような各種の能力を総合的に発揮して具体的な問題の実践的解決にあたることになるが、前述の各種能力の集合は「問題解決能力」と称することができる。訴訟を典型としながらも、仲裁・調停・和解などの代替的紛争解決手段による解決も、あるいは、外部弁護士や企業内弁護士の扱う企業法務における各種業務で直面する交渉なども、広い意味で法的紛争解決の一環として位置づけることができよう。「生活紛争と法」や「裁判外紛争解決制度」などは、紛争解決・問題解決の多様性とその選択について理論的かつ実践的に学ぶ機会を提供している。また、特に「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」等においては、学生の問題解決能力を高めることを意識した実際的な指導が行われている。

また、問題解決は法曹倫理に適った形で行われることが大前提であることから、必修科目として「法曹倫理Ⅰ」及び「法曹倫理Ⅱ」を設置するとともに、臨床科目における教育を通じて倫理観の涵養が図られている。

もとより、上記の各科目は、いずれも「豊かな人間性」を基礎とするものである。

（2）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況 ア 入学者選抜

法曹に必要なマインド・スキルを養成するため、入学者選抜にあたっては、法

学未修者・法学既修者ともに、法曹となるにふさわしい資質・能力を備えているかどうかについて、提出書類に基づき慎重に判断している。具体的には、志願者調書（「社会における実務等の経験の有無」、「法曹を志望する理由および目指す法曹像」、「活動歴、奨学金の受給、受賞等」などの記載を求めている）、成績証明書、その他の資格・能力証明書等の精査を通して、法曹となるべき者が備えるべき、①思考力・分析力・判断力、②健全な社会常識、③強い使命感、④高い志、⑤各種分野の専門的能力、⑥表現力という資質・能力を審査している。

イ カリキュラム

カリキュラムは、全ての科目群において、上記の能力を醸成するための科目を厳選したうえ、多様な形で展開している。また、6つの法曹像に対応した「履修モデル」に基づき、履修選択上、適切な指導を行っている。

ウ 授業

法曹として活躍するためには、法的知識を正確にしっかりと修得したうえで、事実関係を正確に把握し、これを適切に解きほぐすことによって問題点を抽出し、的確な分析・推論を通じて、紛争の解決として最も適切な解決策を導き、説得力をもってそれを表現する能力を身につける必要がある。

これを実現するため、特に2年次からの科目では、双方向・多方向の授業を行うことによって、事実調査・事実認定能力、法的分析・総合的判断能力、批判的・創造的思考力、説得的表現・議論・コミュニケーション能力、問題解決能力を涵養しつつ、高度の法的知識の修得を目指している。

エ 成績評価・修了認定

本法科大学院では、いわゆるコア・カリキュラムをとりいれた授業計画を策定するとともに、さらに各科目において到達目標を設定し、これを学生に周知している。また、その到達目標を反映させた成績評価基準（講評）を作成・公開したうえで成績評価を行い、これを総合したGPA基準によって進級・修了認定を行っている。

法学未修者コースについては、GPA基準値を活用した1年次から2年次、また、2年次から3年次への進級判定制度を実施している。

さらに、1年次から2年次の進級判定に共通到達度試験の割合（共通到達度試験の合計点をもとに全受験者を上位から下位に順に並べた場合に、当該学生が全受験者の中で上位何パーセントの位置にあるかを示した数値）が上位60%以内であることも進級条件としている。

なお、本法科大学院における修了認定は、単位積み上げ方式となっており、所定の単位が取得できない限り、修了は認められない。ただし、単に単位を修得するのみでなく、カリキュラムで定められた科目の全てにおいて法曹に必要なマインド・スキルの修得が求められている以上、これらを身に付けていない者は修了できない。さらに、修了するためには、GPA2.00以上であることを求めている。

オ 自己改革等の取り組み

本法科大学院では、法曹に必要なマインド・スキルの養成について、その具体

的な成果の検証も含め、執行部（研究科長及び研究科長補佐）、入試・広報委員会、教務委員会、FD委員会等で不断に検討しており、また、FD研究集会のテーマとして議論している。なお、2018年度には、法学未修者の入試制度・カリキュラムを中心とする教育内容、フォローアップ体制など、法学未修者教育の現状分析と課題の抽出を目的としたプロジェクトチームを立ち上げて検討を行った（詳細については、「第5分野 5-1」を参照）。

これらの検討や議論を踏まえ、入学者選抜では、広報活動にあたって、本法科大学院が入学者に対して求めている資質・能力がいかなるものであるかを重点的に説明するとともに、本法科大学院が既修者として認定するにあたって備えている必要がある資質・能力を具体的に伝えている。

また、法学未修者コースの入学者選抜については、小論文試験において本法科大学院独自の問題を出題し、本法科大学院が入学者に対して求める資質・能力を判定している。さらに、法学既修者コースの入学者選抜については、2年次配当の法律基本科目として「行政法」を設置したことに伴い、入学者選抜の「法律科目試験」の範囲から「行政法」が除かれている。上記の「法律科目試験」の問題については、入試・広報委員会が中心となって、①柔軟な法的思考力が試されるような内容となっているか否か、②法学既修者として認定するにふさわしいレベルのものか否かを毎年度検証し、必要があれば改善を求めている。

カリキュラムについては、特に未修入学者に対して、法科大学院で修得すべき「法曹に必要なマインド・スキル」の全体像を早く理解してもらうために、選択科目ではあるが、導入科目として「生活紛争と法」を設けており、あわせて事例分析の基礎力を養成するために「基礎演習」を設けている。法学既修者（及び法学未修者2年次生）に対しては、3年次配当の法律基本科目群の中に、特別講義である「1群特講」（選択科目）を置き、さらに法律文書作成能力の向上を目指して、必修科目である「1群特講A」を新設した。

授業の内容や方法に関しては、FD委員会を中心として、それが法曹に必要なマインド・スキルの育成にふさわしいものとなっているかについて不断の検討を行っており、その検討結果は各科目担当者にフィードバックされている。

また、学生による授業アンケートや教員相互による授業参観、FD研究集会の開催が、授業担当者による授業改善へ向けた契機となっている。

さらに、マインド・スキルの修得にあたっては、学生間の切磋琢磨によるところも大きく、この場面では実務講師（本法科大学院のOB・OGである若手弁護士）による指導が大きな役割を果たしている。この実務講師による活動は教務委員会が把握しており、実務講師から同委員会に提出された情報や提言もまた、改善・改革のための貴重な資料となっている。

カ 法曹養成教育の達成状況

法曹に必要なマインド・スキルの養成・修得という観点からすると、本法科大学院における教育システムは十分に機能し、その目的を達成することができていると考える。ただ、近年における司法試験の合格率の動向に鑑み、研究科長及び研究科長補佐を中心に、このようなマインド・スキルの養成・修得の状況について不断の検証を行い、その検証結果に基づき、全教員が一致協力して、全ての学生が法曹に必要なマインド・スキルを十全に修得することを目指し、さらに努力する必要がある。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、複雑化した現代社会に求められる法曹としての確かなスキルとマインドに裏打ちされた高度な問題解決能力に加え、豊かな人間性と高い倫理観を有する人材を養成し、社会の様々な分野に輩出していくことこそが法曹養成機関として果たすべき重要な使命であるとの認識に立ち、以下の取り組みに特に力を入れている。

ア 法曹に求められるマインド、スキルの理解・浸透

本法科大学院では、養成する6つの法曹像を掲げている。いずれの分野の法曹を目指す場合においても、法曹に求められるマインド・スキルはその基盤となるものである。そのため、入学前段階から修了に至るまでの間、各種のガイダンスや学修指導、キャンパス内での掲示、個々の教員や実務等との関わりを通じ、これらのマインド・スキルを涵養することの重要性について理解・浸透を図っている。

マインドの中でも、とりわけ倫理観については多様化・複雑化する社会において法曹として活動していくにあたっての確固たる軸となり得るものである。そのため、本法科大学院においては、「法曹倫理Ⅰ」及び「法曹倫理Ⅱ」を裁判官、弁護士及び検察官の各法曹三者経験者が担当し、それぞれの法曹の立場で求められる倫理観を学生に体感させることで、固有の倫理ばかりでなく、特定の立場によらない多角的な視点に立った法曹倫理を涵養できるよう注力している。

イ 多様な社会への問題意識・関心を涵養する取り組み（ICTを活用した遠隔教育の展開）

問題解決能力の向上にあたっては、社会全般に対する問題意識と、特定の分野にとどまらない幅広い視野に立って課題を発見し、その核心をとらえることのできる高い感性を養うことがまずもって必要である。

そのための取り組みのひとつとして、本法科大学院では国内における多様性に目を向け、地方に所在する大学との連携のもと、ICTを活用した授業を実施し、それぞれの地域に特化した題材を取り上げる科目を展開している。東京のみならず、国内の様々な地域固有の課題に触れることで、国内における多様性を意識し、問題意識を涵養するとともに、課題解決の前提となる高い感性をも養うことを企図している。

また、本取り組みによる成果については、本学内はもとより、機関誌への掲載等を通じて学外にも発信しており、日本各地において法科大学院の廃止・縮小が相次ぐ中、大学間の連携による教育課程の充実、新たな教育手法の開発という観点で、極めて大きな意義を有している。

さらに、将来的には、これらの科目の履修を通じて構築された学生間のネットワークから、法科大学院修了後の法曹間のネットワークに発展していくことにも資するものとなるよう期待している。

ウ グローバル・ビジネスへの対応

人・モノ・カネ・サービス・情報が国境を越えて行き交う社会におけるリーガル・サービスの国際化は不可避である。

本法科大学院では、基礎法学・外国法・隣接科目群に、「英米法総論」、「英米公法」、「英米契約法」、「ヨーロッパ法」、「Study Abroad Program」、「3群特講Ⅱ@アジア・ビジネス法」、展開・先端科目群に、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」、「国際法Ⅰ（基礎）」、「国際法Ⅱ（応用）」、「国際人権法」、「国際経済法」などを設置しており、これらの科目では、必要に応じて外国人教員・実務家をゲストスピーカー等として招聘している。正規の授業科目のほかにも、随時、外国人教員による講演会を催したり、日本比較法研究所主催の講演会を開催したりするなどして、学生に刺激を与え、国際的な関心を高める工夫をしている。

また、2018年度からは、本学国際会計研究科からの移籍教員を加え、会計・ファイナンス分野の科目の充実を図っており、グローバル化した企業活動における複雑な紛争解決にも対応できるビジネス・ローヤーの養成にも対応できる体制を整えている。

エ 継続教育

社会の変化が激しい現代においては、法科大学院を修了し、法曹資格を得た後においても不断のスキル・アップを図っていくことは必須の事項である。そのため、本法科大学院においては、法曹リカレント教育も重要な社会的使命のひとつと考え、一般財団法人新日本法規財団から資金を得て、税務等に関する短期セミナーを実施している。当該セミナーは、上述のICTによる遠隔授業の実施において得られたスキーム、またコロナ禍で進化したオンライン配信システムを活用してその内容を地方にも配信する取り組みを行っており、全国規模で展開している。

(4) その他

法曹に必要なマインド・スキルを涵養するためには、志を同じくする他の法科大学院に在籍する学生との相互研鑽を積む場を確保することも必要である。そこで、本法科大学院は、慶應義塾大学法科大学院とともに、東京弁護士会法曹養成センターが主催する夏季リーガル・クリニックに参加して、そのような場を確保するように努めている（「第5分野 カリキュラム 5-6」を参照）。

2 点検・評価

本法科大学院は、本学における法曹養成教育の伝統を継承し、「実地應用ノ素ヲ養フ」という本学の建学の精神を現代に体现するものとして創設された。高度な専門家の養成を目指すという建学の精神は、司法制度改革の中核をなす法科大学院における「プロセスとしての法曹養成教育」、「理論と実務の架橋」に表された教育理念と及び「法曹に必要とされるマインド・スキルの涵養」という教育目標と軌を一にするものであり、本法科大学院における法曹養成教育は求められる法科大学院教育をまさに実現しているものといえよう。

本法科大学院における教育理念は、その創設以来、教育及び学生（ならびに修了生）、さらには本学出身の法曹にも広く共有されている。

本法科大学院の学生は、充実した法律基本科目に加え、6つの法曹像を指針としつつ、各自の明確な目的意識に基づいて多彩な科目の中から必要な科目を選択・履修し、実践的な課題に積極的に取り組んでいる。加えて、学修支援として、クラスアドバイザーを務める専任教員や、若手実務家から構成される実務講師

等により、ひとりひとりの学修状況に応じたきめ細かなフォローを受けることが可能である。授業や課外における学修を通じ、様々な背景・個性を有する学生相互が研鑽しあうこと、さらに教員や実務講師、修了生からのきめ細かな指導・支援が展開されている。

これらの取り組みこそが、本法科大学院が特徴に掲げる「ハートフル・メソッド」であり、法曹に必要とされるマインド・スキルの涵養にあたり有効に機能している。

3 自己評定

A

4 改善計画

本法科大学院の現状は、法科大学院に求められる水準を十分に満たすものと評価できるが、さらなるレベル・アップを目指し、以下の改善・改革を目指している。

① 法曹養成連携協定に基づく協定校との連携強化

2020年度より、5年一貫教育制度の開始に伴い、本法科大学院では「5年一貫型選抜」を実施している。また、2023年度までに本学法学部を含む全11大学と連携協定を締結し、入学生を受け入れている。また、各協定校向けに個別入学説明会を実施だけでなく連携協議会を開催するなど、制度の改善に向け努めてきている。今後も更なる質的な拡充を図るべく、提携校との活動の検証および改善を行っていく。

② 未修者教育の検証及びさらなる強化

未修者教育については、2018年度に設置された未修者教育の現状分析と課題の抽出を目的としたプロジェクトチームの提言に基づき改善を進めてきた結果、未修者の直近修了者の司法試験合格率が2022年は60%、2023年は在学中受験と併せて50%（在学中受験のみであれば60%）に達するという成果を得た。

もっとも、法科大学院を取り巻く状況は日々変化を続けており、各年度の未修者コースへの入学者の状況を把握したうえで、未修者教育のあり方を検証しながら、必要な支援を検討していく。

③ 入学予定者へのフォローの充実

入学予定者については、入学前説明会を実施しているが、今後、5年一貫型教育である「法曹コース3+2」による法曹コース在籍者の進学が進路として確立してきたため、よりきめ細やかなフォローを行っていく必要がある。

④ FD活動のさらなる強化

FD活動については、法科大学院を取り巻く状況の変化を踏まえながら不断に取り組んできているが、非常勤教員のFD活動への参加が十分に行われ

ていない状況が続いている。FD委員会を中心に、非常勤教員が参加しやすい状況を確認するための工夫を引き続き検討していく。

④ カリキュラムの改善・改革

カリキュラムについては、法科大学院を取り巻く環境の変化、とりわけ「5年一貫型教育である「法曹コース3+2」の導入と在学中受験の実施を見据えて改定を続けてきている。2023年度から実際に在学中受験が実施されたことも踏まえて、教務委員会を中心に、改訂後のカリキュラムのあり方を検証し、必要に応じて改善・改革を進めていく。

⑥ 優秀な若手教員の確保

本法科大学院では、近時は若手教員を積極的に採用したことにより、年齢バランスが大幅に改善しているが、その際には、本法科大学院における採用基準に照らして、十分な教育能力を有していることを確認している。今後も、その点には十分に配慮しながら、若手教員の確保に努めていく。

⑦ 中央大学法学部との連携

本法科大学院の開校以来、本法科大学院の専任教員が本学法学部にて授業を受け持つなど、一貫した法曹養成体制を構築してきた。また、2020年度に開始した5年一貫教育制度をきっかけに、連携協議会に関する覚書の締結など制度面における連携拡大を図ってきた。

さらに、2023年4月に、本法科大学院は市ヶ谷キャンパスから駿河台キャンパスへ、本学法学部は多摩キャンパスから茗荷谷キャンパスへそれぞれ移転したことに伴い、両キャンパスの立地を活かし、法学部生を対象としたキャリアガイダンスを駿河台キャンパスで、法学部受験検討者を対象とした進学相談会を茗荷谷キャンパスで実施するなど、両組織で一体となった広報活動を展開している。

司法試験制度の改革に伴い、司法試験の受験者が若年化していく中、「実地応用ノ素ヲ養フ」という本学の建学の精神に則った法曹養成のノウハウを総合大学として最大限具現化していけるよう、法学部とも連携を強化しながらさらに改革に努める。

別紙 6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係
 ■憲法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次配当の憲法科目は、2007年度から前期「人権の司法的救済」(3単位) 1科目であったが、2011年度から後期選択科目として「統治の基礎」(1単位)を設置した。もともと「人権の司法的救済」(3単位)で憲法全体を説明することは困難で、内容は「人権」と「司法」が中心であり、それ以外の「統治」部分は1週3コマで概観し、学生の自学自修を促すにとどまっていた。学生の反応は大きく2つに分かれ、一方は、統治は自修できるので人権をより詳しく説明してほしいというものであり、他方は、統治についても人権や司法と同じように詳しく説明してほしいというものであった。「統治の基礎」(1単位)を選択科目として設置したのは両方の希望に対応するためであったが、履修者が少なく、自学自修も不十分であったため、2017年度からこれを必修化することにした。同時に、「人権の司法的救済」を「憲法Ⅰ」に、「統治の基礎」を「憲法Ⅱ」に科目名を変更した。</p> <p>2年次には、これまで「公法総合Ⅱ」(2単位)及び「公法総合Ⅲ」(2単位)を配当しており、前者は、憲法訴訟・行政訴訟の融合科目であったが、2012年度から「公法総合Ⅱ」は全体が行政法科目に、「公法総合Ⅲ」は憲法3単位科目に変更した。これにより、人権と憲法訴訟を融合的に扱うことが容易になった。なお、「公法総合Ⅲ」は、1年次科目の基礎的知識を前提として、応用問題の解決能力を取得させることを目的とした内容となっている。</p> <p>なお、2021年度未修カリキュラムから「公法総合Ⅱ」を廃止し、「公法総合Ⅲ」が「公法総合Ⅱ」へ名称を変更したが、内容的な変更はない。</p> <p>また、2022年度から「1群特講A@公法系事例研究」を設置し、学生の起案能力の向上に務め(教員が添削等を行う)、2023年度からは3年次前期前半に「1群特講B@公法総合」を置き、「公法総合」では扱えなかった重要論点を解説している。両科目とも、憲法と行政法を合わせて1単位である。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>2年次科目のうち「公法総合Ⅲ(2021年度からⅡ)」は3名の憲法教員で担当する。テキストは共通で、扱う項目と順序も、事前に担当者間で大枠を決定しているが、配付資料等は各担当者の裁量に委ねている。「公法</p>

	<p>総合Ⅲ（2021年度からⅡ）」は、長く、1クラスを1人の教員が担当していたが、2019年度からオムニバス形式を採用することにした。一教員の病気のため2名で担当した時期もあったが、現在は全クラスを3名で担当している。</p> <p>2年次は双方向・多方向を基本とした授業を心がけている。1年次は講義形式が基本だが、ウのかたちで双方向・多方向の要素を取り入れている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>2年次配当科目では、授業で多くの学生に質問し、その回答を聞いて理解度を測っている。必要があれば繰り返し説明する。</p> <p>1年次配当科目ではそこまでいかないが、あらかじめ正誤問題等を出しておき、授業で学生の回答とその理由を聞いて理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>授業終了後やオフィス・アワーを活用して、できるだけ丁寧に学生の質問に対応している。担当者のうちの1人は、オフィス・アワー等できわめて多くの学生に対応したことにより、本法科大学院のベスト・ティーチャー賞を受けたことがある。</p> <p>授業で取り扱った問題（過去の期末試験問題など）について、授業終了後、解説プリントをC plusでクラス全員に送付し、授業で身につけたところを自ら確認し、疑問を感じたところを自ら解消できるように工夫している。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>学生の出席者名簿に自分で署名させる方法で、授業時に出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>1・2年次配当科目ともに、できるだけ授業で学生に発言させ、授業への主体的参加を促している。また、2年次配当科目では、自分の意見を述べるだけでなく、理論と実務の架橋を意識して、当事者の訴訟代理人であればどのような主張をするかなど、異なる立場での理論構成を考えさせるようにしている。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次配当科目では、基本的な知識と理解を浅くとも広くつけさせる。2年次配当科目でその論点は初耳だということにならないようにするためである。共通到達度確認試験に対応するためにも、このような授業方法をとる理由がある。2年次配当科目では、最高裁判例を中心とした具体的事例に即して、論点を絞って深く議論するように心がけている。また、判例を扱った後に、独自の問題で応用力を養うよう努めている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>各学年で学生が到達すべき目標は、あらかじめ「C plus」で学生に事前に伝達している。1年次配当科目と2・3年次配当科目では、扱う論点自体が異なるというよりも、要求される理解のレベルが異なるものと考えている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>2年次科目では、テキストにはない新判例を取り上げて検討するなど、それぞれの担当者が学生の関心を引き出す工夫をしている。1年次科目でも、授業で使う判例集に掲載されていない判例を他の判例集からコピーして配付するとともに、新聞記事等を用いて説明して、現実とのかかわりを感じさせるようにしている。また、本学では、共通到達度確認試験に対応するために、1年生に対して「短答演習」が実施されており、教員が過去問から問題の選択を行っている。</p> <p>同じ学年でも、毎年度、各クラスで学生のレベルや気質が異なるので、従来のやり方に固執することなく、なるべく柔軟に対応できるよう心がけている。何かあればその都度担当者間で情報交換を行うよう努めている。</p>

■行政法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>2021 年度未修入学生及び 2022 年度既修入学生から、「行政法」（2 単位）、「公法総合 I」（2 単位）及び「1 群特講 A @公法系事案研究」（憲法分野と合わせて 1 単位）が必修科目として配当されている。</p> <p>このうち「行政法」は行政法の基礎的事項の修得を目的とする初学者向けの科目であり、2 年次前期に配当されている。当該科目の重要性に鑑み、2 年次前期に単位を修得できなかった者は、後期に再履修することができる。</p> <p>「公法総合 I」は 2 年次後期に配当されている科目であり、2 年次前期の「行政法」で修得した基礎的知識を前提として個別事案を解決するための能力の修得を目的とする科目である。</p> <p>「1 群特講 A @公法系事案研究」は起案力の養成を目的とした科目であり、「行政法」及び「公法総合 I」と併せて、行政法全体をカバーできるようにしている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>「行政法」では、毎回レジュメを作成・配付し、レジュメに即して授業を展開している。授業は基本知識の伝達を主な目的にしているため、講義形式を中心にせざるを得ない。ただし、再履修者向けの授業については、少人数クラスの利点を活かして、双方向・多方向の授業を行い、正確な知識を定着させるようにしている。</p> <p>「公法総合 I」では、専任教員が独自に作成した課題集を事前に配付し、これを各クラス共通の教材として双方向・多方向の授業を展開している。</p> <p>「1 群特講 A @公法系事案研究」は起案科目であり、起案の後に直ちに解説を行っている。また、提出された起案文書については、添削のうえ、学生に返却している。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「行政法」では、双方向の授業のやり取りの中で、学生の理解度を確認している。また、「公法総合 I」では、各週の事例問題の前に、事例問題を解く前提として必要となる基本的事項について簡単な設問を置いており、授業の中で必要に応じて当該事項について学生に質問をし、理解度を確認している。さらに、授業担当者が随時集まって、学生の理解度について情報交換をしている。「1 群特講 A @公法系事案研究」についても同様である。</p>

<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>行政法の授業担当者3名とも、授業終了後30分から1時間程度、教室に残って質問を受けている。行政法一般に対する質問、起案の仕方についての質問等は、オフィス・アワーを利用することができる。</p> <p>また、「公法総合I」では、授業終了後に、学生が授業の復習をする際の補助教材として詳細な解説レジュメを配付している。</p> <p>さらに、「1群特講A@公法系事案研究」では、提出された起案文書を添削のうえ、返却している。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>行政法関連科目では、毎回、出席者名簿に氏名を自署させている。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>教員と学生の間で交わされたやりとりの意味や、関連する論点を、クラスの他の学生に示すなどして、より深い理解ができるよう、工夫をしている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「行政法」では、できるだけシンプルな具体例を挙げながら、難解な行政法理論の要点を簡潔に説明するよう心がけている。また、口頭の説明だけでは十分な理解が得られない可能性があるため、詳細なレジュメを作成・配付し、授業後の自学自修でも利用できるよう、復習事項を列挙するなどの工夫を行っている。再履修者向けのクラスでは、簡単なレジュメの配布の他に、口頭で基本知識の確認を繰り返すなどの工夫を行っている。</p> <p>「公法総合I」では、行政法総論及び行政救済法の基礎的理解を前提に、事例形式の問題を素材にして、個別の学修項目を有機的に関連づけて、紛争解決の具体的手法を学修できるようにしている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「C plus」において到達目標を掲げるとともに、行政法関連科目のすべてにおいて、コア・カリキュラムを意識して課題の選択を行っている。なお、授業内容を補充するレジュメや、裁判例に関する情報などを、「C plus」を通じて提供しているほか、自学自修を支援するために、独自に作成した事例形式の問題集（解説付き）を公刊している。</p>

ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>行政法は他の分野に比して、個別法の制定改廃が著しい分野であるから、常に立法の動向を注視するようにしている。また、学生が身近に感じられる日常的な話題がないか、目配りをするように努めている。</p>
-------	--

■民法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次においては、よりきめ細かな指導を行うことを目的としてカリキュラムを編成している。具体的には、前期に「民法Ⅰ」〔主に総則（法人・法律行為・消滅時効を除く）・物権法〕、「民法Ⅲ」〔主に債権総論〕、「民法Ⅳ」〔主に総則（法律行為）・契約法〕、民法Ⅵ〔主に家族法〕を配当し、後期に「民法Ⅱ」〔主に担保物権法〕「民法Ⅴ」〔主に不法行為を中心とする法定債権（民法総則の法人・消滅時効を含む）〕を配当している。法学未修者に対し、民法全般を広く鳥瞰し、基礎的な概念・原則を理解させることを目的とする。近年の民法改正に対応した授業内容としていることはもちろんである。</p> <p>2年次配当の「民事法総合ⅠA」「民事法総合ⅠB」においては、1回のテーマにつき2時限の授業を充て、1時限目の授業では、当該テーマを理解するうえで必要な基礎的知識が予習によって身につけていることを前提として、基本的設例を用いて当該テーマの判例・学説の現状をより深く理解する。2時限目の授業においては、やや長文の複雑な発展的設例に取り組み、そこに含まれる法的問題の指摘・分析と、民法の規範を当てはめることによる解決の手法を修得する。</p> <p>また、民法科目の復習や発展的学修の機会を設けるため、「1群特講B@物権法・不動産登記法改正」、「1群特講B@民法基本演習」、「1群特講B@体系民法」、「1群特講B@判例民法Ⅰ」、「1群特講B@判例民法Ⅱ」、「1群特講C@契約法」、「1群特講C@現在家族法の諸問題」等を開講している。</p> <p>3年次配当の「民事法総合Ⅳ」は民法・民事手続法の融合科目である。民法・民事手続法の双方に関わる事例問題をとりあげ、理論・実務の視点から総合的に検討することを通じて、民事法全体の理解を確実にすることを目的とする。</p> <p>教育内容については、基本的に講義要項の内容に従って行われており、理論と実務の架橋となる内容としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次配当の各科目には、それぞれ1クラスが設けられており、いずれも研究者教員が担当している。いずれの科目においても、テキストの他、担当教員オリジナルの補助教材を利用し、学生の理解を助けている。授業は、講義と双方向を併用している。</p>

	<p>「民事法総合 I A」及び「民事法総合 I B」は、教員 6 人が、オムニバス方式で各クラスを担当している。「民事法総合 IV」は、学生に、民法・民事訴訟法などに関わる事例問題の分析・検討、レポートの作成を行わせて上、クラスの中で学生とともに教員が議論を行い、双方向・多方向の意見交換を通じて、実務的な問題提起能力、実践的思考能力、問題解決能力を修得することが可能となっている。授業については、講義要項の内容通りに行われている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>科目全体にわたって、双方向の授業の中で理解の確認を行っている。</p> <p>「民法 I ～VI」については、小テストの実施や起案課題の作成等を通して、学生の理解度を確認している。その他の科目については、授業内の質疑応答やレポート等を通して口頭ないし書面の形で適宜学生の理解度を確認している。</p> <p>「民事法総合 I A」及び「民事法総合 I B」においては、授業中の質疑応答を通して学生の理解度を常に確認するとともに、学生からの質問には丁寧に対応し理解度の向上に努めている。</p> <p>「民事法総合 IV」においては、授業内で起案をさせ、その後の解説講義で教員が質問し、学生と意見交換することによって、学生の理解度を確認するとともに、理解度の向上を図るように努めている</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>民法分野の科目においては、授業実施後、可能な限り、学生の質問に対応できる時間を確保している。小テストや起案課題について、学生の希望に応じて、口頭での指導や添削も行っている。</p> <p>「民事法総合 IV」においても、授業の実施後、学生の質問等に応じるとともに、希望する学生に別途時間を設けて質問等に応じ、授業時間前にも質問等の時間を設けるようにしている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>出席の確認については、各科目とも、授業時に出席者名簿に氏名を自署させて出席を確認している。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>「民法Ⅰ～Ⅳ」については、小テストやレポートを実施して、学生の理解を深める工夫をしている。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」については、答案を起案させた後に、解説講義において起案のポイント等をわかりやすく説明するように努めている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次、2年次、3年次に、徐々に基本的な内容から高度で専門的な内容となるように、授業内容を工夫している。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>到達目標との関係では、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容について、「C plus」を通して学生に事前に伝えて注意を喚起するという形で、自学自修を支援するための体制をとっている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>各授業とも授業準備に相当の時間をかけて、学生の理解度を高めるような授業の組み立てを工夫している。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」については、民法等の実体法と民事手続法が関連した基本的で重要な事項が争われる事例問題の作成に努め、解説講義を通して学生の柔軟かつ体系的な問題解決能力の向上を図るよう努めている。</p>

■ 商法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次においては、2007年度から「商法Ⅰ」〔総則商行為有価証券法関連〕（2単位）と「商法Ⅱ」〔会社法関連〕（2単位）を必修科目としていたが、2011年度から、2年次以降に進級した際に学修がスムーズに接続するように内容を少し見直し、「商法Ⅰ」のうち総則商行為・手形法小切手法関連のコマ数を若干圧縮して、従来の3分の2程度にし、残りの3分の1を会社法関連に充てることとした。さらに、2021年度から、「会社法」（3単位）を必修科目とすることに変更し、「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」を廃止した。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅱ」においては、前年度までと同様に、主に会社法分野を対象として、事例問題を中心に事案の分析・法的論点の抽出・問題解決能力の向上を図っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次後期配当の「商法Ⅰ」においては、主に商法総則・商行為・手形小切手法分野（2011年度からは、これに加えて会社法分野の一部も）をとりあげ、講義レジュメ集と市販のテキストを用いて、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得を図り、簡易事例を用いたケーススタディを導入して、基本的知識の活用と理解の定着を図っていた。「商法Ⅱ」では、会社法分野のうち特に株式会社制度について、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得とその定着を図っていた。「商法Ⅱ」の担当者と「民事法総合Ⅱ」の担当者の連続性に鑑み、法学未修者の2年次への進学と学修の効率化を試みた。そして、前述の通り、「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」を廃止し、「会社法」を必修科目とすることにより、法学未修者の負担を軽減するとともに、「民事法総合Ⅱ」への接続を強化した。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅱ」は、3名の商法教員が、学期を通して1つのクラスを担当している。授業では、裁判例及び事例問題を素材とした教材をもとに、双方向授業を通じて、事実関係の分析、法的利害の抽出、問題解決能力の向上を図っている。2014年度からは従来よりも裁判例に充てる時間を減らし、事例問題を取り上げる時間を増やして、履修者がより効率的に学修できるようにしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」では、学期中に1回ないし2回</p>

	<p>の負荷の軽い試験を行い、それによって学生の理解度を担当教員が確認し、また学生が自己の水準を認識できるようにしていた。2021年度から導入された「会社法」においては、学期中に1回、中間試験を実施している。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」においても、共通の中間レポート(中間試験)を実施し、学生の理解度を担当教員が確認し、学生が自己の水準を認識できるようにしている。また、一方向的な解説の時間と双方向的な基礎知識の確認・質疑の時間を設けることにより、担当教員が学生のレベルを確認しながら授業を進めるようにしている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>いずれの科目においても、担当教員は時間の許す限りで授業後に学生の質問に対応するようしており、質問時間が長時間にわたる教員も見られる。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」については、中間レポート・期末試験について、担当教員の中には、点数や評価、コメントなどを付して学生に知らせている例がある。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>いずれの科目においても、授業時に出席者名簿に氏名を自署させて出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」においては、株式会社の運営状況についてイメージを持ってもらうために、定款等のサンプルや下級審の裁判例を教材に含めている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」では、各担当教員の工夫として、カバーする範囲や各セクションの深さを制限することにより、履修学生の理解とその定着を確実なものとするように授業が運営されていた。その点は、「会社法」においても引き継がれている。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」においては、双方向的な基礎知識の確認・質疑の時間を設けることにより、担当教員が学生のレベルを確認しながら授業を進めるようにしている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>学生には、学内の「中央大学法科大学院到達目標」によって、各学年において到達すべき知識の範囲と深さを提示している。授業では時間の制約からすべてを取り扱うことはできないが、「C plus」で既に提示している。</p>

ケ その他	※授業準備として工夫していること等。 「民事法総合Ⅱ」では、教材を担当教員が共同で開発することで、授業の内容・質・水準をそろえるようにしている。
-------	---

■民事訴訟法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次後期配当の「民事訴訟法」（3単位）では、テキスト及び配付資料に沿って、法学未修者に教授すべき民事訴訟法の基礎知識と考え方を体系的に取り上げている。授業の目標としていることは、2年次配当の「民事法総合Ⅲ」におけるより高度な学修に耐えるだけの基礎力を涵養することである。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅲ」〔民事訴訟法中心〕（3単位）では、民事訴訟法の重要問題を網羅したテキストの各ユニットに掲載された設例を素材として、事実関係の分析、法的論点の抽出、必要な判例・学説の確認、問題解決の考え方の検討というプロセスを踏むようにしている。取り上げるユニットは、いずれも理論的・実務的に重要なトピックを含んでおり、これらの学修を通じて、実務法曹に必要な能力を修得させることを目指している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>「民事訴訟法」の授業では、訴えの提起から、審理（口頭弁論・証拠調べ）を経て、判決およびその確定に至る手続の流れにしたがって、民事訴訟制度の基本的な仕組み、その運用について解説するとともに、重要なトピックについて分析、検討を加えている。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」では、4名の教員の分担によるオムニバス方式を採用している。授業は、ソクラテス・メソッドを採用しており、事前に配付されている「設問集」（担当教員が協力して独自に作成した教材）に掲載された設問に沿って、教員とアトランダムに指名した受講生との間で、あるいは、受講生間で質疑応答している。重要な問題や多少高度な問題については、教員が若干の解説を加え、それをベースにより深みのある議論の展開を企図している。授業期間内に中間試験を1回実施して理解度をチェックしており（答案を返却し、解説及び講評を配付している）、期末試験とともに成績評価の重要な成績評価資料としている。</p>

<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「民事訴訟法」では、毎回、受講生を指名して質疑応答を行い、各受講生が基礎的学力をどの程度身につけたかをチェックしている。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」では、ソクラテス・メソッドを採用し、毎回多くの受講生を指名して質疑応答を行っており、その都度、各受講生が基礎的応用力をどの程度身につけたかをチェックするとともに、授業期間内に中間試験を1回実施して、受講生自身が自らの学力を検証する機会を提供した。また、「中央大学法科大学院到達目標」を事前に配付し、自学自修時に各自の理解度を自分自身でチェックできるようにしている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>「民事訴訟法」は、毎回授業終了後、その回の授業内容についての質問に丁寧に答えている。この時間で対応できなかった受講生に対しては、オフィス・アワーで個別に対応している。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」は、毎回授業終了後、その回の授業内容についての質問（それまでの授業内容、それ以降の授業内容に関するものもある）に丁寧に答えている。この時間で対応できなかった受講生に対しては、オフィス・アワーで個別に対応した。また、各回の「確認問題」を事前配付しており、復習時に各自がどの程度授業内容を理解したかを自己判定する機会を提供した。自学自修において生じた疑問についても、オフィス・アワーの時間帯等で丁寧に答えている。さらに、期末試験においては、成績発表直後に「講評会」を開催し、試験後に配付した「解説・講評」では伝えきれなかったことを補うとともに、参加者からの質問に対しては、その場で直接答えているほか、オフィス・アワーでの事後的対応をしている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>「民事訴訟法」「民事法総合Ⅲ」とともに、受講生の「出席簿」への署名で出席を確認している。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>初学者を対象とする「民事訴訟法」では、授業開始当初に民事通常事件の第1審手続の流れを説明するなどして、受講生が民事訴訟手続を具体的なものとしてイメージできるように工夫している。</p> <p>2年次（法学既修者1年次及び法学未修者2年次）を対象とする「民事法総合Ⅲ」では、事前には「設問集」のみを配付するにとどめ、授業内の質疑応答に自ずと集中する状況を作ることによって、受講生が自学自修で身につけた法規範をどの程度運用できるのかを実感できるように仕向けた。その質疑応答用の資料である「設問集」の中に掲載された「設問」は基本的な知識を問うもの、基礎的応用力を問うもの、そして、応用力を問うものにレベル分けされており、受講生各自がどのレベルで躓いたかが自覚できるようになっている。さらに、受講生が授業の中で感じた疑問、復習をされていて気づいた疑問に対して丁寧に答えている。なお、民事訴訟手続の実際について身をもって知ってもらうため、模擬裁判（民事）の履修のほか、派遣裁判官企画の裁判傍聴、法律事務所等へのエクスターンシップなどへの積極的参加を呼びかけ、多数の参加を得ている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっている等。</p> <p>初学者を対象とする「民事訴訟法」では、まず、民事訴訟手続の全体像をできるだけ早く理解してもらうことに努めた。また、基本的な概念については丁寧に説明し、簡単な設例を題材として質疑応答することによってその基礎的な概念をどのように使うのかを実感してもらうようにした。</p> <p>2年次（法学既修者1年次及び法学未修者2年次）を対象とする「民事法総合Ⅲ」では、受講生の法的思考能力を涵養するため、知識の修得は自学自修に委ね、授業中は徹底して質疑応答に集中してもらうようにしている。そのうえで、各自が見出した疑問に対して丁寧に答えている。なお、「民事訴訟法」の単位を修得していることは「民事法総合Ⅲ」の履修前提要件とされている。</p>

<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「民事訴訟法」、「民事法総合Ⅲ」とともに、「中央大学法科大学院到達目標」に基づいて授業を計画・準備し、その内容を記した講義要項どおりに授業を進めている。この「中央大学法科大学院到達目標」及びそれをやや詳しく説明した「科目別学修支援のガイドライン」を（「C plus」等を通じて）事前に配付し、受講生がそれぞれの学年においてどの事項についてどの程度の理解度が必要か、さらには授業で取り上げる事項は何であり自学自修に委ねる部分は何かを告知している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「民事訴訟法」、「民事法総合Ⅲ」とともに、受講生が授業を最大限有効に利用するため、講義要項に記載したとおりの授業進行に努めている。それに伴い、授業用資料は可能な限り第1週の授業前にすべてのものを配付するようにしている（「民事法総合Ⅲ」については春季休業時に一括して事前配付している）。この授業用資料の内容は、担当者全員の協議を経て決定している。授業準備だけでなく、各担当者の授業内容のチェック、試験（小テスト、中間試験、期末試験）の作成、採点基準の決定、採点など万般にわたり、全担当者の面密な協議のうえで、協働して作業を進めている。</p>

■ 刑法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次前期配当の「刑法Ⅰ」では、刑法学の総論・各論の両方にわたり、基本的知識を確実なものにし、関連の重要な判例・学説をその合理性・問題点などとともに理解して、2・3年次でのさらなる学修のための十分な基礎を築くことが目標であり、実際の内容もその目標を到達できるものとするように努め、また不断の改善に努めている。なお、2014年度までは、内容が具体的で初学者でも比較的理解が容易ではないかといった観点から、各論・総論の順序で授業を進めていたが、2015年度からは、総論・各論の順序に変更した。刑法に固有の理解の難しさは、その体系的思考にあるとの認識の下、やはり総論の基本事項をまずしっかりと理解することが重要であると考えたことによるものである。その順序を維持しつつ現在にまで至っている。ただ、総論の説明の中で、関連する各則の規定を相当に詳しく説明するなどして、有機的な理解を可能とすべく工夫を行っている。</p> <p>「刑法Ⅰ」では、教科書を通じての各自の学修を前提として、教室では事例問題の検討を中心に授業を進めているが、2011年度からは、本格的な事例問題の検討の場として、1単位ながら1年次後期に「刑法Ⅱ」を必修科目として設けている（これに伴い、前期科目「刑法」は「刑法Ⅰ」と改称された）。この新しい科目では、教室での問答のみならず、宿題の添削・講評も同時に実施され、教員の負担はやや重いが、授業評価アンケートでみると、概ね学生から有意義と受け止められており、その存在意義は十分にあると考えている。</p> <p>2年次前期配当の「刑事法総合Ⅰ」では、刑法関係の重要な判例と主要な学説については事案内容・論拠等も十分そしゃくし、発展的に応用可能なところまで修得させるとともに、事実関係を的確に分析し把握する能力も養い、更に必要に応じて刑事訴訟法上の一部の基本問題にも一定程度対処し得るようにすることが目標であり、少なくとも基本的には実現されているように思われる。</p> <p>3年次前期配当の「刑事法総合Ⅲ」は、刑事法のまとめ科目として、多くの事例問題を素材として、刑事訴訟法の問題にも留意しつつ、更に事実認定の面でも、十分な総合的学力及び実践的能力を身に付けさせることを期する。そのため、この授業は刑事法の広い分野にわたり、実際に生起する多様な事案に取り組み解決する上級修練の場となっている。</p>
--------	---

<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次前期配当の「刑法Ⅰ」では、刑法の基本的な理解を得させるため、基礎的諸事項の説明に加え双方向的議論・プロブレムメソッドも一部、採用している。また、予習範囲を具体的・明確に指示するなどして予習の徹底を促し、毎授業後かなりの数の受講生の多様な質問に答えている。具体的には、学生にはあらかじめ100問の(重要判例を主たる素材とする)事例問題を提供し、教室ではこの事例問題を素材として、担当教員がその事例へのアプローチの仕方や、解決に向けての思考方法を説き、ときに学生にも質問することとして理解を確かめつつ、授業を進めることとしている。1年次後期配当の「刑法Ⅱ」においては、相当に高度な事例問題を合計7つ示して、各受講生にそれぞれにつき予め(各問題を扱う授業の前に)論点メモないしレポートを作成させ添削するとともに、授業の時間に双方向的な問答を行うこととしている。2017年度まで、「刑法Ⅰ」・「刑法Ⅱ」では、2名の教員が各1クラスを担当していた。どちらの科目についても、両担当教員は緊密な共同作業によって共通の講義要項作成など、授業の統一的な計画・準備をした上で、授業を展開した。2018年度以降は、クラスが1つになった関係でクラス間での授業のすり合わせという問題はなくなったが、授業内容はこれまでの蓄積を踏まえ、さらにクオリティを高めるべく努めている。</p> <p>2年次前期配当の「刑事法総合Ⅰ」では、オムニバス方式で授業を実施しており(2022年度は実務家教員2名と研究者教員4名とが参加)、各回の授業で修得されるべき事柄を明示した講義要項に沿って、学生の問題分析力・思考力・意見発表力等の伸張・発展を期している。事前に配付される事例問題群についての十分な予習を前提として、双方向的に、予習度・理解度をチェックしつつ行われる点は、各担当教員に共通である。</p> <p>3年次前期配当の「刑事法総合Ⅲ」では、各回の授業の留意・修得事項を明示した講義要項に沿って、オムニバス方式(2023年度は実務家教員3名と研究者教員4名が参加)かつ双方向方式で授業を行っている。ここでは実際に生起する具体的事例を基にして、刑法及び刑事訴訟法上の各種問題を融合的に取り上げ、事実認定と法令解釈運用の両面において実務家レベルに近い実践的能力を身に付けさせるようにしている。</p>
----------------	--

ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>1年次前期の「刑法Ⅰ」では、小テストを総論関係・各論関係の計2回行うことにより学修到達度の点検・評価を実施し、時に指名して受講生の理解度をチェックしながら授業を進め、同後期の「刑法Ⅱ」では、論点メモないしレポートを提出させてこれを添削し理解を確認している。2年次前期の「刑事法総合Ⅰ」では、毎回、頻繁に指名して受講生の理解度を確認しながら授業を進めているほか、小テストを実施して学修到達度をチェックしている。さらに3年次前期の「刑事法総合Ⅲ」では、具体的事例をもとにして展開される授業そのもの、実践さながらの思考訓練が、そのときどきに理解度の確認となっている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>各授業の担当教員において個別にオフィス・アワーを実施し、学生の質問や学修相談に対応して、授業のフォローとして成果をあげている。また、授業の直後にその教室の場あるいは廊下などで、相当の時間をかけて学生からの質問に受け答えをすることも頻繁にあり、こちらも同様に役立っていると考える。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>全科目、各クラス、各授業時間において、出席者名簿への氏名の自署により出席確認を行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>科目によってレジュメの課題のほか、その項目の発展的な問題について判例を基礎に検討させ、また必須問題と関連問題とに分けて理解の助けとする、多くの判例を学生に提示して読み込ませる等の工夫を行っている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次からの各授業については、最終的に「刑事法総合Ⅲ」の実務を意識した授業展開に充分に対応することができるよう、これを目標とした授業構成のもとに組み立てられている。したがって、各対象学年次においては、その学修状況と進度に充分に配慮した授業展開を心がけることを各教員において確認している。また、近時、学生の理解度・習熟度にかかなりの幅がみられることから、2018年度より、全体の理解の底上げを期して「判例刑法」を新設した。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「C plus」で学生へ提示している法科大学院で学ぶべき事柄、「コア・カリキュラム」についての教員間の共通認識のもと、不足や漏れの無いよう細心の注意をもって</p>

	授業運営にあたっている。
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「C plus」からの電子媒体あるいは印刷した紙媒体でのレジュメや資料の配付を適宜行うことで、学生の学修活動を支援し、またモチベーションを一層高めるのに効果を発揮している。</p>

■ 刑事訴訟法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1 年次後期配当の「刑事訴訟法」では、刑事手続の仕組み・流れを知ること、基本的概念について理解すること、制度の原理・原則を理解すること、判例の読み方を知ること、簡単な法理の理論構成ができ、これを書いて表現できることを目的として授業を展開している。このことは、講義要綱に明示されており、実際の進行も講義要綱通りであり、教材として教員作成のレジュメを事前配付している。C plus には、「中央大学法科大学院到達目標」を掲載し、予習・復習の指針としている。</p> <p>2 年次後期配当の「刑事法総合Ⅱ」は、刑事訴訟法の基礎的知識があることを前提として、判例を教材とし、過去に起こった事案の具体的事実を知り、どのような論理によってその解決が図られたかを分析・検討することで、同様の事案や新しい問題を含む事案を解決する知恵を育むことを目標としており、このことは講義要綱に明示されている。とりわけ、混沌とした事実の中から法的に重要な事実を抽出すること、それを法律論の中にどのように取り込むかということ、また、結論にいたる論理を緻密に分析し、自ら口頭及び文章で表現することができるようになることに重点をおいている。</p> <p>教材については、全ての刑事訴訟法分野の科目につき、科目の目的・到達目標、法改正、学説の展開、重要判例を踏まえ追加削除といった修正を各期の授業前に施しているが、2 年次後期配当の「刑事法総合Ⅱ」においては、2017 年度及び 2022 年度には、担当者全員で協議のうえ、判例集及び設問集を大幅に改訂している他に各担当者がレジュメを作成し、これらを事前配布している。進行順序は講義要綱通りであるが、2 年次後期配当の「刑事法総合Ⅱ」においては、クラスによって進度は若干異なる。3 年次前期配当の「刑事法総合Ⅲ」については、刑法の項目を参照。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1 年次後期配当の「刑事訴訟法」では、講義形式で行うが、レジュメに設けた課題や、判例の事実及び判旨の概要などについては学生に応答を求め、知識の定着度を測るとともに、法律用語を用いながら自らの言葉で法律問題を表現する訓練をしている。これにより、判例を含む基礎的知識の修得と、具体的な事案に即した問題解決のために必要な考え方の基礎の修得を目指している。学生の質が変化してきているため、法律文章の表現の仕方な</p>

	<p>ど丁寧な授業展開を常に心がけている。</p> <p>2年次後期配当の「刑事法総合Ⅱ」では、まず基本的な条文や原理・原則を確認しつつ、特定事案における法的に重要な事実の抽出、それへの評価、法廷意見及び反対意見の論理の分析を行う。そのうえで、判例集に対応した設問集も適宜用いながら、学説や判例の立場を参考に、自らはそのような事案ないしは類似の事案をどのような論理でどのように解決するのかを口頭で説明させたい。また、教員がこれを補足するなどの手法をとっている。また、法律論述の指導をとり入れている。</p> <p>ちなみに、「刑事訴訟法」及び「刑事法総合Ⅱ」とも、履修者の学力差が大きいため、講義の進行にあたり、個々の学生の能力に応じたきめ細かな指導を心がけている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「刑事訴訟法」では、授業における質疑のほか小テストを実施している。「刑事法総合Ⅱ」では、授業中の学生との質疑及び設問集の設問の検討が理解度の確認となっている。クラス（教員）によっては、論述力の指導をすることによってこれを補っている。「刑事法総合Ⅲ」は、毎回の論点メモとそれをもとにした授業展開という授業方法そのものが、理解度の確認となっている。なお、論点メモの提出が遅れる者がいるため、その具体的な指摘等は、適宜授業時に実施している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>オフィス・アワーを各教員が実施している。小テストを実施したのちの個別指導や、任意提出課題の論述指導などは随時実施している。学年末試験については、その実施後に詳細な講評及び解説を公表するとともに定期試験の解説を行っており、各学生が自らの理解不足を確認し再学修をするよう促している。また、期末試験の過去問を公開し、学生が起案した答案を教員が任意に添削するなどして、論理的な法律論述の力を高めるよう指導している。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>出席は、すべてのクラス・科目で出席者名簿への氏名の自署により確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>レジュメに各種資料のリンクを張った電子ファイルを公開して授業中に紹介したりするなどの工夫を科目・クラスごとに行っている。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 1年次後期配当の「刑事訴訟法」から3年次前期配当の「刑事法総合Ⅲ」に至るまで、段階的に学修が進む授業内容となっている。また、「刑事訴訟法」の単位を修得していることは2年次の「刑事法総合Ⅱ」の履修前提要件、「刑事法総合Ⅱ」の単位修得は「刑事法総合Ⅲ」の履修前提要件とされており、学修内容が未消化のままに次の科目に進むことがないように工夫している。さらに、近時、学生の理解度・習熟度にかかなりの幅がみられることから、2018年度より、全体の理解の底上げを期して「判例刑事訴訟法」を新設した。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。 とりわけ1年次の学修内容はそれを踏まえたものとしつつ、全学年を通じて、他の科目と同様「中央大学法科大学院到達目標」に記載された内容の重要度に差を設けて学生に公開しており、教員はこれを強く意識して授業を組み立てており、学修内容に漏れや途切れがないように工夫している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。 レジュメや共通の資料集は、第1週の授業に先立って配付して予習させるほか、質問への回答や授業の補足等は、「C plus」を通じて適宜補足するなどしている。</p>